

第七十二回国会
衆議院

大蔵委員会議録第六号

昭和四十九年二月十三日(水曜日)
午前十時三十分開議

出席委員

委員長 安倍晋太郎君

理事 浜田 幸一君

理事 村山 達雄君

理事 山本 幸雄君

理事 山田 耻目君

理事 伊藤宗一郎君

理事 大西 正男君

理事 鳴田 宗一郎君

理事 小泉純一郎君

理事 塩谷 一夫君

理事 萩原 幸雄君

理事 村岡 兼造君

理事 山下 元利君

理事 高沢 寅男君

理事 山中 吾郎君

理事 小林 政子君

理事 竹本 孫一君

出席政府委員

大蔵大臣 福田 赳夫君

大蔵政務次官 中川 一郎君

大蔵大臣官房審議官 大倉 眞隆君

大蔵省主計局次長 長岡 實君

大蔵省銀行局長 吉田 太郎一君

委員外の出席者

大蔵委員会調査室長 末松 経正君

委員の異動

二月十三日

第一類第五号

大蔵委員会議録第六号

昭和四十九年二月十三日

大蔵委員会議録第六号

昭和四十九年二月十三日

大蔵委員会議録第六号

昭和四十九年二月十三日

辞任

地崎宇三郎君

補欠選任

奥田 敬和君

本日の会議に付した案件

昭和四十八年度の米生産調整奨励補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案起草の件

割増金付貯蓄に関する臨時措置法案(内閣提出第一号)

○安倍委員長 これより会議を開きます。

昭和四十八年度の米生産調整奨励補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案起草の件について議事を進めます。

本件につきましては、先般理事会等で御協議願ひ、お手元に配付いたしましたような草案を得ました次第であります。

昭和四十八年度の米生産調整奨励補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

昭和四十八年度の米生産調整奨励補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

昭和四十八年度の米生産調整奨励補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

昭和四十八年度の米生産調整奨励補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

昭和四十八年度の米生産調整奨励補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

昭和四十八年度の米生産調整奨励補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

昭和四十八年度の米生産調整奨励補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

昭和四十八年度の米生産調整奨励補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

昭和四十八年度の米生産調整奨励補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

昭和四十八年度の米生産調整奨励補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

昭和四十八年度の米生産調整奨励補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

昭和四十八年度の米生産調整奨励補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

昭和四十八年度の米生産調整奨励補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

昭和四十八年度の米生産調整奨励補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

昭和四十八年度の米生産調整奨励補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

昭和四十八年度の米生産調整奨励補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

昭和四十八年度の米生産調整奨励補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

昭和四十八年度の米生産調整奨励補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

昭和四十八年度の米生産調整奨励補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

昭和四十八年度の米生産調整奨励補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

昭和四十八年度の米生産調整奨励補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

昭和四十八年度の米生産調整奨励補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

昭和四十八年度の米生産調整奨励補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

昭和四十八年度の米生産調整奨励補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

昭和四十八年度の米生産調整奨励補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

昭和四十八年度の米生産調整奨励補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

昭和四十八年度の米生産調整奨励補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

昭和四十八年度の米生産調整奨励補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

昭和四十八年度の米生産調整奨励補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

昭和四十八年度の米生産調整奨励補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

昭和四十八年度の米生産調整奨励補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

しません。

○安倍委員長　おはかりいたします。

この起草案を委員会の成案とし、これを委員会提出の法律案として決定するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○安倍委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

なお、本法律案の提出手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○安倍委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○安倍委員長 次に、割増金付貯蓄に関する臨時措置法案を議題といたします。

本案につきましては、すでに提案理由の説明を聴取いたしております。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次これを許します。阿部助哉君。

○阿部助委員 この割増金付貯蓄に関する臨時措置法に対してお伺いをいたしますけれども、私は、政府部内での割増金付の預金を思いついたたという報道を新聞で拝見したときに、どうもこれはおもしろくない法案だという気がしておったわけでありまして。まあ、ある意味では実にいやらしい発想だ、そして貯蓄をする人たちに對してはたまたまいへん不利なことになるのではないかという感じがしたわけでありまして。

そこで、政府がこの法案をどういう理屈をつけて提案してくるのか、現下の時局に対する政府の認識がどのように証明されるのかと、こう注目をしておたわけであります。おそらく、いろいろ問題はいくらでもあります。当面貯蓄をふやしたた

いというので、まあ御審議を願いたいといったぐ
あいには、ある意味では、おそろおそろ出てくるの
ではないかと思っておったのでありますけれど

も、先日、政務次官のお話しになりましたその提案理由の説明を聞いておりますと、「最近の経済情勢に即応し」と前置きをし、事もあらうに、「国民の堅実な消費生活の実現をはかる」と、こゝうおっしゃっておるわけでありませうけれども、国民の堅実な消費生活とこの宝くじつきの貯金はどんなふうに関係するのか、現在、国民生活はどのようなに堅実でないのか、まず、これは政務次官からひとつお答えを願いたいと思います。

○中川政府委員 阿部委員御指摘のように、この法案が射幸心に關係を持っておるということは事實でございます。しかし、一方では、御承知のように、非常に物価高、インフレの現況下にございまして、そこで、政府としては、財政、金融そして

貯蓄という三つの柱を立てまして、強力な施策を講じております。その中の一環として、今回、割増金付貯蓄をお願いしておるわけでありまして、

国民生活の健全という意味は、いまだちらかとい
いますと、国民の持つておるお金が買い占め等に
振り向けられる。具体的に申し上げますと、貯金
をするよりは何か買つておいたほうがいいという
堅実でない面がございますので、預金金利の引き
上げを行ない、預金の吸収をはかるとともに、こ
ういった別の観点からの預金吸収ということもは
かるほうが、国民生活の健全という意味から意義
があるのではないかとというふうに考えまして、こ
の法律案を提出した次第でございます。決して
いい制度とは思っておりません。そこで時限立法
とし、しかも元金は返るといふ意味では、ほかの
宝くじその他の射幸的なものとは違つて歯ども
あり、また配当金についても一定の頭打ちをする
というような歯どもを加えたことによつて、射幸
心にもプレーキをかけるというような条件も加味
しまして、御審議をお願いしておる次第ござい
ます。

○阿部(助)委員　そうしますと、いまの御答弁からいくと、要するに、インフレ対策ということになるわけですね。

○中川政府委員　　そういうことです。

○阿部(助)委員　そうすると、この宝くじつきの貯金をする人たちが、買い占めをする、だから物価が上がるというのが政府の認識でございますか。

○中川政府委員　もちろん、物価の上がる要因はほかにたくさんございます。しかし、この対策としての総需要の抑制の中には、一部として、そういった物を買っておいたほうが得だという心理あるいはその現象が、物価高を押える上の一つの問題点である。もちろん、これが全体であるなどということはとうていあり得ません。一つの問題として考えなければならぬ点である、このように考えております。

○阿部助(委員) いまわが国の金融上の最大の問題は、インフレによって大衆の預金が急速に目減りをする。問題はこれをどう救済していくか。もう一つは、一面今度は、大量に金融を受けておる人たちの債務者の利益という問題をどうするのか。この両者の問題だと思ふのです。

片一方では、なけなしの金を貯金していく。貯金しながら、それがさらに目減りをしていく。この人たちをどう救済するかというのが、私はインフレ対策の最大のかなめだと思うのだけれども、これでこの貯金を集めて一体どうするのかという対策なしに、ただ金さえ集めればいい。いまのインフレのより大きな問題は、大企業、そういうものの買い占め、売り惜しみというのが中心であって、個々の家庭や何かが、生活を切り詰めて何がしかのトイレットペーパーを買う、洗剤を二箱か三箱よけい買うということじゃないでしょう。もし、これがいまの政府のインフレ対策というならば、私はそれなりで今度私の質問を展開しますけれども、そこに中心があるのではないのじゃないか。

いま一番の中心は、これは二月十一日の日経で

いま一番の中心は、これは二月十一日の日経で

発表されておるのを見ますと、皆さんのほうでも、このインフレに食われて預金の目減りが一そ
う激しくなる、この個人のこういう人たちの問題
と、もう一つは、法人や何かの債務者の利得と
が、非常にアンバランスになっていく。これに対
して今度はもう少し預金金利を上げようと検討し
ておるという記事が載っておるわけだし、このこ
とが今日の一般の庶民、特に長年つとめたお年
寄りがせめてもの退職金をもらって、預金の利子
等を生活の重要な一部にしておられるとき、これ
がどんどん目減りしていくことに對して対策を立
て、手を差し伸べるということが、私はインフレ
対策の急務だと、こう思う。

にもかかわらず、今度は、金を集めるというこの対象は、あとでお伺いしますけれども、一体どの層をねらっておるのかということになってきますと、ますますいまのインフレ対策とは逆行した形でこれが進むのではないか。次官は、いまインフレ対策だとおっしゃるならば、それは本末転倒もはなはだしいというふうに私は考えるのですが、いかがです。

○中川政府委員 御指摘のとおりでございます。私どもインフレ対策のすべてをこのことによって解決しようとは全然考えておりません。御承知のように、福田さんが財政をおあずかりたしましてから、総需要の抑制ということをまず念頭に置きまして、財政支出を押える、あるいは金融を極度に引き締める、特に、不要不急の土地、あるいはゴルフ場、あるいはボーリング場といったようなものについては徹底した引き締めを行なつて、そうして総需要を押える、選別融資をする、きびしくやっております。

それともう一つは、何といってもやはり貯蓄の増強というところから、本年早々に七分五厘という、いままででない預金金利の制度も設けました。これが大きな柱でありますけれども、あわせて、こういうような多様化した制度も、ほんの補完として、これを補うことが一つのインフレ対策のほんの一部分にでもなるのではないか。言って

みるならば、この際、インフレ対策として考えられることはすべてやってみよう、そうして短期決戦、この物価高の火を消そう、そういう必死の気持ちから出てきたほんの少しの対策でございまして、この問題が、インフレ対策の堂々としていばった政策だなどということでは毛頭ございせん。

あと、どういふ方面から集めるかについては、事務当局から補足して説明をさせていただきます。

○阿部(助)委員 いや、私は次官の見解とは全く反対の見方をしておるわけです。いままでわが国のインフレを促進してきた、こういう物価高を招来してきた原因に対する次官の見解が、さか立ちしておるのではないかと感じがいまの答弁でするわけでありませう。

それは、もう一べん申し上げますけれども、国民は貯蓄をしてきた、そしてそれは目減りをしてきた。片方では、金融機関からその大衆の貯金を大きく借りて、そして売り惜しみだ、買い占めだということとで物価を上げてきたわけです。いままで、割増金、宝くじをつけて金をよけい集めよう、いままでではなかなか集りにくいから、もっとこれを集めるために宝くじをつけよう、こういうことでしょうか。それで、集めた金は、またさらに買い占め、売り惜しみをやる資金のほうに流れていく。大衆は預金をして、物価高の中で元金までが目減りをしていく。いままでのやり方をますますさらに拡大再生産をするだけであって、一体これで、これがインフレ対策だなどということではないんではないか。

むしろ問題は、この人たちの目減りをしないような手をどうやって打つか。この人たちにどうやってあたたいか手を差し伸べる政策を立てるかということが中心でなければならぬのに、逆にますますそれを拡大するといふ方向にいかざるを得ないということになれば、これはインフレ対策なんというよりも、大衆を犠牲にしてさらに大企業に奉仕する政策につながるだけであって、インフ

レ対策ならインフレ対策で、もっと別の手が幾らでもあるじゃないですか。特に大蔵省は、いろいろな点で頭のいい人たちがよけいそろっていて、いろいろやるのに、こんなけちな人だましの政策をお立てにならなかつたって、もっと堂々とその政策を展開するといふ道は幾らでもあるのではないかと。

しかも、先ほど来お話が出ましたように、あなた自身が認められるように、射幸心をあおるといふこの間違い、前にはやつておつたけれども、いろいろな問題があるからこれはやめにしたといふいわくつきの問題を、この際にお取り上げになるというのには、これは野党だれしもが理解のできないところなんですか、問題はその大衆の目減り、これをどうするかといふところにもう少し具体的なお話がなければ、これはどうしようもないんじゃないか。

まず、あなたの提案理由の説明、これは撤回されたらどうなんですか。「最近の経済情勢に即応し、国民の堅実な消費生活の実現をはかる」なんといふことは全くうらはらで、これはどうしても私は納得できない。ただ、何でもいから金を集めたいんだというだけならば、これは私は理解します。だけれども「国民の堅実な消費生活の実現」、こゝに言われると、私には何ともこれは理解ができません。次官、これは撤回されたいかがですか。

○中川政府委員 阿部先生御指摘の気持ちは、よくわかります。過去の財政金融が誤つておつたために、物価高になつたといふことですから、根本的な面のやりかえもやっております。必ずや数カ月のうちにはいい方向にいくだろう、思い切つた万策の策を講じているところでございます。

なお、御指摘のありました「国民の堅実な消費生活の実現をはかるためには、貯蓄の奨励をはかることが重要であります。」これは貯蓄の奨励全般をさすのでございまして、全般についての心がまえを申し上げたものでございまして、割増金付貯蓄だけにしかかるといふ誤解も受けますが、貯蓄を進める心がまえのまくらことばとして御説明申

し上げましたので、御理解をいただきたいと存じます。

○阿部(助)委員 この法案の提案理由の最後についておる理由、これを見ますと、たいへんこれは抽象的で、低姿勢といへば低姿勢、あいまいな表現でいかようにもとれるように簡単に書いてあるんですよ。ところが、それはそれでいいんな解釈のしかたが出てきようかと思ふのです。だけれども、提案理由の説明の「堅実な消費生活」といふのは一体何なんだろう。いままで堅実でなかつたとすれば、その原因は一体どうなんだ。堅実であるとするならば——今日のあれは堅実だと皆さんは認めておらぬと思うのですけれども、その点で、堅実なといふために割増金付の貯蓄をやるといふことは、私はちつとも堅実にならぬと思ふのです。そのところをもう一べん明快にひとつ御答弁願ひぬと、これを撤回しないことには私は入れないと思ふのです。

○中川政府委員 政策のよろしきを得なかつたためでありまして、貯蓄するよりは物を買つておいたほうがよいという傾向が出てきた。これは当然目減りをいたしますから貯蓄心が起きない、全般的なこゝろの感じ、現状が、国民の堅実な消費生活ではなかつた。

そこで、先ほど来申し上げましたように、財政金融万般について思い切つた抜本的な方策を講ずると同時に、貯蓄奨励といふことも大きな柱として取り上げた。その貯蓄全体について、いまの「国民の堅実な消費生活の実現をはかるため」といふところは使つておるのでございまして、大上段に、割増金付貯蓄が国民の堅実な消費生活をはかる、こゝにいう大それた気持ちで提案をしておりませんで、こゝにいう大それた考え方で貯蓄の増強をはかる、その一環として、こゝにいう割増金付貯蓄も貯蓄の多様化の一つの柱として、大きな柱ではありませんが、小さな柱として講ずることがこの際必要ではなからうかといふことで、お願いを申し上げておる次第でございませう。

○阿部(助)委員 私はたいへんこたわるようです。政府の基本的な認識にかかわる問題だから、これはしつこく伺ひたいわけです。それは、日本は社会保障が非常に貧弱です。そのために老後の心配があるとか、あるいは住宅が非常に逼迫しておる、不足しておる。だから、住宅を建てるために生活を切り詰めても貯蓄をするとか、あるいは子供の教育費といふものに、ほんとうに生活を切り詰めてまで貯蓄しておる。そういう点で、日本では貯蓄性向が高いし、あるいは貯蓄がたいへんよけいあるわけです。

ところが、その金を使つて今日まで高度成長して、そうして昨年の国会では、過剰流動性であるとかいろいろなことをいわれながら、買い占め資金、売り惜しみの金にそれが回つたと見られておる。そうして勤労大衆が、先ほど言つたように、洗剤を一つか二つよけい買つとか、そういうことが起きたのもさうだし、そのことが大きな物価高の要因と皆さんが見ておられるといふほど貧弱な認識ではなからうと私は思ふ。そうすれば、一番もとは何かといへば、大企業の売り惜しみ、買い占めといふ問題だといふことになる。そうなる、それにさらに大衆の預金を集めてこれを助長することになつても、これはインフレによる被害から大衆を救済する手段にはならないんだという私の認識なんです。その認識が間違つておるのなら御指摘を願ひたい。もし私の認識が正しければ、いまこゝに書いてあるこの「国民の堅実な消費生活の実現をはかるため」なんといふ表現は、全くまやかしたといわざるを得ないものであつて、私は、この文章は削除すべきだ。そうでなければ、私はもつと例をあげて御質問をいたしますけれども、この文章は政府の認識の狂いなのか、筆がちょっとすべつたのかどうなのかといふこと、このことおりの認識であるとすれば、もうこの法案もいまの予算も問題にならないと、こゝにいう感じが私はするので、こゝは少しこたわるようだけれども、政府の認識のいかんをただしたいので、これはあえて幾たびでも伺ひたいいたします。

す。

○中川政府委員 では、もう少しこまかいところを、事務局から答えさせます。

○吉田(太)政府委員 この文章をつくりました責任が私にございますので、むしろ私から答えさせていただきます。

阿部先生がお話しになりましたような認識というものは、私ももおおよそ同様の見解であると考えて差しつかえないと思います。と申しますのは、これからの経済の運営をつかさどっていくためには、従来の高度成長の秩序であるとか、あるいはその間にできた慣行を改めていくことから出発していくことが大事であるということ、私のほうの大臣の演説にも申し上げておるところでございます。基本的なお考えについては、私も同じでございます。全くその趣旨として何ら異論があるわけではございません。ただ、そういう中で貯蓄奨励を行なっていく必要があるんだという問題として、私もこれはこういう表現をいたしたわけでございまして、これがあるいはさらに産業設備あるいは大企業のように資金が流れていくことについては、もちろん総需要抑制政策あるいは個別的な選別融資なり財政金融政策、あらゆる手段を動員いたしまして、これまでの高度成長の中で出てまいりましたいろいろな矛盾を再び起こさないようにやっていきたいと考えております。

この表現が非常に短絡的に、堅実な消費生活が失われておるから、これを貯蓄奨励ということでは国民を教育していくんだというふうな、そういう大それた感じにとれますならば、私ももとしましては、まことに申しわけないことだと考えております。ほんとうの趣旨はそういうことではございませんで、いささかたりとも貯蓄の増強に資することならば、先ほど事務次官が申し上げましたように、この際、できるだけ手段をやってみたい、かように考えておるわけでございます。

○阿部(助)委員 そうしますと、「国民の堅実な消費生活の実現をはかるために、値上げの要因となる買い占めや売り惜しみをなくしていく」という

ことになりまして、物価値上げの張本人は大量の買いだめにある、こういう政府の御認識ということになるのですか。

○吉田(太)政府委員 全くそういうふうには考えておりません。御承知のように、やはり経済の拡大スピードが速過ぎたということが基本的な条件であらうと思っております。それはわが国の場合がそうでございますと同時に、国際的な環境からするいろいろな対外商品の高騰ということもあつたかと思ひます。さらには、一昨年の国際通貨に対するわが国の変動相場制という非常に特殊な事情において、いささかむしろ不況対策ということ、それを通じてわが国の国際収支を国際均衡に重点を置いたということのあらわれが今日の過剰流動性というふうな問題にきておるということも、基本的な条件の一つであらうと考えております。したがって、いわゆる消費者が態度を改めれば、物価の高騰が防止できるということではございません。むしろ経済の拡大をさせておる産業界はもちろんのことでございますが、経済に参加しておるわれわれ一同が、これは特に政策当局の一員として、そういう反省の上に立つて、できるだけ決めの、安定的な成長をはかっていくべきではないか、かように考えておるのが正直なところでございます。

ただ、ここで「国民の堅実な消費生活の実現をはかるため」という表現になりましたのは、やはり今後の経済の成長にあつて、これは消費者という意味だけではございせん。経済に参加しておる、われわれ社会に参加しておる者がすべて、できるだけ三十年代の高度成長とは違った態度で、経済の運営あるいは生活に当たらなくてはならないという気持ちがあるという表現になつたわけでございます。その辺のところは、あるいは表現が適切でなかつたかも知れませんが、御了承願ひたいと思ひます。

○阿部(助)委員 どうもはつきりしないのですが、この文章からいって、この割増金付を買う層というものを大体どの辺に置いておられるのか、

これは大法人や何かをねらつての制度ではなからうと私は思うのですが、その点はいかがですか。

○吉田(太)政府委員 これはおそらく、一般大衆の方々が主としてこれを利用されることになると思ひます。と申しますのは、一つは、ある銀行の窓口でアンケートをいたしました状況から見ましても、たとえば、一万円だけを預金するというような答えが過半を占めておる。二万円、三万円、五万円となるに従ひまして、その率が少なくなつていくという状況から申しまして、おそらく多額の預金をこれに充てるということにはならないのではなからうか、またそういうふうに期待すべき性質のものではなからうか、かように考えております。

私ももといたしまして、望むらくは、現在、たとえば宝くじが行列をしても売切れ切れてしまふ、あるいは非常に馬券がよく売れておるといふような状況にかんがみまして、せめてもそれが貯蓄という形に資金が吸収される何ほどの効果があるのではないかと、かように期待しておるわけでございまして、おそらく事業法人であるとか、あるいはもちろん大法人というふうなものを買ふというところは、また期待すべくもございせんし、おそらくそういうことにはならないと考えております。

○阿部(助)委員 局長、たいへん正直な見通しだし、私もそう思うのです。そうすればするほど、この貯蓄の奨励をはかるといふのとひつかかつてきて、何かいままでのインフレが、この連中が貯蓄をしないからインフレになつたのだから、今度宝くじをつけてこれを吸収するといふふうな解釈せざるを得ない文章なんです。だから、その点で、これはせつかくのあれでありますけれども、私はこれを取り消していただきたいのだ。そうじゃなしに、ただ貯蓄の奨励をはかるといふだけなら、私は、それはそれなりに、いろいろな問題はあつても、わかるのですけれども、この「国民の堅実な消費生活の実現をはかる」というふうになつてくると、いまの皆さんの御答

弁からいってても、これは何か大衆がインフレの張本人だということにならざるを得ない。私は、この文章はどうか食わないので、次官どうです、これは撤回されたいかがですか。

○吉田(太)政府委員 次官のお答えのある前に、もう一言申し上げさせていただきます。

確かにこの文章がそういうふうに誤解を招いたということについては重々おわびいたしたいと存じますが、私も日本銀行と一緒にしまして、貯蓄増強中央委員会をかねてから戦後ずっとやっておりまして、貯蓄増強運動というものを扱つてまいつたわけでございます。貯蓄増強ということでは、いわば単に貯蓄の金額がふえるということではなくて、一種の生活運動という意味で貯蓄増強運動をやつてきたということが私どもの気持ちの中にあるものでございまして、おおよそ貯蓄増強というもののねらいは何かというところ、一つの生活運動として貯蓄心をつくっていくという考え方からやつておつたわけでございまして。そういうものの考え方の背景がございまして、やはり堅実な生活態度というものをそれを通じて国民の方々に訴えたいという感じが、つい今度のこの割増金付貯蓄がこういう生活態度の改善であるかのようにとられるような表現になつたことは、はなはだ筆が行き届かなかつたことだと思ひます。真意のあるところ、あるいはこの文章自身をいたしましては、そういう気持ちがあつたものでございまして、消費生活の実現をはかるためには貯蓄の増強、貯蓄の奨励をはかることが重要であるといふまぐらことはなつたことを、ひとつ御了承願ひたいと存じます。

○阿部(助)委員 私の基本的な考えは、むしろ、こういう形で大衆の預金を集め、それをいままで企業に投入をして高度成長をはかつてきた。しかも昨年は、過剰流動性なんという中で、手を打たないために、売り惜しみ、買い占めというものが起き、そしてさらに物価引き上げの要因をなしてきた。それは、対外的な問題もありましようけれ

ども、しかし、外国よりも、いま卸売り物価、消費者物価が、日本は特殊な形で上がっている。もう一つは、土地の値上がりというものは、これは日本独特なんです。その土地というものが何かといえば、銀行から金を借りるときに一番大きな担保力を持つのは土地だった。それが世界に例のない上昇をしておるあたりに、日本の物価の特殊性が私はあると思うのです。そのもとをなしたものは何かというと、大衆預金というものが非常に大きな力になっておる。そうして大衆預金はといえば、どんどん目減りをしていく。そういう中でさらにこれをやるということは、私は、政府の認識が狂っているのではないだろうかと思う。

そこで、私は、先ほど読み上げた、年利一〇%ものを検討する、預金者の保護について大蔵省は検討し、努力をしておるとのことについては、これは理解できるのです。そういうものとこの宝くじとはいささか矛盾するのではないだろうかという感じがするので、基本的な態度を聞いたわけでありまして、それならば、預金者保護という点でこの年利一〇%ものなんというものを、これはいま検討中と出ておりますが、これはどうなんですか。

○吉田(太)政府委員 まさに先生御指摘のように、本来のインフレに対して生活を守るという問題からいいますと、預金金利の問題であらうと思えます。したがって、私も、この割増金付貯金がそれにかわるべきものであるとは毛頭考えていないわけでございます。たとえて申しますと、預金金利が今後さらに上がった場合におきまして、その預金金利のいわば配分の一つとして、こういう割増金付貯金というものが一種の貯蓄資産の片すみにも、まあこういう物価の異常な時期に二年間を限ってあってもいいのではないかと程度のご意見でございまして、これが本筋であるとは考えておりません。そういう意味で、このインフレに対応していくために預金がいかにあるべきかということの本筋は、まさに御指摘のとおり、預金金利がいかにあるべきかという

ことに着目し、それが本筋として考えられていくべきものであらうと考えております。

御指摘になりました、今後の預金金利をどうしていくべきか、上げていくことを考えておるのかという問題でございますが、正直に申しまして、私も、常に預金金利というもののあり方を考えておると申すべきであらうと思えます。ただ、率直に申し上げさせていただきますならば、今日のインフレ対策というものは、あくまで物価の上昇を押えていくということが本筋であって、預金金利を上げていくということが、対策というよりは、ある意味ではむしろ対症的な措置としてやはり重要なことではなからうか。したがって、いわば、例が適切であるかどうかは存じませんが、物価の高騰に対応する金利というものの考え方は、一種の鎮痛剤と申しますか、そういう性質のものである。もちろん、そういうことは必要ではあります。同時に、それのもたらす副作用なり後遺症の問題等をかねわけて考えていかなければならない。こういうところで、直ちに結論を出したい性質のものだらうと思えます。

私も、預金金利という問題を考えます場合に一番大きな問題は、預金金利というものは非常に長くその影響が残るものであるということでございます。その結果、今日、やはり大企業と中小企業との関係から申しますと、中小企業がわが国の経済の中の半分をこえるようなウェートを占めておる状況の中で、それを転嫁させていくことがはたして適当かどうかという問題が一つございまして、もう一つの問題は、やはり郵便貯金あるいは国債を通ずる財政負担のかね合いの問題だらうと思えます。

そういう意味から、この預金金利の問題については今後ともやはり研究を続けていくべきだらうと考えております。そういう金利体系の中でどうすべきかということでございます。現在のところ、ここで具体的にお答え申し上げるまでには至っていないことを、御了承願いたいと思えます。

○阿部(助)委員 ちょっとこの中心の問題からはずれませんが、大体、物価が上がるといふのは何と比較して上がるということになるのですか。

○吉田(太)政府委員 わずかしい質問でございますが、お答えになるかどうか知りませんが、やはり物価というものは貨幣の購買力というものでございまして、結局、前年に比べてどうか、あるいは前月に比べてどうかということが基準になると思えます。それがおそろく、自分の持つておる貨幣なり貯蓄というものの購買力がそれだけ減っているのではないかとということでありまして、まさにそれとおそろくございまして、自分の一定の貨幣的購買力というものが、時間がたつにつれて失われていくということが物価の上昇であるとして申し上げてもいいのかもしれないと思えます。

○阿部(助)委員 私は、まあ普通常識でいえば、貨幣の購買力ということになる、貨幣との比較だと思えますが、いま残念ながらドルも円もこれはある意味では紙幣でして、労働の結晶である金というものが裏づけになっておるならば、まさに貨幣の購買力との差だと思えますが、いまそれが、ないとなれば、やはり個人の収入の高と物の高との比較の上で上がったということであって、だから、低所得層にとつてみれば物価の値上げはたいへん困るけれども、政治献金を十六億もいたしておるような福田さんなんかに至っては、これは物価は毎日下がっておるということになるんじゃないですか。私は収入との比較だと思ふ。そうすれば、収入の多い人、いま言ったように、政治献金を何十億ももらうような人にとつてみれば、物価はたいへん下がっておるといふ表現をしても間違いないんじゃないか。

私は、インフレ対策は、一つはこの一般大衆の収入に比べて上がるものを押えるということが一つと、もう一つは、こういう預金やなんかの目減りするものをいかにして目減りを補償してやるかという対策、収入をいかに確保してやるかという対策。それには社会保障もあるでしょう。この前

の日銀総裁に対する質問のように、預金金利のスライド制というのもある程度考えられるかも知れない。そういうものをどう救うかというところに、一番対策の中心がある。そのために国民生活の健全な何とかがいうならば私はわかるのだけれども、宝くじつきの預金が国民生活の健全につながるんというにはならないんじゃないか。皆さん、これは割増金付と、こう言うけれども、一体、当たる人は何割あるのです。

○吉田(太)政府委員 最高一千倍までといったした場合、それ以下の配分によって必ずしも正確には申すことはできませんが、最高が三分の一ということ、おそろくそういう三分の一程度が何らかの形で当せんするような配分が行なわれる、かように考えております。

○阿部(助)委員 これは皆さんのあれからいくと、一般の六カ月の、六、何ぼでしたか、それはそのまま金利をつけてやって、そのほかにこの宝くじがつくんだと私思つておったところが、そうではないに、一般には六分何厘を三分ぐらいに減らしておいて、その残ったものをくじで配分するということになるわけですね。そうしますと、皆さんの試算を見ますと、大体二割ぐらいの人たちが何らかの割増金付とこうなるけれども、約八割の人は割引貯蓄ということになるんじゃないですか。大多数のほうは黙って定期預金に預けたほうが金利が高くて、この宝くじつきの貯蓄をする、これは大多数の七割か八割の人たちは、金利を損をするということになるんじゃないですか。

○吉田(太)政府委員 そのとおりでございます。

○阿部(助)委員 そうすると、大蔵省のほうはなるだけ少数の人たちが世の中を代表しておると、こういうふうにお考えになるのですが、私はやっぱり、なるだけ大多数の人たちの立場でこの名前をつけ、なを処置するということになると、これは割引貯蓄ということにならざるを得ないのだけれども、この点はいかがなんでしょう。

○吉田(大)政府委員 確かにこの割増金付貯蓄と

いうものの問題は、御指摘になったところだろうと思ひます。したがって、これを大々的に今後の貯蓄の大宗といたしまして宣伝していくというふうなことは、やはり毛頭考えておりませんし、それからこういうものが恒久的な制度として残ることについても、やはり問題があるかと思ひます。あくまでいわば貯蓄手段の片すみについて、いろいろのものがあつて、異常なこの時期において、もしも国民の需要というものがそこにあるのであれば、そういう方々にも何がしかの御期待にこれをもつてこたえたいという程度のご意見を申し上げて、御趣旨のことからいたしますと、そのとおりで考えております。

○阿部(助)委員 もう一つは、一口一万円ということになるようですが、この一口一万円とされたにはどういふ理由があるのでしょうか。

○吉田(大)政府委員 大体一万円というのが一番適當ではなからうかということでございますが、五千円の口もやれるようにはいたしております。したがって、五千円口はあるいは幾何なりあるいは信用金庫などであるという話もかつては聞いたことがございますが、おそらく一万円口になるのではなからうか、この辺のところは現在の状況からいって一番妥當な金額かな、かように考えたわけでございます。

○阿部(助)委員 一口一万円か一千万円にしたらどうです。そうすれば、過剰流動性といわれる人たちが金を集めることになるので、私賛成をするのですけれども、一口一万円ということになると、これは大衆から集めて割増金付ということになる。それでなければ、これは割増金付という名前を変更して、大多数が、多数の者が損をするのだから、割増金付というふうな名前を変えてもらわぬと、どうもこれは納得がいかないのです。

それとも、都市銀行あたりはたいへんにもうかつておるし、先日来この委員会政治献金の話もたいへんよく出ておるのだから、金融機関は大体もうかり過ぎておるようだから、年々前の期

をオーバーする利益をあげておるようですから、この辺で、金利はいままでどおりつけて、割増金はさらにその上にのせをするという制度でいくならば、これはまさに割増金付ということになるので、そういうことで、どちらかにするほうが当然だと思ひますが、いかがですか。

○吉田(大)政府委員 確かに割増金の部分は金融機関が持ち出しにして、通常の預金金利の上にこれをつけたらどうかという考え方というのは、あり得ると思ひます。

ただ、おそらくそうなりました場合には、従来の普通の、いわゆる通常の正常な貯蓄というものがそちらにシフトするという問題もあるもので、それは基本的にはやはり預金金利の問題として考えるべきではなからうか、あくまで金利の問題として帰ってくることはなからうかと思ひます。

特に、やれる金融機関がそういうことにしていくということになりまして、いわゆる私も特利と称しておりますいわば過剰競争の現象になるだけに、その辺のところはむしろ慎重に考えるべきではなからうか。やはり私も金利水準の問題として考えますならば、できるだけ高い金利をつけるべきであつて、割増金付貯蓄というものをそういう方向に持っていくことは、先ほど申し上げましたような考え方からいまして、むしろ問題があるように考えております。

○阿部(助)委員 そういふお考えであるならば、これは羊頭狗肉で、名前が割増となつておるからいかぬので、大多数が割増引かれるのだから、割増金付というふうな、せめて名前だけでも変えるお考えはありますか。これは政務次官どうです。

○中川政府委員 そういふことにもなるのかもしれませんが、先ほど来御指摘があつたところではありますけれども、預金というのはいまだ割増金付という変則的なものではなくて、普通ある、いままでの金利体系でやるのが普通であります。今度お願いしておりますこれは、こういう際であるので、特別な配慮として設けてどうかというこ

とであります。

しかも、三分の一以下は当たるけれども、三分の二以上という程度のものが当たらないとすれば、割増という名前にしたらどうかという御意見であります。その面からとらえればそういうことも言えるかと思ひますけれども、過去ありましたことになつておるもので、特に変える必要もないのではないかと。こう使つたからといってその弊害もないかと思ひますので、ひとつ御了承をいただきます。

○阿部(助)委員 いまこつた際だからという、このこつた際だからということが、私が冒頭に申し上げた堅実な消費生活云々とかからんで、やはり政府の認識が、大衆がインフレで悩んでおる、その問題にどう対処するかという点が私は間違つておるんじゃないか、狂つておるんじゃないか、たいへん失礼な言い方だけれども、狂つておるのではないだろうかという感じがするので

この際だからというの、一体どういうことなのか。私、そこが基本だと思ひます。その上で、貯蓄をするというならするでいいですよ。インフレ対策の基本は、どの層がいま一番困つておるんだ、どの層にどういふふうな手を差し伸べるかというの、いまの政策当局、政府の一番重大関心事でなければいかぬ。それを、ただ金を集めるだけ。集めた金は一体どこへ行くんだということになるれば、これはどんなにしたところで、また大企業のはうへへ回らざるを得ないので。銀行が預かつただけでほつておけば、これは金利を払うだけなんだから、どこへ貸さなければいけない。それは預貸率の問題、銀行局は何ほどか選別融資だとか預貸率を引き下げるとかいう問題は、あるにしても、銀行の性格からいって、預かりっぱなしで全然貸さないなどということになれば、銀行は欠損するにきまつてゐる。これはそんなわけにいかぬのです。それが今日まで、日本の高度成長、そして大企業がどんどん大きくなつて

くる中で、インフレが起き、農業は破壊されてくるといふ問題につながつてきたと、私は私の認識があるわけです。

そうすると、この際だからという、この際というのはいかなるのか、そこに問題があると思ひます。だから、まあせめて百歩譲つて、名前だけでも正確に、大衆の、より多くの人たちの立場に立つた名前をおつけになつたらいかですか。これは私は百歩譲つておるのですが、いかがです。

○中川政府委員 先ほど来申し上げましたように、このことの問題でインフレを解決しようとかというふうには考えておりません。もつとも大きな根拠の問題があつて、日本はいま火のついたような状況にあります。その根拠の問題として、やはり総需要の抑制というところから、財政についても、あるいは御指摘のありました貸し出しについても、物価を値上げするような土地、建物、こういったものに対する融資も押えまして、物価高の元凶にメスをふるう、そうしてまた、貯蓄の増強ということも柱の一つとして必要なことではないか。そのまづこれとしまして、国民の堅実な生活の実現をはかるため貯蓄云々というふうにかかつてくるわけでございます。

そして、先ほど銀行局長が言つたように、今度の割増金付貯蓄については、その貯蓄のますの中のほんの片すみ程度のウェイトとして、多様化の一本の柱として必要ではないか。先ほど御説明申し上げましたように、宝くじとかあるいは馬券とかいふ、そういう投機的なものに殺到しておる現在の状態に堪へるならば、元本が返つた上で、そういう射幸心も満たされるというものの制度をつくること、この際必要ではなからうか。したがって、これは臨時立法としてお願いをし、平常のときにはこういう制度は必要はない、こういう認識のもとに出してございます。

割増金というので出すのであれば、これはせつかつくりましても、その制度に乗る人も少なくなるのじゃないかと思ひます。実際は、割り増し、普通の利子よりは高くなるという点をと

らえて預金の吸収に当たっていただきたい、このように思うわけでございまして、われわれ、決して、このことによつて経済のインフレを押える大きな柱だとも思っておりませんし、また、大衆が金を持っておつたことが物価高の原因であつたなどとは思っておりません。集め方についてもあるいは使ひ方についても、これから御指摘のような物価高にならないように十分配慮して、国民の期待と阿部先生の御指摘にこたえてまいりたい、こういう考え方でございます。

○阿部(助)委員 まあこれはインフレ対策ではない、してないのだ、ほんのかすかなものなんだ、こゝろおつしやるのですが、それだと、皆さんからいただいたあれによると、刑法では富強罪といふことで、大体宝くじとかそういうものが一般にやられることを禁止しておるわけですよ。これはなぜ刑法で、宝くじを一般にやれることを禁止しておるのですか。

○中川政府委員 そういう投機的なことがみだりに起きては社会不安をもたらす、やはりこゝろ宝くじといふようなものは国の機関あるいは都道府県等の公的機関が一定のルール、しっかりしたものでやらないといふけない、こゝろ考へ方ではないか、一般にそういうことは認めていいものではない、こゝろ考へます。

○阿部(助)委員 要するに、国民が射幸心にあおられてそういうふうな風潮を持つことが勤労意欲をそこねるといふことでよくないといふことだろ、私は思ふのでありますけれども、そのよくないといふことは、ほんとうならば、個人がやろうが政府がやろうが、よくないことはよくないのですよ。皆さんはまあ今日の緊急非常事態だからこれをやむを得ないといふことなんだらうと私は思ひますけれども、宝くじとか射幸心といふものがよくないんだといふことは、それは公がやろうと個人がやろうと、射幸心をつくるということとはよくないといふことだと思ふのです。だから、刑法でとめてある。だから、法律で、これはやむを得ないとか、何とか資金集めのことでやむなく

やつておるといふ、特別のケースだけやむなく認めておるといふことであつて、本来はよくない。なぜ一体よくないんだ。そこらあたりが政治をやる者の基本だと私は思ふのです。

まあ私は私なりに考えを持っております。間違いかもわかりません。世の中は、本来ならば等価交換の原則といふのが底流にあると私は思ふ。私が汗水流した結晶と、中川さんの汗水流した結晶とが交換される、その媒介はやはりその労働者の汗水の結晶である金といふものがその仲介をなす、この底流が一つある。もう一つは、よりもうけようとするならば、できるだけ能率をあげるとか、新しいものを開発することによる不等価交換をやつていこうといふ、この二つの面、この二律背反するものがからみあひながら、一方ではやはり等価交換の原則といふものが底流にある。ところが、射幸心だ、宝くじだといふものは、まさに不等価交換の代表だ。そうして、競馬だ、競輪だといふところへみんな行つてしまつて、いわゆるほんとうの勤労、汗の生産といふものが失われてくれば、国の将来、人類の将来といふものはなくなるといふ一つの法則といふか原則といふものが、私は底流にあると思ふのです。それを抜きにして、何でもいゝ金を集めればいゝ、もうければいいといふことになつてくれば、一番いいのはどうぼうか詐欺ですよ。どうぼうか詐欺にほうびを出したほうが一番いい、私はそういう世の中になつてくると思ふ。そういう点でこの刑法がこれを禁止する。民法の契約の原則なんかも、私はそのの上に立つておる道徳であり法律であるといふふうに、私は私なりに考えを持っております。

そうすると、この宝くじといふものはやはりいいことじゃないんだ。ただし、いいことじゃないけれども、今日置かれておる勤労者の立場は、インフレでどんどん収入は減つていく、貯蓄したものは目減りしていく、そして住宅を建てたいにも建てようがない、もう土地は高くなつて手の届かないところへ行つた。そういう先の希望の暗さから、せめて一獲千金といふことで、競馬

だ、競輪だ、これが非常な盛況をきわめておるといふのは、たいへんに嘆かわしい現状だと思ふのですよ。これは嘆かわしい。

それはなぜかといふと、今日までの政策がこういう非常なインフレといふものを招来し、大衆を収奪してきたといふところに一番問題がある。先ほど申し上げたように、社会保障が低いから貯蓄をせざるを得ない。貯蓄をすることによつてますます貧富の差は離れていく。このからみ合ひを政府が認識をしていただきたいといふのが、私の基本的な質問の要旨なんです。貯蓄をする、それを使つて片方はもうけていく。貯蓄した人たちは、大衆の貯蓄はだんだん目減りして、貧乏になつていく。そうして貧富の差が離れていく。離れていくから、こゝで何か一獲千金といふことで、競輪、競馬、賭博といふものがますます広範に広がつていく、こゝろ考へたことは、今日これからとなんだといふことが、私は基本にあるわけなんです。そこが私といまの政府の皆さんとの見解がどうも違ふのではないだらうか。その点が一致をするならば、私は賛成はしないけれども、この貯蓄をこの際いろいろな点を勘案してやらざるを得なくなつたといふ皆さんの立場を理解しないではないんです。だけれども、その基本までが狂つておるならば、私はもう少しその意見を戦わさないといかぬのだ、これは私の基本的な考えなんです。その点はどうかなんです。

○中川政府委員 先ほど阿部先生から、物価高とは何を基準にして言ふのか。局長からは前年、前月、あるいは昨日に比べてといふお答えがあり、阿部先生からは収入に比べてといふ御指摘がありました。さらには金利との関係に比べて、預金金利を上回る物価高といふ尺度も一つあると思ひます。特に御指摘がありました、生活程度の低い人、ベースアップの行き届かない人に対しての物価高といふのが一番許されない大きな一つの尺度であらうと存じます。そこで、政府としては、こゝろ生活保護者、年金生活者等については、こ

としも補正を行ないましたが、来年度は三十数%という配慮を加えて物価高に対処しようといふうな認識を持っております。

また、今度の割増金付貯金がギャンブル精神をおおるようなものであつて、決していいものじゃない、そのとおりだと思ひますが、人間には本来射幸心といふものもどこにはある。英国などもある程度のもので許される。これは人間本来の欲望である。ですから、家庭生活がおかしくなるといふような宝くじであつたり馬券であつたり、この貯金がそういうことになるとするならば、これは許されない。しかし、ある程度ある射幸心を満たす程度といふものであるならば、これはまた国民の要望でもないのかと考へます。今回提案しております割増金付貯金は、家庭生活を破壊するといふような罪惡を招くような内容のものではない。しかし、正常なやり方としては、預金金利を物価高に負けないようにできるだけ配慮してあげるといふことが基本にありますから、昨年来四回にわたつて金利の引き上げを行ない、過去にない七分五厘という制度も設ける。それが本流であつて、今回御提案を申し上げておりますのは、社会悪を起さない、許される範囲内の射幸心程度のもので、貯蓄の多様化の一つの小さな柱としてお願いをしておる、こゝろ考へる御理解をいただきたいと存じます。

○阿部(助)委員 いまあなたがこつしやるように、私も本来は、人間の何がしかの投機的な心理といふものを全然無視するものではないのです。世の中の進歩といふものは、ある意味では、やはりそういうものがなければ、いままでの経験のワタの中だけでどまつておる限り世の中の進歩はないのかもわからぬ。私はその点ではあなたの答弁は理解できるわけでありませう。それで、それならば次に伺ひますけれども、大体どの程度の預金を集める見当でおられるわけですか。

○吉田(太)政府委員 非常にむずかしい御質問でございますが、私どもは、これが爆発的に売れる

というようなこともあるいはあるのかなという、むしろその辺の心配を一方ではいたしておるわけですが、それは決して望ましいことではなくて、むしろいまの世の中このように物価問題というものの反映であるということで、必ずしもそれは期待すべきことではないと考えております。

そういうようなことでありますが、かりに試算をいたしてみますと、結論から申しますと、大体一兆五千億前後ではなからうかという感じしております。一つは、積み上げの計算で、どれだけの金融機関がどういう計画を持っておるかということからいたしますと、大体、都市銀行が五千億ぐらいでございますし、私どもが監督させていただいておられます相互銀行、信用金庫ぐらゐで入れますと大体一兆ぐらゐ、それから農協、信用組合等を入れますと、大体一兆五千億ぐらゐの感じで見られるのではないかと考えております。

一兆五千億という金額を逆に引き戻してみますと、大体、定期預金の残高の二割ぐらゐの感じでございますし、この前のボーナス貯蓄の例から見ましても、あるいは金融界のかつてやったことのある人たちの感じから見ましても、まあ妥当なところではなからうか、こういう感じでおるわけでございます。

○阿部(助)委員 局長、いま個人預金はどれぐらゐあるのでございますか。

○吉田(太)政府委員 先ほど個人定期の二割と申しましたのは間違いでございます。六カ月定期預金の残高の二割でございます。なお、個人定期預金の増加額というところにもなるわけでございますが、訂正させていただきます。

なお、個人預金の総額につきましては、大体五十兆というところでございます。

○阿部(助)委員 先ほど物価の問題でお話しがありましたように、五十兆というところ、いまのように二〇%の消費者物価の上昇ということになると、大体この預金者は十兆円購買力が減る、こういうことになるわけですね。

○吉田(太)政府委員 確かに二〇%、前年同期比でやりますとそういうことになると思ひます。ただ、年度間の上昇率で消費者物価がどのくらいになるかということでございますが、かりにいま先生のお話のように二〇%というふうなことになるものと、まさに十兆になると思ひます。ただ、私もどなたもいたしましては、前年同期比はそういうふうに出ましても、年度間の平均の上昇率というものは、この前の経済見通しにあるように、何とかしてできるだけ少なく抑えていきたいと考えております。二〇%というふうなことはならない、あつてはならない、かように考えております。

○阿部(助)委員 それは希望的な観測でしてね、いままでも物価問題のときには、定期預金の金利以上上がったことはたいへんなことだなんという大臣答弁は、何べんもこの部屋でお伺いをしてきたわけですね。政府の物価見通しが当たったためしが最近ない。天気予報よりまだ当たりが悪いという形でありまして、その点ではさつぱり保証がないと思ひます。

昨年の当初予算のころに、政府の見通しよりは少し上がるんじゃないかと思つたけれども、消費者物価が二〇%も上がる、卸売り物価が三〇%も上がるなんというところを政府もおそらく予想をしておられなかったんじゃないだろうか。もしこれを予測しながらやつたというなら、これはたいへんなことなんです。おそろく予測をされなかつたと思ひます。しかし、いまのようにいろいろな加速がついていきますと、これは皆さんの言うような希望的な観測だけでは済まされないんじゃないか。

こういうことを考えてみますと、いまのように、個人のほうの預金が五十兆で毎年十兆も目減りがするということ、そして、目減りするものは消えてなくなるわけじゃないんだから、片一方でだれかのほうにこれが上積みされるということなんです。問題は、この上積みされるほうにどう対処するか。これにどう対処するかという問題を

明示されないで、こういう貯金をふやそうというだけでは、あまりにも大衆を愚弄する政策ではないだろうかという感じがするのですが、いかがでございますか。

○中川政府委員 まさしくそのとおりでございます。五十兆円の個人貯蓄があつて、物価が二〇%上がれば二〇%、すなわち十兆円分だけ購買力がなくなるわけですから、貯金した人に御迷惑をかけていることは、もう間違いない事実でございます。

そこで、政府としては、こういう異常な事態がないように、特に福田さんが財政をあずかられましてからは、物価抑制予算だといわれるぐらゐ、物価の抑制をはからなければならぬというので、気遣いじみた気持ちで予算の圧縮を行ない、特に公共投資などは前年を下回るといふこと、事業量では昨年よりは下回る、一割になりますか二割になりますか、ものによつて違ひますけれども、これは異常な事態でございます。そうして物資の放出という形を通じて卸売り物価の低落をはかる、ないしは、最近ではオーバーキルになるんではないかといわれるぐらゐ金融引き締めを行なうといふことも徹底的にやつておるつもりでございます。最近、卸売り物価、特に鉄、木材等に値くすの現象があらわれてきたということでございます。

そういうこととともに、やはり貯蓄を増強していくという政策もあわせてやつていかなければ、この二〇%に及ぶ物価高を抑えることはできない。根拠はそこを置きまして、正道を行く金利の引き上げ、公定歩合の引き上げ等々をやるのが基本である。それにあわせて、先ほど米御説明申し上げておりますように、補足としてこういうこともやつてみたらどうか。しかも、国民生活を脅かすようなギャンブル的な、特に家庭生活にひびを入れるような制度であつては、これはもちろんいけませんけれども、許される範囲内のこということもあわせ行なうことが許されるのではないかと。必要だといふようなことは申し上げません。

この程度なら許されることではないかという気持ちで御提案を申し上げておる次第でございます。ですから、阿部先生の御指摘のとおり、根拠の問題こそ大事でありますから、最善を尽くしたつもりであり、今後また御指導をいただいて、足りない点がありますならば、徹底的にやつていきたいというふうに考えます。

○阿部(助)委員 そうすると、この宝くじつきの預金をさせた場合、これは凍結されるのですか。

○吉田(太)政府委員 これは一般の金融政策のワツクの中に入る性質のものでございます。というところは、現在、都市銀行及び地方銀行については、日本銀行の窓口規制という形で凍結されると申します。貸し出しの規制ワツクが非常に厳格に行なわれております。最近相互銀行、信用金庫の一部にもそれが行なわれておるわけでございます。いわば七割程度が日本銀行の金融政策のワツクの中に入ると考えます。

残り、たとえば農協部分、あるいは信用金庫の大部分、それから信用組合という問題については、これは厳格な意味での凍結というところは行ないない仕組みになっております。ただ、農協につきましては、私どももいたしまして、やはり規制ワツクで最近十二月以来その指導をいたしております。信用金庫及び信用組合につきましては、やはり中小企業専門に一番細かなところを相手にしておるといふことからいたしまして、これは規制の外になつておるといふのが実情でございます。

○阿部(助)委員 結局、これをおやりになる一番基本は、まあ簡単なことばでいえば、総需要の抑制という問題が皆さんのほうではあるわけでしょう。そうすれば、それを抑制することになると考えておる一方で、預金をうんと集めれば、銀行の金融能力を高めることになるわけですよ。それは皆さんは、ある程度、選別融資である、何であるといふことはやつておられるけれども、総ワツクがふえてくるわけですよ。そうすれば、銀行はますます優位な地位に立ち、それを活用していくといふことは、これは当然のことなんです。そうす

れば、これが総需要抑制につながっていくのかどうかという問題がある。

これは金融だけの問題でなしに、全般の問題でありますけれども、一番最初に申し上げたように、やはり日本のインフレの元凶は何といつても、昨年あれだけ論議されたけれども政府が手をつけなかった過剰流動性の問題、特に皆さんも認めておられるように、あのニクソン・ショックのあとのドルの問題ということで過剰流動性を来した、ある意味では手おくれだったという認識は、総理大臣以下みんなお持ちになっておられるわけです。これは金がだぶついておるといふことなんです。そうしたら、そのだぶついておるほうからどう取り上げるか、その点で、これはいまこの問題に直接関連はないけれども、そういう問題がまずこのインフレ対策としては先なんではないか。そのためには、まず、法人税の引き上げもつけようだけれども、特別措置というふうなものをつくる。この際に思い切った大なたをふるうなという問題をからめていかないと、ただ大衆の貯金を吸い上げていく、そして大衆はこれによってまた損をする、目減りをする、犠牲をしいておいてそこばかりいじめていくという政策は、どうも合点がいかぬわけですし、そういう問題を、政府はほんとうに本腰を入れて、ともにこれをおやりになるのですか。

○中川政府委員 吸収のほうもさることながら、使い方についても過剰流動性にならないように十分配慮するという御指摘、まことにこともございまして、そのために法人税率の引き上げといふこともやりましたし、それから選別融資によつてインフレ傾向になるようなものについては、特に不要不急のものについては規制をするという措置もいたしております。

同時に、最近問題になっております超過所得についても、政府としても何とかやりたいという気持ちがありまして、八方研究を重ねておりますが、それにはそれなりのまたむずかしさもございまして、党やまた野党の皆さん方の知恵もかりて

という国民的な研究課題になっておりまして、そちらのほうをないがしろにいたしておるわけではありません。税務当局としては、罰金的な過剰所得を税で取ることに性格の問題もありまして、悩んでおられますが、まだ実現には至っておりません。しかし、そちらのほうもないがしろにはいたしておりませんことだけはひとつ御理解をいただき、また今後とも御指摘がありましたならば、その方面についてもさらにくふうを重ねていきたいというふうに考えます。

○阿部助委員 これを実施いたしますと、金融機関はたいへんなことですよ。いまでも、週休二日制なんといふことがいわれておるときにも、銀行といふものはたいへん労働が強化しておるわけですよ。具体的例をあげるといへばあげますけれども、たとえば、女の子なんかも超過勤務をさせるけれども、なかなか超過勤務の手当を出さないですよ。婦人の超過勤務は週制限がございしますから、そのワタをはずれるとたいへんだというので、ワタ外には、超過勤務はさしても超過勤務手当を払わないで使っておるなんというのがある、あつちこつちの金融機関にあるんですよ。ところが、今度これをやりますと、どうしてもワタだけはさばかなきゃいかぬということになってくる。ある意味でいうとノルマをきめられる。いまでもあるのじゃないけれども、ノルマをきめてぎゅうぎゅう押しつけられていたら、働く金融機関の労働者は、たいへんな苦勞になるのです。その点は何か御指導するお考えはおありなんだと思うのです、いかがですか。

○吉田(太)政府委員 確かに銀行の過当競争といふことの背景があるところで、こういうことをやつて非常に無理がいくのではないかといふ心配といふのは、ごもっともだろーと思ひます。私ども全く同様に考えておまして、そういう意味から、事前にやはり計画を出さして、それによつて無理かどうかをチェックしていきたいと思ひます。と同時に、できるだけ、やれるところは多くやるといふようなことでなくて、一種の型をつく

りまして、その原則に従つてやつてもらふという指導をしていきたいと思ひます。

具体的に申しますと、募集する単位というのは、一年定期の場合でございまして、やはり二十万口というのが適当ではなからうか。大銀行であるから大きくやり、零細な金融機関から小さくという形でなくて、まず、やれるところが一斉に無理なくやれる程度というふうに考えておりまして、もしもそういうような事態がございしましたら、そういうときには、これは年におそらく数回募集することになると思ひますが、次からはそれを差しとめるとか、あるいは計画を変更さすといふような措置も考えてみたいと思ひます。

○阿部(助)委員 では、この辺で終わりますけれども、私はこの預金はある意味でいうと爆発的な人気を得て、たいへんに売れ行きがよいのではないだろうか、実はこう思ふのです。これは実際そうなるんだらう。

しかし、それは一面たいへん悲しいことでして、ほかに家を建てることもできなくなった、何することもないとなつた、せめてこれに夢を託さなければならぬといふ労働者一般の人たちの数が多いといふことなんですよ、そういう点で、これはよく集まるような事態になればなるほど、私は何か悲しい世の中なんじゃないだろうかといふ感じがするわけです。そして貧しい国民が宝くじつきのあれでつり上げられる、そして目減りをしていく。何か右のほおも左のほおもひっぱたかれるようなことになるのじゃないだろうか。だから、せめてこういうような世の中じゃない——一億総インフレですよ。それで総投機なんですよ。それを聞かないほどの情勢になつておる。一億が総賭博に入るような気分をつくるという点で、私は何かこの法案に寒々としたものを感ずるわけでありまして、おそらく政策当局の銀行局等の皆さんも、これはあまり気乗りしない法案だ、こうお察しを申し上げるわけでありまして、

そういう点で、私は先ほど局長がおっしゃったように、ほんとうに預金を集めようとするならば、一般の預金者の立場に立つて、金利の引き上げであるとか、そしてせめて目減りだけでも何がしか防いでやろうといふ検討をしておるようでありまして、せめてそれを熱心に鋭意検討をしていただいて、できることならば、こういう法案を出さないでいいような政策の立案を希望申し上げます、私の質問を終わります。

○安倍委員長 山中吾郎君。

○山中(吾)委員 一点だけお聞きしたいと思ふのですが、この種の法案を立案する政治思想について誤りがあるのではないかといいことだけ、今後政府がこういう関係の法案をつくるときに、審議をする者も含んで、反省すべきものがあるのではないかといいことを一点お聞きしたい。

この法案を一覧しますと、一口にいへば、国民の立場を守る思想、この場合は、貯蓄国民の立場を守る思想が非常に乏しい。

【委員長退席、松本(十)委員長代理着席】

結果的には、金融機関保護法になつてゐるのじゃないか。だから、国民に貯蓄を奨励するならば、国民を保護しながら奨励する発想で国会に提案をすべきでないかといふことを非常に疑問に思ふので、お聞きしたいと思ふのです。

それは、この割増金付貯蓄を見ますと、一般の預金の場合と利子総額は同じである。そしてくじを引いて当たった者には一千万あるいは何百万。その分はだれから差つ引くのかといふと、他の預金者である。貯蓄奨励に協力した預金者。その預金者も、馬券を買ふとかあるいは富くじを買ふ庶民、幾ら働いても豊かにならない者の追い詰められた投機心から出たお金の貧乏人だと思ふのです。したがって、くじに当たった者は何百万か得るが、その得た分は、他の庶民の貯蓄の利子を請求する権利を放棄しての預金である。そういうことから、私は投機心理は否定しません、これも政策の計算の中に入つていいと思ふ。金融機関からいいますと、払ふべき利子の総額は同じであつて、一部のみに割増金——これは

ただ、ボーナス定期というものを年末につくりました。これなどは、ある意味では、その常識を一步踏み越えたものと言えるのかもと思います。六カ月定期の金利に、一年定期に相当する金利を一カ月間だけつけたというものは、確かに従来からいいますと、金利の常識を破ったものと申し上げることもできるかと思ひます。ただ、こういうことは、あくまで基本的には長続きはできないものである。たとえば、これを臨時立法にいたしましたとしても、たとえ一年なり二年続期間には、必ず経済の原則として、やはり貸し出し金利に反映せざるを得ない。確かに大銀行はこれを吸収する余地はあろうかと私は思ひます。その場合には、大銀行だけが高い預金金利を払い、その他の零細な金融機関は低い預金金利を払わざるを得ない、それも一つの割り切り方だという考え方もあろうかと思ひます。これが金利自由化というものの発想の根拠になっておる考え方だろと思ひます。しかし、現実的には、なかなかそれはむずかしいと考へざるを得ない。結果的には、やはり先ほど申しましたが、三分の二が中小企業金融機関の分に貸し出し金利としてはね返っていくのではないかとこのように考へております。

○山中(吾)委員 立法技術上非常にむずかしいというように考へられるところに伝統的な偏見があると思うので、これからはやはり角度を変えて考へるべきだということで意見を申し述べているんです。

この割増金付貯蓄の場合は、たとえば定期の利子の二分の一を払って、その二分の一をいわゆる景品分にするれば、逆に当たらない者からいったら、半分の低利を認めた貯蓄になるでしょう。五分支払うべきものを、三分だけは利子で払って残りは割増金にするというならば、この貯蓄に関する限りは、一定の利子を三分にするんだという思想なんです。そしてあとは景品。だから、一定の利子を守るならば、この場合も利子は利子として払う。そして銀行のはうで、集まった分を貸し出す利子の何分の一かを割増金にせいというの

は、立法技術上何にもむずかしいはないし、一定の利子を守る原則は貫いていくのですから、やはり立案するときの政治思想、立法思想の問題ではないかと思ひます。私はどうしてもそう思ひます。動機はそうでないといつても、方向性からいえば、国民にいま一定の利子を請求する権利を放棄させて、投機心を悪用して一部の者に与えるという、いまの認めた利子そのものを無視して、投機心理を活用する立法になつていくのじゃないですか。だから、そういう考え方というのはい、あなたがとおっしゃる通りに、技術上不可能だというのは、伝統的な偏見があるからそうなるのではないかと私は思ひます。絶えず国民のほうを守る立場が非常に薄い。結果論からいって、確かに金融機関保護法で、貯蓄国民保護法にはなつていない。そういうこの法案の発想を、ちょっと見ましたら非常に疑問に思つた。これでわれわれは新しい政治がいいのかということを感じる、これは考へ直すべきだ。私は、基本的なものの考へ方において、根本的にこの法案に反対するので

時間三十分だけだったので、こういうことについてまた次の機会に具体的な問題で論議しなければならぬと思ひますから、ぜひ大蔵省も、いままでの法案の発想のしかたについて白紙で考へるという態度をとるべきではないかということをお願いしたいと思ひます。次官の意見を聞いて終わります。

○中川政府委員 山中先生の言われること、わからないわけではございません。わからないわけではないのですけれども、なかなかそれはむずかしいことではございまして、普通金利の上に、預金者の犠牲でなく銀行がプラスするものでやつたらいいではないか、同じ貯金した人に払うべき利子でやるのじゃなくて、利子は利子で払った上にプラスしてやるべきじゃないか、私も、そういう余裕があるならば、これは宝くじにしないで、全部の預金者にプラスしてやるべきである、それはそれとして最善の努力をする、銀行がもうけ過ぎない

いように、預金が集まるように。しかし、それには一定の限度がある。そこで、やるとすれば、いま言う射幸心を入れたものならば貯金をしようという人もあるのではないか。普通の制度をやめてしまつて、全部これに変えたというならば、なるほどこれは銀行保護ですが、この選択は預金者にあるわけですから、普通の金利でもらつたほうがいいか、金利は犠牲になるかも知れぬが、ひよつとしたらという気持ちの人もある、そういうことを選択する国民があるとするならば、そこにも窓口をあけてやつていいのではないか、こういう気持ちでございまして、決して銀行を保護して、力のあつた銀行に出させないで、預金者の利子を犠牲にしてという発想ではない。預金はあくまでも普通の従来の預金がいいのであつて、割り増しできるものならば皆さんに一厘でも高くしてあげる、こういう思想でいくべきであり、それとは別の発想のものもひとつ添え木として添えておいたらどうだろうという、ささやかな気持ちであります。銀行を保護しようという気持ちから発想したのではないということだけは御理解いただきたいと存じます。

○山中(吾)委員 また今後論議しましょう。考へ方が非常に冷酷ですね。

○安倍委員 午後一時三十分より再開することとし、この際、暫時休憩いたします。

午後零時二十八分休憩

午後一時三十二分開議

○安倍委員 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。小林政子君。

○小林政子委員 割増金付預金の創設の目的というものは、先ほど来午前中の論議でもいろいろ言われておりましたけれども、あらためてこの時期に割増金付預金を創設するというその目的は那邊にあるのか、この点を明確にお答えをいただきたいと思ひます。

また、これもすでに質問の中で午前中取り上げられておりましたけれども、募金額についてひとつ各行ごとに、都銀、地銀、相銀、信金など、これはできれば資料によつて、大体どの程度かを別に出していただきたいと思ひます。

○吉田(大)政府委員 割増金付貯蓄をこの際にかゝる、こういう趣旨を考へたのはどういふことかという御質問でございまして、昨年来、貯蓄増強のためにできるだけのことをやつてまいらうということでもございまして、その基本的なものは、預金金利を二割数次にわたつて引き上げたということと、あるいは税制上少額貯蓄の優遇のために新たに今度措置しようとする、こういうことがやはり貯蓄増強の基本的なものの考え方であらうかと思ひます。しかし、同時に、年末のボーナスの支払い等非常に市中に資金が出回るようなときには、ボーナス貯金というようになことでこの吸収もはかるといふような措置をとつてまいりました。そういうことからいいたしますと、この割増金付貯蓄につきましては、できるだけ早く、市中にある消費に向かうようなものがいささかたりとも貯蓄に回することを通じて、現在の総需要抑制策に寄与し得ればという意味で、今回割増金付貯蓄をつくつたわけではございまして。

御承知のように、戦後、この割増金付貯蓄の制度は三十九年までございまして、やはり経済が混乱しておりました昭和二十六年から二十八年にはこれが非常に活用されたということにも顧みまして、今日のような物価上昇の時期におきましては、できるだけいろいろな方々の貯蓄と申しますか、貯蓄手段を多様化することによつてあらゆる資金吸収をはかりたい、こういうことでござい

す。なお、各金融機関ごとの大体の規模もくろみでございまして、わが次第資料で御提出申し上げますが、何ぶんこの法案の審議中であり、具体的な計画というものはまだ固めてないのが実情かと思ひます。ただ、金融機関ごとでは、ある程度の腹づもりで研究しておるといふのが正直なところ

でございまして、先ほど都市銀行五千億程度と申し上げましたのも、大体五千億から六千億程度で考えておるうちに聞いておるということでございます。

それから、農協が比較的研究段階としては進んでおるように見受けられます。たとえば農協の場合、現在のところ、二十三単位ぐらいで、ブロックに分けて計画しておられるようでございます。千五百億ぐらいということになるのではないかと考えております。

地方銀行、相互銀行、信用金庫は、今日までのところ、まだ共同でやるか、個別でやるかというようなことについても研究中のようでございまして、具体的な計画というのは、まだ私どものほうには金額の入った計画は入っておりません。

なお、その他の金融機関もほぼ同様でございます。具体的な計画が進み次第また逐次御報告させていただきます。

○小林(政)委員 いまの御説明ですと、貯蓄の一つの手段として、いわゆる多様化していく貯蓄の一つの手段として、今回の割増金付預金は、総需要を抑制する一環として、個人の消費を抑えるために、個人の手持ちの資金をやはり吸収していく、こういうことが目的でつくられたのだということをはつきり政府の説明でも言っているのです。私は、これは単なる貯蓄増強の一環のためには有利な手段を設けたのだというふうにおとりになる者は、これは国民だれもいないと思うのです。その辺どうなんでしょうか。

それからまた、数字の問題につきましても、都市銀行五千億から六千億、大体まだ研究の段階であって、具体的な数字についてはわからないというのですけれども、私はやはり、少なくとも、この募集計画等を銀行局は提出をさせて、各金融機関の能力に応じて行政指導もやるんだということも言っていますし、政府の資金の吸収計画というものはおのずから持っているんじゃないか、こういうふうには思いますけれども、何ら政府はそういう

計画すらも持っていないのですか。

○吉田(太)政府委員 先ほど申し上げましたように、これが格段にほかより有利な貯蓄手段であるというふうなことでございまして、これを打ち出していくつもりは毛頭ございせん。むしろこれは幾つかある貯蓄の中の新しいタイプの貯蓄である、しかし、これについてのいろいろな問題もあることにかんがみまして、いわば時限的に二年間の臨時措置としてやりたい、かような措置でございまして、なお、それが何を期待しておるのかといいますが、直接的には、私がさっき申し上げましたように、貯蓄手段を多様化することを通じていささかなりとも貯蓄の吸収に寄与できればこれが一番いいんだ、こういうことでございまして、ただ、なぜ貯蓄の増強が必要であるかということになりますならば、それは確かに総需要抑制策というものを一方では基本的にやりながら、できるだけ貯蓄手段を活用いたしまして、貯蓄増強をしていくことを通じて経済の安定化をはかりたい、こういうことでございまして。

なお、各銀行ももちろんいろいろ研究しておると思ひます。しかし、何と申しまして、まだ現在審議中の法案でございまして、これが御審議を仰ぎ、成立いたします前後には、もう少し各銀行が具体的に計画をつくってまいらる、かように思ひます。

ただ、その場合に、私どもがそれではそこまで何も持っていないのかという御質問でございまして、先ほど申し上げましたように、われわれの推計といたしましては、大体一兆から一兆五千億くらいがこれで吸収されるのではなからうかという、その積算の基礎として、いま申し上げたような数字があるわけでございまして、同時にまた、現在の六カ月定期というものをめどにいたしまして、その二割くらいが吸収できるのではないかと、金融界の専門家の意見もあり、その辺を推計して一兆五千億、こういうふうな考えでおります。

なお、それでは五千億なり六千億なり、あるいは

は農協の千五百億というのはどういうことから出たのかという御疑問かと思ひますが、これはたとえ、私どもはかりにこの法案が成立いたしました時に、ある一定の指導の基準をつくりまして、それによつてできるだけあまりまちまちにならないようにやっていきたいと思つております。その中で一つの単位としては、二十万口を単位としてこれを二カ月間募集する、その場合のやり方等についての基準というものは考えておるわけでございます。いずれ省令というふうな形でこの法案が成立した場合には出していききたい、かように考えておるわけでございまして。

○小林(政)委員 このことを実施することによつて、それでは物価引き下げにどれほどの抑制力を持つというふうにお考えになつてゐるのですか。

○吉田(太)政府委員 この措置が直接物価にどれだけ寄与できるかということについては、残念ながら、これが直接的にここで答えできるような具体的な効果ということとは期待できない、かように考えております。

○小林(政)委員 結局、今日のインフレ下における総需要の抑制ということの一環としてこの貯蓄が新たにここでもつて取り上げられたということ、これはおたくのほうの説明でもはつきりしているのです。こういう点から考えると、個人の資金を吸収していく、そのことが総需要を抑制していく上で非常に大きなウェントを占めてゐるのか、ごとき印象を与えてゐるわけですね。私はやはり、この今日の物価のつり上げというものが一体なぜ起こつたのか、これは昨日発表された日銀の一月の卸売物価が前年同月比三四%、そしてまたに記録的な高騰であるということがきょうの新聞に一面に載つてゐます。また消費者物価も一月は二〇・四%ですね。まさにもうこれでは全く異常な状態だ。こういうような状況の中で、製品の価格の高騰がさらに今後上昇していく、こういうことも見込まれるということは、昨日の経済関係懇談会で、そこでも了承されてゐる。こういうことを考えますと、国民は実際には実質所得が

もうどんどん減つてゐるのです。そうして生活危機に現在はおちいついてゐる、言つても私は言い過ぎじゃないと思ひます。こういう中で、一体、国民消費が伸びることが総需要をさらに何かだぶつかせていく一つの原因になるのだみたいな、こういう感覚でこの預金を取り上げられたということ、は、全くこれは筋違いだと思ひます。

確かに国民の消費支出も伸びてはきていますけれども、しかし、それだつて、実際にはインフレのために上がつてゐるのです。数字の上では伸びてゐるのです。国民の生活内容というものを考えれば、消費支出が伸びたから生活がさう豊かになつたかのような、数字の上ではさういふ形で出ますけれども、実際には異常なインフレと物価高で、実際は逆に、生活面では苦しくなつてゐる。というものが現状だと思ひます。春闘で二〇%の賃上げを昨年かちとつたつて、二一%も消費者物価が上がつちやつたのでは、もう元も子もなくなつてしまつてゐる、こういう現状というものを一体どう見ているのか。そうして個人が持つてゐるわずかばかりの手持ち資金を吸収することがインフレを抑えることになるのだみたいな、こういうお考えというのは、これは全く筋違いだと思ひますけれども、国民が納得するようにひとつ御説明をお願いしたいと思います。

○吉田(太)政府委員 先ほど来お答え申し上げましたように、これは貯蓄手段を多様化することを通じて国民に貯蓄をしていただくという性質のものでございまして、これが消費を抑えていくための非常に強力な武器であるかのような御説でございまして、私どもは必ずしもそういうものとは考えていないわけでございまして。したがひまして、こういうことはほかの貯蓄手段と条件において、できるだけ有利不利のないようにやつていくということ、あくまで国民の選択にかなうものをつくつていく、こういう趣旨でございまして。ただ、もちろん、総需要政策を進めてまいります場合に、国民経済計算上の需要項目というものは、御承知のように消費が五〇%を占めております。

すし、その他の企業設備あるいは政府支出というものの、すべての需要を抑制していくというものをねらいにしておるわけでございまして、そういうことからいたしますと、それにかかりのあるものについては、できるだけ手段を設けて、これの需要の拡大を適度に押えていきたい。こういうことに通ずるものであることは、これはもう申すまでもないことであらうと思ひます。

○小林(政)委員 何か国民の総支出の中の五〇％は、いわゆる消費支出が占めているので、それをやはり抑制していくことは必要なんだ、こういうふうなことですけれども、私はやはりさっきも言っているように、国民の消費支出が現在数字の上では伸びていても、国民生活の質の問題、生活内容の問題というのは、実はもう国民の所得そのものが減価しているのですから、これはもう非常に苦しくなつてきているし、また実際に、一人当たり消費支出の国際比較を見ても、日本は、一人当りの消費支出は世界で一番のものとすい値上がりですけれども、消費支出はどうかというのかという点で見てみれば、実際には国民一人当たりの消費支出は、欧米諸国に比べて、これはもうむしろ主要国に比べて最低じゃないですか。たとえばアメリカの場合は、これはドルで計算してありますけれども、三千四百七十八ドル一人当たりの消費支出、英国の場合は千七百二十六ドル、西独の場合は二千二百八十五ドル、フランスの場合は二千二百九十三ドル、日本の場合には千四百四十八ドル。いまあげた主要な国々の中で、一人当たりの国民消費支出というものは、日本が一番少ないのです。そして卸売り物価と消費者物価だけは実際には世界第一位。こういうような点から考えても、私は、単なる多様化した貯蓄の手段だなどというふうな、そういうことで、こういうギャンブル性の強い貯蓄を取り上げたということ、どう考えてもこれはやはり納得できません。

具体的にお伺いしたいと思ひますけれども、割増金は利子総額の範囲内でつけるのですか。

○吉田(太)政府委員 そのとおりでございます。

○小林(政)委員 そして、しかもそのやり方は、利息の総金額を割増金に回すというやり方と、利息の中からある程度低い利子をつけて残りの利子を割増金に回すというやり方と、二通りが提案されておりますけれども、そのいずれをとるか金融機関の裁量になるというふうに書かれておりますけれども、このことは、いわゆる満期においても無利子で元本を返しても差しつかえない、こういうことに道を開いているのですか。どうでしょう。

○吉田(太)政府委員 満期になって無利子で返して差しつかえないことに道を開いておるといふ御趣旨が、よく正確に理解したかどうかはわかりませんが、あくまで預金者がそういうことを納得の上でこれを買っていただくという場合には、結果としてそういうことにはなり得る、しかしこれはあくまで預金者の選択の問題である、かように考えております。

○小林(政)委員 いや、私は法律を提案している立場から聞いています。いわゆる二本立てでいくのだということとをきめたということ、満期になつても無利子で元本を返しても差しつかえない、こういうことを法律が保障しているということとすねと聞いているのです。はつきりお答えください。

○吉田(太)政府委員 法律で保障しておりますのは、元本は必ず返さなくてはならないということと、法律では規定しておるわけでございまして、そのやり方をどうするかということは、一応、最高の場合にはいま御指摘のように利息部分を全部割増金に回すことが最高であり、それ以下の中でどうしていくかというところは、私どもがこれからやうしていかうかというところは、現在のところでは、普通預金程度の利息をつけるタイプと、それから利息を全然つけないタイプとが適当ではなからうか、かように考えておるわけでございまして、具体的には省令をもってその辺をきめるべきではなからうか、かように考えております。

○小林(政)委員 しかし、ここにははつきりとそういうふうに書かれているわけでしよう、二通りあります、一つは利息の総金額を割増金に回すという方法と、そしてまたもう一つの方法とはつきりしてください。

○吉田(太)政府委員 この範囲内でやりなさいというところが四条で書いてあるわけでございまして、これは大蔵省令で定めるところによりやります、こういうふうに書いてあるわけでございまして、法律そのものはその金額をこえてはならない、こういうふうに書いてあるわけでございまして。

○小林(政)委員 しかし、二通りじゃないのですか。私の理解の間違ひでしょうか。はつきりしてください。

○吉田(太)政府委員 法律上はいま申し上げたとおりでございますが、私どもがこの法案が成立いたしましたした暁には省令をもってその二通りがやれるということとを考へておるということを、おそれる先生が御理解になっておるのだと思つてございまして。この法律上からはそういうことになつてゐるのではなくて、この法律が成立した暁には、大蔵省令で二通りの基準をつくつてやうていくという考へがあるということでございます。

○小林(政)委員 なお私は問題だと思ひます。というところは、具体的には、元本をとにかく返せば満期になつても利子は全然つかないものがあつてもよい、こういうことですし、このことは、利子をすべて割増金に入れることによって非常に賞金を高くすることが計算の上でできるわけですね。賞金が高いということは、それだけやはり射幸心を大きくあつていくという道に通ずるわけですね。むしろ、先ほど来から貯蓄増強の一環だなどと言つてはいますけれども、国民の射幸心を大きくあつて、そしてそれによつて貯蓄の増強をはかつていく、いわゆる個人の手持ち資金の吸収をはかつていく、こういう意図というものがはつきりしているじゃないですか。どうですか。

○吉田(太)政府委員 普通預金の金利を払います場合におきましても、あるいはこの利息全部を割増金に充てる場合におきましても、賞金の最高限度額は法律で一千倍にしておるの、まさにいま御指摘のような、あまりにも射幸心を利用し過ぎるということについて歯どめを設けた趣旨でございます。

○小林(政)委員 それでは、当せんをした預金者に割増金、賞金をつけるわけですが、この場合に銀行や政府が、割増金付預金といつてはすけれども、一体負担をするのかどうなのか。

○吉田(太)政府委員 これは、この法律にもございまして、利息相当分をもって割増金の総額とするということでございますので、政府等がこれを負担するといふたてまえにはなつておりません。

○小林(政)委員 そうしますと、預金者がお互いに利息分を出し合つていわゆるギャンブルといひますか、かけをやらせる、それを政府が公認するということですね。

○吉田(太)政府委員 利息相当分をいかに配分するか、それをくじによつてやるということとをございまして、その限りにおいては射幸心をそめるものではないかという御批判もあるかと存じます。そういう意味で、いろいろの歯どめをつくつておるということでございます。

○小林(政)委員 射幸心をそそらないための歯どめとはどういふものでしょうか。

○吉田(太)政府委員 射幸心を絶対にそそらないというものではございせん。その射幸心を過度にそそることを歯どめをしておるということは、賞金の最高額に限度を設けておるということ、それから私どもといたしまして、できるだけ省令をもつてこの指導について現実的に具体的な指導をしていきたいということもございまして、また、この法律を臨時措置のものとして二年間の時限立法にしておるというの、そういうことに對する配慮でございます。

○小林(政)委員 一体どこまでが射幸心になるのか、非常に何かあいまいなんです。何か射幸心の歯どめのためのいろいろな措置を講じている。この預金そのものがともかく射幸心をおおるものだという質問に対して、そのための歯どめがついてあるのですね。一体それじゃどこまでが射幸心をおおるということにならないのか。金額が低ければ射幸心をおおらないというふうに見ているのかどうか、非常にあいまいだと思います。

それからもう一つが、だからこそ一応二年間という期限立法にしておりますとおっしゃるのですけれども、これはうまくいけば、あるいは応募者の数が予想以上に集まったというふうなときには、さらに二年間延長するということがあるのですか。二年間だけで打ち切ることなんですか。

○吉田(太)政府委員 最初の射幸心という問題は、非常に主観的な要素が入っております問題でございます。先ほど政務次官からも答弁がございましたように、射幸心というものは、それぞれ人によつて多少の差はあれ持ち合わせておるものであり、これを全然、一切射幸心ということとは利用しないのだということを申し上げるつもりはないわけでございます。多少なりともその射幸心をその要素というものをいわず活用したいというものが、この法案でございます。同時に、それがあまりにも世の中に弊害をもたらすような、そういう歯どめだけではとっておきたいというのが、賞金額を制限したり、その他先ほど申し上げましたことをやっておりますでございます。

この期限を二年といたしておりますのは、私どもはこれは二年で十分である、かように考えております。ましてや、これはこの法律によつて行なわれるものでございますので、国会の御意向なくしてこれを延ばし得るものでないこともよく承知しておりますし、政府といたしましては、現在、二年をもつておそれるものではないかと考えておるわけでございます。

○小林(政)委員 非常に歯切れが悪いのです。この預金は射幸心を利用しないということではないんだ、こういうのです。射幸心を利用しないという預金ではないんだ。だから、射幸心を利用してやる預金なんだ。そのために歯どめをいろいろとやっているんだ。こういうことなんですかけれども、それじゃ、政府が認める許された射幸心というのはどういうことなんですか。

○吉田(太)政府委員 それが、この提案を申し上げている程度であれば、まずお許しいただける程度ではなからうか、こういうことでございませう。

○小林(政)委員 どうも、これは納得できないですね。しかも、この預金の射幸心をおおる行き方というものは、まだまだいろいろ問題がここには出てくるということが予想されます。最高賞金が一千円、こういうことで、一口一万円の一年定期のもので、利子が七百二十五円つく。賞金一千万円は、一万三千七百九十以上の利子総額に相当するのです。そうすると、一人の当せん者のために、他の大部分が無利子でがまんしなければならぬ、こういう結果がおのづから出てまいります。このような激しいインフレによつて預金の目減りなどが非常に大きな問題になってきているときに、国民の資金を射幸心に訴えて、その大部分が無利子であつてもしかたがないというやうなことを、公認でもつて、今回法律によつてやるということとは、正しい金融政策の上からいって、あるいはほんとうに安全というものを何よりも大事にする預金政策という立場からいって、一人のために、大部分の人たちがはげすんだ場合には利子がつかない、あるいはごく低い利子しかつかない。そして賞金は、ごく一部の人のために相当高いものが宣伝される。一体、こういうやうな預金制度というものが、正しい預金制度だといふやうに本気になつて思っているのですか、どうですか。はっきりお伺いさしていただきたいと思ひます。

○吉田(太)政府委員 二年間の期限立法にしておるゆえんのもの、これが恒久的な制度としてわ

が国の中に今後とも取り入れていくべきであるといふことを考えているわけではないことを意味しているわけでございます。今日のような事態に即応するものとして、けさほど申し上げましたやうに、宝くじあるいは競馬といったやうなものに向かうべき資金が、それが売れておるといふことから考えまして、多少ともこの貯蓄に吸収できればという趣旨のものであるというわけでございます。

〔委員長退席、松本(十)委員長代理着席〕
○小林(政)委員 預金の正しいあり方だといふうには、お考えになつていないんですね。

○中川政府委員 先ほど来申し上げましたやうに、射幸心というものが、社会不安を起すに、家庭生活をおかしくしたりするようなギャンブルであつてはならない。人間には、本来大なり小なり、許される射幸心というものがあるのではない。そういう範囲内ならば、宝くじにしろ馬券にしろ、これは法律でもつて許されておる。とするならば、今回の射幸心をそそるといわれる割増金付貯蓄は、社会不安や家庭生活を脅かすやうな性格のものではない。

しかし、貯蓄は、本来は一定の利子、たとえば一万円貯金すれば七百二十五円当たる制度、こういうものにしていくのが普通でありますけれども、いまや総需要抑制、そして物価の安定という最大課題がありますから、財政金融においてもいままでは、たとへば公共事業費も前年同額、実質事業量は二割近く減るといふやうな異常事態でありますから、貯蓄についてもいままでは、ない政策をとり、過去四回金利の引き上げをして、二分程度も引き上げた。これに補足をして、今回、割増金付貯蓄を加えてこの非常事態に備へよう。これが本来の貯蓄制度でないことは当然でございます。こういう異常事態だけに許されるものではないのか。これぐらいの非常事態として、当面の物価問題に対して財政的に措置することが国民のためにいいのではないか。

ただ、何か御指摘のように、いままでの制度を

全部なくしてこういう制度をつくつて、当たる人は一千万円当たるし、当たらない人はゼロだ、これだけに限つたのではこれは大きな誤りですが、従来の制度は従来の制度として強化をし、それ以外に一つの方法として、国民の中に、いまいち許される射幸心の範囲内で、こちらに貯蓄をするといふ人が出てくるならば、これもけっこうなことではないか、こういう気持ちでございます。

○小林(政)委員 私は、本来の貯蓄制度からいって、やはり公共性を持つ公の機関が、このような異常事態なんだから、利子なんかもらわなくてもやむを得ないんだというやうな、そういう射幸心を集めるやうな貯蓄の制度というものはやるべきではないといふやうに考えています。異常の事態であればあるほど、いままじめに働いて貯蓄をしてきている人たちのこの目減りこそどうするかといふことが大きな問題であつて、私は、このやうな問題を抜きにして、そして利子は、自分がはづれた場合にはとも承知の上で買ったんだから、それはあきらめてもらいますというやうな内容を持つ貯蓄というものは、やはり邪道であるといふやうに考えます。いかがですか。

○中川政府委員 確かに物価高のときには金利の目減りがあるので、国民が非常に困つておるといふことは理解できますから、目減りを幾らかでも埋めるやうにということで、過去四回金利の値上げをいたし、穴埋めをいたしておるわけでございます。

なお、今後においても、許されるならばそういったことをさらに検討してまいらなければなりませんけれども、この目減りを埋めるのにもまた一定の制約がある。たとえば、貸し出し金利に大きく影響して、中小企業その他が事業できなくなつても困りますし、あるいは郵便貯金等に対する政府の手当て等の支出も大きくなつてくるというやうなことから、一定の限度があります。ありますが、これについても最大限のことを政府としてはやっております。いままつたやうな金利よりなお、補完として、いままつたやうな金利より

は、そういった割増金付貯蓄を好む階層があると
するならば、そういうことに對して受けざるを
つくてやることも国民に対するサービスであつ
て、決して自慢できる制度ではないけれども、国
家にとって、国民にとつていま許される貯蓄の一
つの方法ではないかというふうに考へて、御提案
申し上げている次第でございます。

○小林(政)委員 自慢すべき制度ではないとい
うことであつたら、この際やはりそういうことは
めたほうがいいんじゃないでしょうか。

○中川政府委員 確かに、こういう制度をしな
くして物価高も防げるというのであれば、これは取
り下げてもいいのですが、物価高にはあらゆる手
段を、考えられることは国民の皆さんの知恵を総
しぱりやらなければならぬことですから、これ
が効果のあることだけは間違いないのでござい
ます。先ほど言つたように、一兆円からの預金吸
収が予定されるということであれば、何ば物価に
影響するかといわれても、これはちよつと計算に
出てまいりませんが、プラスの方向に働くことだ
けは間違いない。とするならば、これは政府とし
て設けるべきであつて、これを国家が強制する
ということになつたらこれはいかぬことだと思
いますけれども、強制はしないで、自由な選択に
おいて貯蓄心を増してくるということであれば、
これはけつこうなことであつて、取り下げるべき
ではなく、ぜひとも御理解をいただいて、御協力
をいたしたいと存じます。

○小林(政)委員 いま、まじめに働いて貯蓄を
している人たちの預金がどんどん減価をしてい
るということに對して、非常に強い不満が出てき
ています。

〔松本(十)委員長代理退席、委員長着席〕

私はむしろ、今回の新たな射幸心をあおるよう
な預金をつくることによつて、利子そのものが
くじでゼロになつてもそれは本人が納得してや
つたんだからいいんだというような、そういう射
幸心につながるような考え方が、預金の目減りに
ついても、このインフレなんだからというように、

不安を持つてゐる人たちの気持ちをそらして
く、こういう役割に使われるんじゃないか。非
常に危険だと思ひます。

○中川政府委員 物価問題をこの貯金制度だけ
で吸収するということであればさうだと思ひま
すが、先ほど来御答弁申し上げておりますように、
今日の異常な物価高はそれなりの原因もあり、ま
た押える方法にもいろいろ方法がある。何と
いっても総需要の抑制というところから、財政の
縮小、圧縮、思い切つたことをやる。それから賃
し出しも規制をする。特に物価高を招くような土
地、あるいは不要不急の建物、こういったものに
ついては、極力資金を出さないようにする。そし
て必要最小限の、必要な中小企業金融は確保し
ていく。こういうことと同時に、貯蓄の増強とい
うことも一つの柱として必要であるところから
であるとか、あるいは利子の控除制度の強化とか
いうものを万々やつた上に、こういうことも補完
として必要なことではないのか。

もう一つ言えますことは、射幸心が国民にあり
ますから、貯蓄するよりは競馬をやつたほうがい
い、あるいは宝くじを買つたほうがいいというほ
うに流れる資金を、元金だけでも確保できる、射
幸心からいうならば、そちらに移るよりは質のい
いというものに転換してやる窓口を設けるという
ことのほうが、現実的な国民へのサービスではな
いのか。現実問題、いまの社会がよいと思ひ
ません。非常に悪い社会で、こういう制度をつ
くらなければならぬこと自体にわれわれは非常に
申しわけない気がいたしますが、こうなつた以
上、これを解決する政府の立場としては、こうい
うものを設けてやることのほうが国民に對する
サービスである。決して自慢して願ひしている
わけじゃなくて、ほんとうに申しわけないという
気持ちでお願いしておりますので、ぜひとも御理
解をいただいて、御協力のほどをお願い申し上げ
ます。

○小林(政)委員 とにかく、こういう預金制度を
設けたことが国民サービスだなどというよう
なことを言われたのでは、これは私は問題だと思ひ
ます。実際にこの預金の目減りをどうなくしてい
くのかというようなことを抜きにして、現実的に
も国民のサービスなんだというようなこと

は、私は筋が通らないと思ひます。それに物価高
を抑制するということをおっしゃつていますけれ
ども、今日の物価の高騰は、先ほどからも問題に
してはいますけれども、むしろ一般の消費者の消費
支出を抑えるというようなことによつてなくなる
ものじゃないと私は思ひます。問題は、いままで
企業の過剰手元資金がだぶつていて、そして土
地や株式の買い占め、あるいはまた投機行為、こ
ういふものに走つた、ここにこそ問題があり、ま
た卸売り物価の上昇にも明らかになつて、価格の
つり上げをはかつて実際に暴利をむさぼつてき
てゐる。こういう企業のあり方に、物価つり上げ
の根本の原因があると思ひます。このことと
ろにメスを入れないで、国民の消費を抑えること
が抑制になるんだなどという考え方は、根本的に
改めるべきではないだらうか、こういうふうに思
ひます。いかがですか。

○中川政府委員 お説のとおりでございます
で、たとえば法人税の引き上げもその一つでござ
います。あるいは予算規模の圧縮、縮小ないしは
予算、財政支出執行の繰り延べというような財政
面からの措置も、物価の問題に配慮してできるだ
けのこととしたつもりでございます。

また、金融面についても、いま御指摘のあつた
ように、物価高の原因と見られるような、あるいは
は不要不急なものをつくることによつて資材不足
を起し、それが物価高の要因になるものについ
ては、選別融資の道を講じて、極力これを征伐す
るといいますか、対処していくという措置はあ
つて講じております。

それから、貯蓄につきましても、こういう射幸
心をおおるようなものだけにたよつてゐるのでは
なくして、預金金利の引き上げということも、い

ままではない七分五厘という制度もつくりまし
た。これにあわせて、ささやかながら、こうい
うたきめのこまかいこともやつていこうというこ
とであつて、このことによつてすべてをやつてい
こうということではありません。

もう一つ、御指摘のあります商社等の異常な利
益につきましても、これは政府としても何らかの
過剰所得に手を打ちたいというので、鋭意努力中
でございます。ただ、やるにあたりましてはいろ
いろの問題、たとえば所得政策に突き当たると
か、いろいろの問題があつて、まだ成案を得てい
ない。しかし、このことについては今後とも自
民党のみならず、野党の皆さんの御協力もいた
だいて、そういった過剰所得に對する処置はとつ
てまいりたい。このことを忘れておるわけではあり
ませんで、御指摘のありました根柢の問題につ
いてもしっかりと取り組むと同時に、こういった貯蓄
についての多様化の一本の柱として、小さな柱と
して、これもお許しをいただき、御理解をいた
だきたい、このようにお願いしているわけであ
つて、根柢の問題をすべて忘れてこれにたよつて
おるのではないことを、御理解をいたしたいと存
じます。

○小林(政)委員 私はむしろ、射幸心をあおるこ
れらの問題に法律をつくつてまで取り組むとい
うことよりも、現在の預金の目減りをほんとうにど
う解決していくのか、ここにこそ重点を置いて真
剣に考えるべきじゃないだらうか。本来の金融、
預金政策は、私はいまのようなふうなやり方
であつてはならないというふうに思ひます。

ちなみに、預金の目減りがどんなに大きく行
なれてゐるか、このことを私はちよつと調べてみ
ましたけれども、たとえば四十八年の四月、これ
を一つの時期として、定期預金の一年ものの利
子は五・二五です。そしてそのときのいわゆる消費
者物価は対前年の同月比で九・四%、それから
四十八年の九月段階をとつてみますと、定期預
金の一年ものの利子が六%、そのときの消費者物
価の対前年比上昇は一四・六%、また十月の段階

を見てみますと、一年ものの定期はその利子が六・二五、少し上がっているわけですが、しかし物価の上昇率は一四・二%。また昨年の十二月を見てみますと、一年ものの定期の利子は同じ六・二五ですが、消費者物価対前年比上昇率は一九・一%です。ここの一月を見てみますと、確かに一年ものの定期は七・二五、しかし物価の上昇率は二・一%。私はこのことを考えてみますと、実際に将来のことを考え、先行きの不安もあり、わが国の社会保障制度というものが非常にまだまだ劣悪であるという中で、万が一何かあったときにはということで貯蓄をしている国民が、実際にいまあげた数字のように、まじめに貯蓄をしても、預金利子が七・二五なのに消費者物価が二・一%というような中で、どんな預金の価値が減ってしまおう、こういうような問題について、一体、政府はこの損害分についてどう対処しようとしているのか、私はこの点はつききりきしてほいたいと思うのです。現実には、こんなにもひどい勢いで減価しているんですよ。私は、この問題こそもっと根本的にはつきりとした方針を打ち立てていくべきだと思えますけれども、お聞かせを願いたいと思います。

○中川政府委員 確かに、御指摘のように、預金金利を上回る物価高、消費者物価も卸売り物価も上がっておりまして、われわれも率直に反省をし、この事態を何とかしてでも切り抜けなければならぬということ、先ほど来申し上げたような万般の施策を講じて、ここの四、五月、おそくても七、八月ぐらいまでにはこの異常な事態から脱出をしたい、その責任があるということで、福田蔵相のもとで、大蔵省は大蔵省なりにまじめに一生懸命やっております。ただ、この穴埋めをせよと言われまして、金利で穴埋めをするのには限度がありまして、市中銀行貸出し金利の問題等々ありますから、それで補うことはできませんけれども、先ほど言ったように、一%程度のものを四回にわたって引き上げたというこの誠意だけは認めていただきたい。今後はこれ以上物

価の上がらないように、ほんとうに政府としては誠意をもって対処していることも御理解をいただきたいと存じます。

御指摘の点は、確かに異常であり、国民に迷惑をかけておるといことは率直に認めざるを得ない現状でございます。ただ、物価の上がった原因にはいろいろなきががあります。海外の事情もあれば、あるいは異常な買い占め、売り惜しみというような問題、いろいろ原因があったのでございますが、この原因の排除と同時にこれに対する対処というものについて一生懸命やりまして、今後かかることのないように配慮していくことこそが、われわれの任務だと考えております。

○小林(政)委員 預金の目減りは、これは個人の責任じゃないんですね。政府の政策によるインフレという中で出てきている問題であって、個人が自分自身の貯金を選べよといったとか、この銀行に預金すればよかったかという個人の選択の範囲内だけの問題じゃなくして、こんなに大きな目減りというのは、明らかに政府のインフレ政策によつて起こっている問題です。この問題について、ここの七、八月ごろに物価を下げますということだけでは、私は具体的な解決にはならないだろうと思えます。物価を引き下げることこそは根本の問題です。

それと同時に、私は射幸心をあおるようなこの預金に力を入れるよりも、むしろこの問題の解決こそが重要じゃないだろうかというふうなことを思いますけれども、特にまたこの点については、後ほど大臣も見えますので、そこでもはつきりさせたいと思えますけれども、いまのお話では、そのうち物価が下がるからそれまではやむを得ない、こういうふうにししか受け取れませぬけれども、よろしいですか。

○中川政府委員 確かに預金者に対しては物価高の影響を受けて御迷惑をかけておりますが、何とか金利の引き上げについても、目減りを少なくすることに努めてまいりますが、それには制約もあることではございますので、それな

りの努力はしますが、それよりはもっとも大きな事なことは、この異常な物価高を抑えるということとが政府に与えられた最大の課題であらうというところから、先ほど申し上げたような万般の施策を真剣にやっております、そしてこの迷惑を早く解消するということに努めてまいりたいと存じます。

○小林(政)委員 さらに、私は、目減りの問題もさることながら、割り増し預金がむしろ大手の金融機関にとつて募集が有利に働いて、弱小の金融機関との間に、預金確保という点で、預金獲得の上での格差といえますか、こういうものが非常に大きくなるんじゃないだろうか、こう思いますけれども、いかがでしょうか。

○吉田(太)政府委員 無制限に各金融機関が募集いたしますというふうなことになりますと、何と申しまして大きな金融機関ほど有利であるというところになるかと思えます。そういうことからいたしまして、私どももいたしましては、一つの単位を制限いたしまして、その回数等についても、そういういま御心配のようないことのないように、十分配慮していくつもりでございます。一年ものの定期の場合でございますと、二十億単位というところでございまして、いかなる金融機関もこれがやれないということではございません。特に地域的に限られておるような信用金庫とか農協というところは、むしろグループとしてやりたいというところでございまして、決して手の届かないような単位というふうなことは考えておりません。この辺のところは、各金融業界の意向を十分くみながらそういう指導をしていきたいと思っております。

○小林(政)委員 おそらく都市銀行あたりは、店舗も全国的に持っていますし、従業員の数も多い、あるいはまた現在オンライン化がほとんど完了成をしているという土台の上に立つてコンピュータなどを活用するとか、体制が非常に整っている。こういう完備しているという点から見ても、また大手都銀の現在のシェア、いままでの預金の広さ、こういったような点から見ても、私は有利

な条件で大手は募集をすることができるとはなにか、こういうふうな考えです。また金融機関の大小、大きい小さいによつて割増金の額もおのずからそこにはいろいろ違いが出てくる。こういう点からも、非常に有利な条件でもって大きいところ、都市銀行に集中していくというような可能性はあると思えますが、いかがですか。

○吉田(太)政府委員 単位の大きさを変えますと、確かに割増金総額が違つてまいります。したがって、むしろ単位を同じ二十万口としたしますれば、それによつて得られる賞金総額は一定でございますので、それを一等、二等、三等にいかん配分するかという配分のしかたは、これはあるうかと思えますが、総額そのものは全く同じ規模で、たとえば都市銀行が二十億を売る場合と、それからその他の金融機関が二十億を売る場合と、割増金の総額そのものは同じでございますから、そういう有利不利ということはないように思います。

ただ、できてまいります差というのは、利息を全部割増金にする場合と、それから普通預金の金利をつける場合とによつて差はございます。しかし、これは金融機関の差による種類ではなくて、そのやり方の違いから来る差でございます。

○小林(政)委員 具体的、技術的な、どういふ問題がこれから出てくるかはまだわかりませんが、私も、私は、こういうものはやめろというたてまえから言っているわけでは、額を一定にすればその差は出てこないということを言っているわけじゃないわけですが、過去の、戦後発行されていた割増金預金のいわゆる二十六年から三十四年当時の実績、これを見てみましても、全国銀行の預金に対する定期預金の割合というものは少ないですね。ところが逆に、今度は定期預金の中に占める割増金付預金の比率というのは、非常に高いのです。

たとえば二十六、二十七、二十八、二十九、三十年とずっと続いているわけですが、二十九年を例にとつても、預金総額の中に占める定期

預金の割合というのは、全国銀行の場合には四二・四六、信用金庫が六六・二九、相互銀行が六一・一九ですから、総預金の中に占める定期預金の率というものは、全国銀行の場合には非常に低いのです。ところが、同じ二十九年を見てみると、全国銀行の場合には定期預金の中に占める割増金付預金の率は六二・九％、信用金庫が三〇・三％、それから相互銀行が五八・八％。この数字を見ても、やはり当時行なっていた過去の実績から見ても、全国銀行に非常に集中をしている、率としても高い。こういう数字が過去の実績としてはつきりしてきています。

私は、これらの点から考えても、大きなところに集中していくという方向というものが非常に強いのではないかと、このように思いますけれども、いかがでしょうか。

○吉田(太)政府委員 先ほど申しましたように、一つ一つの定期預金の有利、不利は全くございせん。これは割増金の総額がきまつておりまして、それをどれだけ賞金に回すかということによつてきまることがございますので、そういう事実には全くございせん。ただ、都市銀行がその割増金付を何回売るか、あるいは信用金庫なら信用金庫が一年に何回売るかというふうなことによつて募集の成績が違つてくることはあるかと思ひます。それはたとへば、都市銀行の中でもこの割増金付定期預金に努力と申しますか、これに重点を置く銀行とそうでない銀行によつて、たとえば募集の回数を多くするとか少なくするといふような差は出てくるかと思ひます。

ただ、私もどなたもいたしましては、これは今後の問題でございますが、前回の割増金付貯蓄をやつてまいりました当時と比べて、できるだけ今度はやらずにやらないか、かように考えておりますので、できるだけ金融機関ごとのありなアンバランスはないようにやりたいと思つております。ただ、金融機関によつては、自分のはこれは扱わないんだという金融機関もあり得るわけでございますので、そういうところに私もど

は、やりなさいというふうな態度をするつもりもございせん。そういうことからいいますと、金融機関ごとの実績としての違いというものはあり得ることだと思つております。

○小林(政)委員 予定されておりました時間が来たということでございまして、質問はまだ残つておりますけれども、私の場合保留をいたしたいと思ひます。

○安倍委員 田中昭二君。

○田中(昭)委員 たいだいま提案になっております割増金付貯蓄につきましては、けさほどから各委員のいろいろの質疑等、また政府の答弁を聞いておりました。私も質問を繰り返すところがあるかと思ひますが、これはいままでのことを聞いておきますと、この法案は、たいへん善良な国民の貯蓄に対する考え方というのに対して、いままでのないことを行なうとしておる。先ほどの政務次官の答弁の中からも、これはあまりよくないから差し控えたいけれども、とにかく物価抑制のためにやらせたいといふふうなものであるといふことを聞きました。また、政府のそういう考え方を私聞いておりました。政府が考えたことはとにかくやるんだというふうな感じがする反面、そのことが確かに国民としても理解ができ、また協力すべきものであるならば、私はそうしなければならぬと思ひますけれども、先ほどから出ておりますように、いままでの貯蓄というのは元本に利子がつくのがあたりまえ、それを一部分的に元本に利子もつかないような貯蓄という道を開いていくといふこともあり得る。それで、それから、極端に言えば、これは割増貯蓄じゃない、割引貯蓄だといふような御発言に対しても、政務次官もそれは認めるというお話ですね。だけれども、窮余の一策として、緊急を要するからやらしてくれ。こういう議論を繰り返しております。私は、この法案は、両方異なった立場での議論が多過ぎるような感じがしてならない。

そこで、ほんとうはこの提案の理由の説明からお聞きしなければならぬわけでございますけれども、また重複しますと、変なことが飛び出すと困りますし、先ほどからずっと聞いておりましたからそのまま行きますが、そこで、こういう法案をつくりました場合に、何らかの基礎になった一つの過去の実績——過去の実績があることは、終戦後にこれができて途中でやめたという経過もある。しかし、これを再度また緊急の一策で始めるにしまして、国民のそういう射幸心というものを、許される範囲内の射幸心は法的にも許されておるといふ先ほどの政務次官のお話、そうしますと、その射幸心というものは、国民のどういふ階層の人がどういふふうに行つておるか、競馬、競輪、そのほかのギャンブル、それ以外の人もおるかもしれない、射幸心を求めておる人がおるかと思ひますが、そういうことにつきまして、政府は確たる調査が何かなさうしたか、どうでしょうか。

○吉田(太)政府委員 射幸心とはどういふものであり、どういふ層にそういうものが特に強いのかといふような、そういう調査はやつておりません。と申しますのも、大教観察で各層を見きわめて、その層に射幸心がある、なしというふうなものでなくて、ある意味では、非常に個人差もあり、人生観にもかかわるような問題ではなからうか、かように考えておるわけでございます。射幸心といふものを、たとえば社会学的に調査するといふことはいたしておりません。

○田中(昭)委員 調査はしてない。調査はする、せぬにかかわらず、政府のほうでも国民のそういう欲望といふものは、要求といふものがあるから程度つかんでおるか、そういう要求があるからそれに応ずるためにこれは必要だ——必要といふよりも、いわゆる提案説明の中にありますように、貯蓄の多様化といふんですか、そういう意味があると思うのです。そういう調査はしてないが、しかし、国民がそういうギャンブル的なものを要求しておる。そして、うまいぐあいに当たれば相当な貯蓄の増強になる。結論的には、先ほども問題になり、私も問題にしたいと思つてお

ましたが、健全なる国民の消費生活、こういうものも必然的に描いておるということになりますと、私は、調査もやらずに、ただそういうことだけでこれをやるのがまず第一に納得できないのです。これはどうでしょうか。

○吉田(太)政府委員 こういう宝くじつきと申しますか、割増金付貯蓄というものを考える一つの契機といたしましては、これはもう御承知だろうと思ひますが、戦後二十六、七、八十年代に非常に利用されたという実績、特に三十年代に入りまして世の中がだんだん落ちついてまいりますと、減つてまいりました。三十九年にはもうほとんどなくなつてしまつたといふ一つの過去の経験がございまして、御承知のように昭和二十六年から二十八年ぐらひまでは、非常にインフレの激進しておつた時期でございまして。そういう世の中の背景が、こういうものを大きくした一つの条件だろ

と思つております。なお、そのほかに、新聞にも出ておりますが、ある都市銀行が窓口で預金者の方々にアンケートをした事実がございまして。しかし、これは何ぶん千人を単位とする、おそらく二千人ちよつとだつたと思ひますが、その程度のアンケートでございまして、そこで御披露するものもいかかと思ひますが、そういうアンケートによりましては、大体半々、少し多い五〇・二％ぐらひがこの割増金付貯蓄を一回自分も利用してみようという答へになつておると思ひます。その中で、やはり一万円だけを買おうという人が非常に多くて、金額が多くなるに従つてそのウェイトは減つておる、こういうアンケート調査は持つております。

それから、外国の場合をいろいろ調べてみましたが、何と申しましたも、外国の場合には、大体金融資産、貯蓄という場合には有価証券が非常に多いといふような状況から、債券に割増金をつけておるといふ例が一、二あるようでございます。こういう問題は国情によつて違ひますので、むしろあまり参考にならないものと私も考へております。

○田中(昭)委員 いま、詳しく調査したことはないけれども、ある貯蓄銀行のアンケートがあるというお話、私はやはりこういうアンケートというものがあつた以上は、政務次官も御存じになつて、内容をよく御検討なさつたのかどうか、その辺わかりませんが、いま都合のいいことだけおっしゃつたような気がしてならないのです。

まず、いまのアンケートは、一千人ぐらいたといふけれども、私が調査したところでは、約千人に足りない。全国の射幸心を求めておる人の中の千人のアンケートですよ。それによりまして、五割が買いたいと言つていますけれども、そのほかの調査事項を見てみますと、第一、全国民の中でそれはたつた九百人、千人ぐらゐですから、正確でないとしても、全国民の中でいま宝くじがたいへん売れておるそうでございますが、宝くじにしまして、ときどき買うというものはたつた三〇〇に満たないという数字が出ておる。あとの七〇〇近い人たちは、こういうものは買わない、買ったこともない、こういう人たちが七〇〇近くおる、こういう事実が出ておるのです。先ほどから聞きますと、そういう許される範囲内の射幸心を求めるものは全国でどれだけの人もわからない、その中のたつた千人のうちの半分は、こういうものがあつてもいいだらうと言つた。しかしその反面、全体の国民の中で射幸心を求めない人の中からとつてみたときには、七割近い人たちは、これは買わない、こういう調査も出ております。ですから、私が言つてゐるのです。

政府は考えたことは何でも一方的にやろうという体質があるから、先ほどから言われるように、やれ金融機関擁護の法案だとか、この法案に隠れてゐる政治思想まで云々される。私は、やろうというものの中には確かにメリットもあり、デメリットもあるといふことは、初めからお互い政治家として承知しておることだと思つたのです。しかし、その根底に流れておる問題を指摘された場合に、両方の立場になつて聞いておつても、どうしても片方は預金者のほうの立場から、また九八％

は利子ももらえないという犠牲者の立場に立つてみれば、こういうものはいわゆる貯金ではないのだ、そしてたつた二％そこそこのくじに当たつた人が、というやうな問題ですね。それと、いま言つたやうに、だから割引貯金だといふやうなことで出てくる。これもその現実はお認めになつた。ことばが適当であるかどうかはわかりませんが、現実はそのやうなことです。

ここにいま例を二つ三つ、A、B、Cといつて考へてあるものをいだけましたけれども、利子を全部割増金に充てる場合のAをとつた場合は、二十万口の中に当せん本数といふのはわずかに三千八百三十五本ですよ。これは二％に満たないのです。

先ほどから話が出ておりますから、お互い話理解したかと思ひまして、少しはしりやうが、まず、先ほどから二種類といふやうなことがありましたけれども、そういう省令で定める種類を幾種類考へておりますか、お聞かせ願ひたいと思つたのです。

○吉田(大)政府委員 現在のところでは、普通預金をつけて、それをこえる部分を割増金にするというのと、それから一切金利をつけないで、全額利息相当分を割増金とするという方法と二つが適当ではないか、かように考へております。ただ、私も最初にとつては、おそらく普通預金の利息をつけるといふ形で出てくる金融機関が大部分ではなからうか、かように考へておりますが、とりあえず省令の段階では、そういう二つの方法を現在考へておるといふことでございします。

○田中(昭)委員 政務次官、お答え願ひます。先ほどの私の前段の問題ですね。結論的に申し上げますと、先ほどのやうなアンケートです、これも一つの考へのヒントにはなつておる。そうしますと、たいへんこれはよくない、こういうものはないほうがいいんだ、国民の中にこういう射幸心をおおるやうなものは買いたくないという人が七〇％近くおる。その辺、もしもそれを承知の上でやられたとするならば、私は——このアン

ケートは、政府が指示してそういうことをやうたんですか。それはどうでもいいにしても、私は、いま社会の不正がたいへん増大しておるときに、大臣も、社会的な不正がいままで多過ぎた、何とか直そうとしてゐるというのを財政演説の中で述べておられるわけですが、この割増金付貯蓄はそういう基本的な考へ方と相反するんじゃないか、かゝる考へ方と思ひますから、これはそういう立場に立つてひとつ政務次官からお答え願ひたいと思ひます。

○中川政府委員 実はこの割増付貯蓄を考へ出したのは、正直のところ福田大臣でございします。福田大臣としては、何としても総需要を抑制して物価高を押さなければならぬといふため、また貯蓄制度について、くふうしてまいつたわけがございします。その中で福田大臣としては、長い経験の上からいって、こういうことをこの際補完的に行なへばかなりの効果があるんじゃないかといふ気持ちを持たれて検討を開始したわけがございします。

その結果、先ほどお話しがありました、千人足らず、九百幾つですけれども、窓口でアンケート調査をしてみましたところ、半数以上の者がそういうものがあつたら買いたいといふことも明らかになりました。私も、私も政治家として、家庭において、あるいは代議士さん、皆さん方に、こういう制度をつくらうとどうやらうか、いやそれをやつたらぜひ買いたいといふ人がかなり多いといふことと、それから宝くじとの比較の御議論がありまして、なるほど宝くじとの比較の御議論が、私も宝くじは買ひ気がなかなか起きないといふのは、金額が少ないうちに配当金が非常に多いといふことになりまして、当せん率が非常に少ない。われわれも買つてみて買つてみて買つてみて買つてみたけれども、当たる確率が少ない。ほんとうのギャンブルであつて、非常に楽しみがないものとして、なじみが私には少ない。しかし、今度の場合は、一万円に対して一千万

円という千倍程度の配当率です、それから二等、三等、いろいろ段階を設けております。かなり多くの人がこの配当を受ける。大体三分の一以下の者が、大きなものは当たりますが、かなりの方が配当を受けられるやうになる。するならば、相当希望者があるのではないかと、政治的といひますか、感覚をもつて、この際——先ほどから申し上げますやうに、あまりいい方法ではもちろんありません。しかし、物価高を何とかしてでも押さなければならぬといふ責任に立つ者としては、この際、ひとつこのやうな方法も講じて資金吸収をはかりたい。しかし、これはあくまでも押しつけではありませんで、国民の皆さんの三〇％ありますから五〇％ありますから、われわれとしては短期ものの貯金をできるやうな人の二割程度を想定して、約一兆円から一兆五千億ぐらゐのものはこちらに回つてくるのじゃないかといふ想定も立てて、成案を得て御審議を願つておるところでございします。

決して国民の意思を無視して、反対しておる者が多いのに、政府が一方的にやるときめたんだからやるんだという姿勢ではなくして、謙虚な気持ちで、この際、非常事態に対処する多様化の中の一つの形態として、まじめな意味で御審議をお願いしてゐる次第でございします。

○田中(昭)委員 くじつきのこの定期と、先ほどの私が言ひました宝くじとは違ふといふやうな感じのお話もありましたけれども、それからいま三分の一以下が当たるのだと言つけれども、先ほど局長さんからお聞きしたやうに、二種類のものからいけば、三分の一とはきめてあるでしようけれども、実際は二％、百人のうち二人しか当たらないのです。百人のうち二十九人か三十人か当たればいいのですが、現実にはお聞きした二種類の種類からいけば、百人のうち二人も当たらない、一・九人になる。

ですから、先ほどから言ひますやうに、庶民のささやかな金利、ほんとうはその金利も、この物価上昇のおりですから、目減りしてゐるといふ話

もありました。私はこれは大事な問題だと思ひます。しかし、そのわずかな金利、ささやかな金利も奪つてしまつて、当たりくじとなります人たちの賞金のために、九八％の人が奉仕しなければならぬ。その場合は、二％の人は射幸心を満足するでしょう。しかし、はずれた人は、ただはズレたと言うだけで、金銭的なトラブルは起こらないかも知れませんけれども、九八％のはズレくじになつた人は、精神的にどういう作用があるか、私も調べたことはございませんけれども、自分がかかりにそれを自分の子供なり何なりに買わしたとした場合に、かえつてそのはずれた人たちが恨むん

じゃないですかね。このアンケートは、初めに、発行するときに千人のうち二十人しか当たらずませんよ、そういうことを言つて、このくじ引きつきんよ、定期が買いたいですかという質問の設定じゃないのです。ですから、先ほどからいろいろ言われるように、いわゆるギャンブル的な、投機的なことを増長するという問題、それから最初の提案理由にありますけれども、現在金利を上回るような物価の上昇、こういうときにさらにこういう低金利あるいは全然金利がつかないという、そういうことは国民の貯蓄心というものをたいへん混乱させる、当たらなかったら恨みも持ちますからね。これがかりに貯蓄の増強になつてみても、そういうことを考えれば、これが健全な消費生活を向上させるものとは私には絶対に思われぬ。この狂乱物価の時代に、こういう投機的な行為、そして恨みを持つような、千人のうちに九百八十人は恨みを持つような投機性の助長、増長、いわゆる社会的不正の増加ということ、政府はやるべきではないのではなからうか。私はどこから考えてみてもそういうふうに思うのですが、ひとつ簡単に、もう一度お答え願いたいと思います。

○吉田(太)政府委員 その前にちよつとおわびを
申し上げないといけないと思います。

事務次官がお答えする前に、ちよつと私のほうから訂正させていただきますと、先生のお手元に参りました資料に、賞金の当せん率が一・九二％

とございますのではないかと思います。これは非常に説明不十分で申しわけございませんでした。が、一番極端な金額の配分をいたしまして、非常に上の一千万円を多くしたときのいわば計算として一・九二％になっておりまして、大体、現在私どもまでできております都市銀行の案は、下一けた十本に一本が当たるような案、農協も大体そういうようなことを考えておると聞いております。そういう意味では、下一けた十本に一本ということが一応これからのベースの案になるのではなからうか、説明が不十分ではなはだ申しわけありませんでした。

○中川政府委員 田中先生御指摘のように、確かに当たらない人はがっかりするだろうと思いますが、(田中(昭)委員)「その人たちが社会暴動でも起こしたらどうしますか」と呼ぶ)百人に二人になるのか、百人に十人にもなるのか、これは必ず当たると言つて買わしますが、おそらく私がかつたらおこるだろうと思ひますが、おそらく私が買う場合は——田中先生どういう気持ちで買われるか、私が買う場合には、当たらないことがまずまず一〇〇%、当ればもうけものだという気持ちで買う。そういう人だけにお願ひするのであつて、これは当たりますから買つてください、必ずあなた当たりますというような勧誘をもし窓口がするとしたら、社会暴動にもなるかもしれない。そんなけれども、売り出すときからの心がまえが……(田中(昭)委員)「そういう人が多いので……」とつぶ)「そういう人が多いならば、十分配慮して、窓口で働かれる人方がそういう必ず当るようなことを言わないで、これは投げたと思つてという気持ちで御参加というからお預かりさしていただくように、嚴重に注意してまいります」が、私どもが買うとするならば、当たらないのは

ち、一万円で七百二十五円投げた気持ちで買うで

あろう。したがって、社会的暴動が起きるようなところまではいかないし、そんなことがあつてはたいへんですから、窓口においては、田中先生御

す。

○田中(昭)委員 どうもすっきりしないのですけれども、時間が限られていますから次に進みますが、先ほどから聞いておりますと、貯蓄増強という目的はある程度その成果がある、しかし、成果があるけれどもはつきりわからぬ、だけれども金は大体目標としては一兆五千億くらい集まるだろう、こういうことですね。これはあくまで予想ですね。

そうしますと、一兆五千億という金は、先般から出ましたような金をたくさん持つておる人とか金利で生活しておるそういうりこうな人はこれは買わないのですよ。おそらく買わないのです。やはり先ほどから話が出ておりますように、庶民のささやかな金であり財産なんです。その点はもうでございますね。そうしますと、これが金融機関に集まります。一兆五千億がそれぞれの金融機関に集まる。そうしますと、先ほどから出ておりますように、これを今度は企業に貸します。大企業だけにじゃないでしょうけれども、大企業だけに片寄つてはならないというのが私の考えている本意ですけれども、そうすると集められた金が――集められた金というのは、これは普通預金と違ひまして半年とか一年とか安定した、金融機関としてはもうのどから手が出るようないわゆるうまみを持った資金が集められる。それが庶民のささやかな金であるならば、いま一番困つておる問題、中小企業が窓口規制等もありまして融資に困つておる。大企業は過剰流動性がある。だから、この一兆五千億何がしかの金というのはいちもつきで、これは大企業には融資をしないのだ

か。それが一番いいと思うのですが、どうでしょう。

うか。
○吉田(太)政府委員　まず一兆から一兆五千億と推算しております中で、いわゆる大企業と関係の

ある都市銀行が三分の二ぐらゐといふように見られます。残りの三分の二は、もう中小企業に金が向けられるべき性質のものだろうと思います。

なお、都市銀行の場合におきまして、現在、都市銀行の三六、七％は中小企業に金を貸しておるといふ実情でございまして、この場合には、先ほど来御質問がございましたように、この金がそのまままた世の中に出ていくということではなくて、やはり一応金融政策の網を通してこれを考えていくべき性質のものではなからうか。何と申しまして、二年間の臨時立法ではございますが、その二年間の間にはやはり金融政策の変化に対応するよう

たが閣僚の姿勢を確保しておく必要がありま
す。で、むしろ金融政策上の姿勢として、そういう方
針、基本的なものの考え方です。むしろこれを法律的にひ
現実的ではなからうか。むしろこれを法律的にひ
もつきにするということは、実際上として非常に
むづかしい問題が起こってくる、こういうふう
に考えておるわけでございます。

○田中(昭)委員　ここは大事なところなんです
よ。いまのお話をそのまま受け取って、政務次官
に理解してもらいたいです、理解できておると
思いますけれども……。

かりに一兆五千億としますよ。そのうちの三分
の一が都市銀行に集まるだろう。五千億です。そ
の五千億のまあ六〇％くらいは大企業に融資され
るだろう、三十何％が中小企業にいくというので
すから。そうしますと、三千億ですね。いま大企
業に三千億ばつと出したらどうなりますか。いま
大企業は金がかうかり過ぎて、それをどうして隠
そうかとか、いままでのような投資のしかたを変
えて、だぶつた金をどうしようかといつてお
る。そういうことが物価を上げてきた原因になっ
ているわけでしょう。そこにまたそれだけ持っ
ていくのです。理論的にはそうなるのです。そう

いふ可能性が十分含まれておることでありなが

ういうふうに初めから言っておるわけですよ。合わないじゃないですか。それだったらいっそのこ

と、都市銀行が吸収した資金はそのまま凍結して、信用組合か、そういう中小企業に金を流す方向へ全部移しかえせばいいのです。法律にきめなくても、これは指導でも何でもできると私は思うのです。どうですか、政務次官。

○吉田(太)政府委員 まず、この臨時的な割増金付貯蓄に集められた金であらうとなかろうと、現在、今後銀行が集めてまいります資金というものはすべて、たとえば都市銀行の場合でございますと、日本銀行の窓口規制の対象といたします。たとえば一月から三月まででございますと、総額八千七百億以上は貸し増してはいけません、こういう扱いでやっておるのが窓口規制の実態でございます。

したがって、たとえこれの分が純増部分となりまして、貸し出し部分は、窓口規制のワケにこの部分が増えるわけではございませんで、全体の金融の総量の調節の中で貸し出し額がどのくらいが適正であるかということで考えていくやり方をやっておるわけでございます。その中で、たとえば商社なりあるいは選別融資で重点的に配分していくというわけでございますので、この部分が増えるものというようにお考えをいたさないで、むしろこれからの預金の増加部分すべてが同じような問題であり、それをいかに運用していくかというほうを、日本銀行なりが金融調節として貸し出しワケを調節しておる、こういうわけでございます。したがって、その一環として、その日本銀行の貸し出しワケが大き過ぎるか大き過ぎないかという問題として考えるべきことではなからうか、かように考えております。

○中川政府委員 いま銀行局長が答弁申し上げたとおりでございます。貸し出しに対しては、こういう物価高、異常なインフレの時代には、かなりきびしい窓口規制というものをやりまして、土地についてはもう一切出してはならないとか、建物についても規制をするとか、いろいろなきびしい規制をやりまして、出すところでコントロールする。先ほど網ということを言いましたが、網を

通す金であれば、その網でもって規制すれば十分こと足りることであって、預金が集まったからそれがストレートに、都市銀行で五千億、その六〇％で三千億、それは大資本にそのままいくという仕組みになっておりません。それではたいへんなことですから、十分その点は、経済、物価高、買占め等、現状並びに将来を見詰めますと、物価高の元凶になるようなところには——この預金はもとより、一切の預金を通じて金利を一〇％に上げるなどして、預金吸収に努力をいたしてありますが、集まった金すべてについて、御懸念のないように十分の網をかけていきたい。私どもも政治家として、最近よくなくなっておりますが、過去のような貸し出しの状況はよくないと思っております。銀行局とも相談して、インフレを押える窓口規制というものを徹底的にやるように、具体的にもし御要望があれば御説明申し上げますが、そういうルールなり考え方でやっておりますので、決してインフレを助長するものではないということをお断り申し上げます。

○田中(昭)委員 金融の問題はそう単純にいかないというところは、私も少しは知っております。つまり、しかし、そういうことを言うのだったら、はつきりいえば、金に色をつけないければわかりません。定期預金で集まった金に色でもつけておく以外わかる方法はない。そういうことで、こういう議論の場ではそういうことは言えませんが、私も、私は、この前銀行の各代表が参考人としてお見えになって、いろいろ聞きました。全国銀行さんは、資金集めにはほんとうにいい方法なんだから、この法案には賛成だという。しかし、相互銀行の代表の方でしたか、これは貯金としてははつきりいって良質のものではない、よくない。だけれども、賛成せざるを得ない。というところは、裏を返せば、資金が集まってきて、その集まった有利なといいますか、安定した資金、定期預金ですから、これはそのまま銀行さんがじっと持つておるわけじゃないでしょう。何らかの形で融資しなければ、銀行さんは倒れてしまいますよ、預かっ

ておるだけじゃ。金融のそれから先の裏での操作というのはいろいろあるでしょうけれども、先ほどから言いますように、それではそういう実態をほんとうに銀行局で全部金に色をつけたかのように把握できるか、できるわけないじゃないですか。これは実行する金融機関のほうから、どうぞこれをひとつやってみてください、そういう要望を出されて、政府が、ああこれはいかんだ、物価は抑制になるとか、そういうことでやられたのかどうかわかりません。しかし、先ほどから聞いておりますと、利子配当金を全部報償金に充てるといっても、これは確かに集まった金を銀行はその利子以上で融資すれば、結局、その一割なら一割と七分二厘五毛の差額は銀行はもうかる。そういうことを繰り返してきて、現在、銀行のほうからは、法人のベストテンの中にだあとと出ている。銀行さんは、景気のときであれ不景気のときであれ、金もうけのトップに出ている。これはだれでもそんなものかなと思うし、私も単純にそう思います。昔から、銀行さん、金融機関というものは、景気のときであれ不景気のときであれもうかる、これは一つの真理みたいにいわれておりますけれども、そういう中で、いま申し上げましたように、理由がどうであろうとも、確かに計算的には安定資金が確保できるということ。それは何がしかの融資をするわけですから、かせがせるわけですから、その分の差額は銀行さんはもうかる。ということならば、先ほどから私が言いました、くじにばつれた九八％の人たちは、当せん率の三分の一以下でもないでしょう、六七％の人たちから見れば——先ほどこの法案の思想は、金融機関擁護の法案ではないかという話が出た。政務次官も、一応そういうことは言えるでしょう、そのこともお認めになった。

それと、昨日でしたか、新聞に出ましたね。自民党に献金されます。国民協会に出る会費が、いままでの三倍にも四倍にもなった。国民は、こういうことをやはり毎日報道なり新聞等で見ておるわけでしょう。しかも、金融機関の会費がふえた

分も、大体平均の二倍半から四倍。月の会費が金融機関だけで四千四百万円。東京銀行協会だけで月二千万円、地方銀行協会は四百万円と、だあとと出ています。金融機関だけで月に四千四百万円。これは前回までの会費の三倍から四倍ぐらいいなっている。中には六十倍とか四十倍になったところがある。これに出ておる。その中で金融機関はさきやかだけれども月に四千四百万円。そのほか派閥に献金される寄付金はまた別だ。これははかり知れない——はかり知れないとは書いてない。とにかく多いと書いてある。

そうしますと、いずれにしろ金融機関は金がある。この法案は、金融機関擁護のための法律だというふうにいわれる。その金融機関が、月に四千四百万円国民協会を通じて自民党に会費を納めておる。こういうことを国民の側から率直に見た場合どうなりますか。そういう議論も結局裏づけられる、実際がそうなんです。そういうことを考えますと、やはりこの法案は取り下げたほうがいいのではないですか。時期がよくない。どうですか。

○中川政府委員 先ほど答弁の中に銀行擁護を認めたという、認めてはおけません。銀行擁護のためにやったものではない。簡単にいいますと、たとえば一億集まったとします。そうすると、普通の定期預金で七百二十五万ですか、金利を支払うわけですね。今度の場合も、七百二十五万ですか支払うわけであって、銀行がもうかる。もうからないとは全く関係ない。利子の払い方をくじの当たった人には重く、くじの当たらない人には軽い人、軽い人という差ができるだけであって、銀行側の出し入れには、この制度ができたから利益になるというものではない。

ただ、御指摘のように、銀行がもうけ過ぎておるじゃないか、七百二十五万金利を払って、一千万円金利をとって貸しているじゃないか、その差額の二百七十五万はもうけているはずだということでございますが、これにはやはり資金コストと

分も、大体平均の二倍半から四倍。月の会費が金融機関だけで四千四百万円。東京銀行協会だけで月二千万円、地方銀行協会は四百万円と、だあとと出ています。金融機関だけで月に四千四百万円。これは前回までの会費の三倍から四倍ぐらいいなっている。中には六十倍とか四十倍になったところがある。これに出ておる。その中で金融機関はさきやかだけれども月に四千四百万円。そのほか派閥に献金される寄付金はまた別だ。これははかり知れない——はかり知れないとは書いてない。とにかく多いと書いてある。

いうものがありまして、大部分のものは資金コストに回されて、何がしかの利益というものが銀行利益になる。銀行がもうけ過ぎておるのではない、かという御指摘でございますが、銀行だけは、これは公的機関と考えてやらなければならないところもあるのです。もし経済が混乱してきて、銀行

も混乱したということになりますと、これはたいへんなことになりますから、好景気であらうと不景気であらうと、銀行だけはしっかりしてもらわないとたいへんなことだという基本的考え方を持っております。ただ、もうけ過ぎるというやうなことはあつてはなりませんし、他の産業、業界に比べて、銀行が過度の政治献金をしておつたといふことについては、これは公明党さんから御指摘を受けるまでもなく、われわれ自身も監視していかなければならないところでございまして、この額が現在の銀行の経営からいって過度のものであるのか、まあまあこれぐらいならばというものであるのかの判断につきましては、われわれも御指摘を受けて反省すべきところがあれば、これは大蔵省の問題ではありません、自民党の問題ではありますけれども、私ども自民党の一員として十分耳を傾けて、しかるべき場所ですべきことはただしていきたい、このように考えます。

○田中(昭)委員 政務次官、ちよつと違うのです。私はもうけ過ぎと言いましたが、もうけ過ぎということばの意味を取り違えているように聞こえる。というのは、いままで一年なら一年の定期預金があるわけでしよう。今度のこの法案をつくらば、定期預金で入つてきておつた以上に、別の貯蓄の増強はできるわけでしよう。その分についても、賞金を払つたとしても七分二厘五毛しか払わなくていいのですから、全部を含めて一割なら一割で貸したとすれば、普通の定期で入つてきておつた以外に、この法案によつて定期預金がふえるのですから、その利率は一緒なんですから、結局、その分だけいいにもうかるわけじゃないのですか。私が言うのは、もうけがふえたということです。もうけ過ぎたと言つたら、訂正しなさいですよ。

う。もうけがふえる、預金量がふえて融資がよけいできるのですから。それはわかりますね。だから、そういうもうけをよけいさせるときと、こういう政治資金がいま問題になっているときと、時期が悪いんじゃないですかと、言ったのはそういうことです。それが一つ。

いいですが、委員長、あまり時間がございませ
んから……。私がけさほどの理事会から言ってい
ることは、政府は金融機関擁護論でないというの
は、それは政務次官の発言です。実際は、銀行さ
んに事実もうけがふえる部分は、これはふえま
すねということは、銀行さんに聞かなければわか
らないのです。政務次官から聞いても。そうでし
ょう。政務次官が金融機関擁護論じゃないと言っ
ても、金融機関のほうが、私のほうはたいへん擁護
してもらっています、おかげでこれだけでもうけも
ふえますと内心は考えておるんですよ。どうして
もやはりここで銀行を参考人に呼んでもらってた
ださなければ、そのままでは済まされないという
ことになるわけですよ。そうでしょう、委員長。

○安倍委員長　ちよつと田中委員に申し上げます
が、ただいまの御発言の中で、参考人を呼べとい
う御要請がありました、この件につきましまして
は、先ほどの理事会において論議していただきます

したように、各党の理事の間で折衝をしていただきまして取りきめていただきたい、と思いますから、御了承いただきたいと思います。

○田中(昭)委員　では、続けます。ほんとうは、いまここに参考人がおられたら一番いいのですけれども、あとで理事会でお取り計らいをいただくという事でございますから、ありがたい御配慮と承つて期待をしておくわけでございます。

次に――ほんとうは次に入れないのですよ、それがはつきりしないと。私は、この制度が前に戦後一回行なわれたことは、先ほども触れました。射幸心をあおるような制度で貯蓄増強をはかったのですが、今回ののもそれに似通つてはおりますが――その前に、政府はたいへんいいことをされた。貯蓄の一つの手段として、昨年末に、いわゆ

る特利つきのボーナス預金をされましたね。それがたいへん好調だったと聞きますが、これはどういふ結果に終わつて好調だと判断すればいいのでしょうか。

○吉田(太)政府委員　ボーナス預貯金の受け入れ実績といしましては、都市銀行が約一兆七百億、相互ふえておりまして、地方銀行が五千五百億、相互銀行が約三千八百億、信用金庫はまだ全国的に集計ができておりませんが、そういうところで、信用金庫を除きまして大体二兆ほどが民間金融機関間で集まったという形になっております。

なお、このほかに郵便局とそれから農協がござ
います。数字は現在のところまで、まだ手に入
れておりません。

○田中(昭)委員　たいへんな好成绩だったという

ことですね。

をこで、先にと銀行局長さんからお話を聞いた上で、

金利というものの基本的な考え方からいくと、緊

急、特殊なことであるということですが、そうい

う道をせつかく開かれたのですから、ここで金利

の物価上昇によるところの目減り、そういうこと

を煮えれば 何とかしてその目源を補つてやれ
たいといふことは先ほどからお話がありまし、

そういうボーナス預金については成績もよかった

し、特例で金利を結局は短期間に上げたという結

果をつくったわけですから、私は、この割増金付

貯金も、何かそういう普通の預金金利以上に、普

とは、先ほどのボーサス預金と同じ結果となる。通預金金利に上のせいで害増金をつけるといふこ

とで、これはまたそういうことではたいへん喜ば

れるのではなからうか、こういう感じがしてなら

ないので。せつかくボーナス預金で金利を上げ

た。これは一カ月分だったからそれでいいという

は、二三で審み切るべきやないでしよあかね。

○中川政府委員 二兆数千億の金が集まったとい

うことは一つの効果があつたことで……。しかし

これは、いまお話がありましたように、わずか一

カ月のししかもボーナスが出回った特殊な時期に、特殊な金利をつけたということでございます。こういう考え方を今度の割増金付貯金にもやるということは性格が非常に違ふ、特別な金を目的とした貯蓄ではありませんで、いまだ庶民が持つておられる全般のお金に着目してやっておるの

てありまして、先ほど来御説明申し上げましたように、特にこれだけプレミアムをつけるということになれば、ほかの金融が全部ここに殺到してくる、ほかの金融がからっぽになってしまうということも、かりに二年間やるとすれば考えられることでして、これは預金金利の引き上げ以外の何ものでもない。そういう余力があるならば預金金利の引き上げをやるのが順当であり、過去におい

でも四回やり、また今後も、今後の経済の状態のいかんによりますけれども、預金金利の引き上げによる預金吸収というものは、それはそれとして別途に考えるべきことであって、今回の制度をもちらへ切りかえる理由にはならないのではないか。これはあくまでも選択的に、こういう制度なら、同じ金利だけでも、うまくいけばたくさんもらえろし、へたすれば当たらないしという、別途の心理を誘発するのでしょうか、そういう方々への窓口も開いておくということであつて、

ナス貯金とは背景が違う、また考え方も違うというところで、そちらのほうにはなじまないといえますか、そちらを採用するというわけにはいかぬのではないかと思います。

○田中(昭)委員 これもやはり当局の一方的な言い分になるように、私はそういうような感じがしてならないのですよ。

そこで、もう少し聞きますが、予想に反して成績がよかったと言いますけれども、どうしてそういうようによかったのでしょうか、その理由と、どのくらいよかったのか、ちょっと具体的に、参考聞いておきたいと思っています。

○吉田(太)政府委員 これは、ある意味ではほんとうに予想に反してという感じでございます。も

とも六カ月定期預金というものは、いままでなじみが非常に少ない預金でございまして、まあ大体一年かそれ以上の一年半定期というものが、一般の貯蓄の一番の手段であると考えられておたわけでございます。それが六カ月定期というものがこれだけ売れたということは、一つは金利が高かったということのほか、同時に、普通預金もこの期間には非常にふえておるようございまして、率直に申しまして、一般の大衆の方々は、こういう物価高のときに、長い定期預金におくよりは、やはりボーナスをとりあえず何らかの機会に置いておこうという意味で、比較的短期で有利なものというようにございまして、このボーナス預金というものが利用されたのではなからうか、かように考えております。

ただ、これは先ほどの政務次官の御答弁にも関係がございまして、こういうものがきわめて短期のやり方としてやれたというのは、やはりこれが銀行の貸し出しコストにできるだけ反映しないという趣旨でこれが短い期間にせざるを得なかったということございまして、長い割増金付貯蓄一年定期といったようなものを恒常的に二年間やりましますと、どうしても銀行の貸し出しコストにはね返って、一般の中小企業金融の貸し出し金利がどうしても高くならざるを得ないのではないかという心配がございまして。

なお、この割増金付貯蓄そのものに對して、これを一番、ほかより有利な貯蓄形態にしたいということ自身に問題があるかと思ひますので、これのみに特別有利な金利をつけるということについては、私どもは、むしろ問題があるのではなからうか、かように考えておるわけでございます。

○田中(昭)委員 そのたいへんよかったという理由を一通り聞きしたわけでございますが、どのくらいよかったか、予想よりもどのくらいオーバーしたのかということについてお聞かせ願ひますか。——ではあとで……

急に臨時の措置としてそういうことをやられたわりあいしては成績がよかった、こういうこと

になりますね。今度のこの割増金付も、窮余の一策として、もうこれを貯蓄増強の一部分としてとにかくやるんだということも、私はいままでのいろいろな質疑応答なんかを考へてみますと、これは思ひつきといひますか、思ひつきじゃないでしようけれども、やはりどうしてもつきりしないところがあります。というのは、その反面、この特利つき定期預金にやられたということは、健全なる国民の貯蓄心といひますか、そういうものがまだ国民の中には健全にある。ちよつとも金利を上げてもらつて自分の余分な金を貯金しておこうという健全なる国民の貯蓄心というものを考えますと——大臣いまだ見えになりましたけれども、いままで政務次官といひる議論いたしたけれども、その結果から見て、それと射幸心をあおるような今度の制度を考へてみますと、どうしても私は不安が残つてしまつたのです。

あと時間がなくなりましたから、最後に、私は今度のこの法案と過去に制定されました法案と、いろいろ比較してみました。その比較しましたときに私の疑問点がございまして、それをいまから申し上げますが、これはあとで当局のほうから説明でもいただくようにして、質問を終わりたいと思ひます。

一つは、前回のときにはたしか「目的」という中に、「貯蓄者が自由に参加する」という一つの項目があつたと思ひます。今度はそれがなくなつてございまして、これはどうしてなのか。

それから、こまかいことでございますが、前回は「割増金品」というふうになつてゐた。今度は「割増金」と、こうなつております。どういう目的がそこにあるのか。

それから一番問題のあるのは、その次のいわゆる割増金は、利子または配当の七分の三以下で、そして当せん金は、三十分の一以上三分の一以内というものがあつたわけですが、今度は割増金を支給できる金額だけがきめてあつて最低がきめてないといひますか、私のことは間違ひないと思ひますが、とにかくこうなつておつたと思

うのです。そういう点が違ひますし、これは究極のところ、普通の預金利子の全部を割増金に充てるといふのではないのだというふうに私、理解しておりますが、その点が違つております。

それから前回は、最高の割増金というのは政令できめたのですけれども、今度は額が大體にふたからかどうか知りませんが、それを法律できめてある、こういう点ですね。

その次は、最高の割増金の金額が今度は一千倍になつておりますけれども、これは前回は政令できめてある。

最後に、課税上の特例でございましてけれども、前回はこの預金証書に張りまします印紙税も免税になつております。今度は所得税だけしか非課税になつてない。今度の国会には印紙税の大幅増徴の法案が出されております。こういうことを考へますと、私は、この印紙税も確かに物価を下げることは作用しないと思ひます。いままで二万円の印紙税が五万円にも六万円にもなつたりしてあるような状態を考へますと、いまの取引は何億円というものがしよつちゅう行なわれるということから考へれば、印紙税もたいへん増徴になつておりますし、その増徴とこの問題とは直接関係ございませんけれども、そういう非課税からそういうものをはずしたという理由、そういう点については後ほどまたお聞きすることにしたしまして、資料でもようございましてから提供していただきまして、質問を重ねていきたいと思ひます。

以上で終わります。

○安倍委員 山田君。

○山田(壯)委員 大臣、委員会初めての審議で、きょうお見えになつたわけですが、かぜをひかれておつたそうでしたら見えませんでしたが、調子はいかがでございますか。

きょう、提案されました割増金付貯蓄についての法案審議に入つたわけですが、最初から大臣お見えいただきまして、ことは委員会審議には積極的に出たい、こういうお気持ちのようかどうか聞いて、非常に感謝しておりますが、どう

かひとつさい先よい審議の実をあげていただけるようにお願いしたいと思ひます。

インフレが非常に狂乱の状態に入つております、ますます卸売り物価、消費者物価含めて高騰し続けている。けさの新聞を見ますと、国際的にもイタリヤを倍以上こえてしまつておる。こういう状態であるのだらうかという国民の心配が、非常に不安をまじえて強まっています。部分的には、生活破壊も、特に低所得者層には大きく起つてきております。こういう経済の状態になりまして、今日の経済の現状にひとつ即応する臨時の措置として今回の割増金付貯蓄を出すという、たいへん大だんびらを振られての趣旨の説明を次官から伺つたわけですが、はたしてこの割増金付貯蓄が現在の経済情勢に即応した臨時の措置としての効用を果たし得るかどうか、私、若干疑問もあつたし、大臣にお伺ひしたいと思ひます。

先ほど午前中からの審議の中で、次官のほうから、大體割増金付貯蓄の発想は福田大蔵大臣がなさつたのだ、こういうお話でございました。しかも総需要抑制、インフレ鎮静への一石として出されたものであるということをお伺ひして、大臣の気持ちの中には、国民に向けてこういう貯蓄の政策を求めておられるのですから、インフレ鎮静への確信のほどが伺えるのではないかと実は私期待を持っておるわけですが、大臣のお話を伺いつつこれから審議を深めていきたいと思ひますので、まずその点についてお話を伺ひたいと思ひます。

○福田(大蔵)大臣 私は、もうとにかく今日の狂乱と呼ばれる物価情勢をすみやかに転換しなければならぬ、そういうふうにお考へておるわけですが、そのためには何としても総需要抑制政策、これはまあいわば大綱網というか、目の荒い政策でございます。それに対してこまかい詰めをしなければならぬ、こういうことからいへば物資三法というものを御制定願つておるわけですが、この二つの政策が何といつても異常事態を克服するための両翼をなす、こういうふうにお考へておるわけ

す。この政策が進められておる。まあ私は大体もう峠に差ししかつておる、こういうふうに見測をしておるわけです。この総需要抑制政策、また物資三法による行政措置、こういうものが動き出した。そこで、その時間のかからない間に、いままでの異常な流れ、こういうものは大きく転換を見るであらう、こういう見通しを持っておるわけでありませう。

そういう間におきましても、考えられるあらゆる物価狂騰抑制の施策が考えられなければならぬ、こういうふうな思いまして、この割増金付の貯蓄、これが非常に大きなウェイトを占める、こういうふうには申し上げません。しかし、これもまた異常事態を開閉するために一役を買おうであらう、そういう期待を持っておるわけですが、とにかく私は、もう今日の事態は峠に差ししかつておる、もう一押しこれはがつちりと総需要抑制政策を進める、また物資三法によるこの行政措置を強力に進める、ここで流れ転換への大きな力となつてあらわれるであらう、こういうことを確信しております。

○山田(趾)委員 インフレの鎮静化も峠をどうやらまたぐ段階に來ている、しかもその役割りを果たしていったのは物資三法であるし、しかもその鎮静化の速度を強めるために、ここで一石ではあるけれども割増金の貯蓄政策をとる、こういうお話だと思ふのです。

ここで、私、二つ疑問が出てくるのですが、一つは私が冒頭に申し上げましたように、物価はいへんな過熱の状態に入つております。一月で卸売り物価が三・四%強、消費者物価は二・一%、まさにおっしゃつておるよう狂乱の事態です。これがもう峠である、これからもう下降線をたどるといふことになりませう、大体下降線の下限終着は何月ごろになるのか。私たちいろいろ国民の皆さんによく問われます、どうなるんですか、おれはよくわからぬと言へば、何だ政治家のくせにばかやろうということになるわけです。それは福田さんはわかつておるだらうと実は私は思ふ。いま

峠の話が出ましたので、一体いつごろが下降の落ちついたところの線になるのか、一体それはいつごろかということをもひとつ伺つておきたいし、それからいま一つは、やはり割増金付貯蓄、一石として投ぜられた有効な手段とは必ずしも言えないけれども、ある意味では、側面的に貴重な一石であるといふふうに私は受け取つておりますが、その分をずっと広げてみますと、国民が金を少し持ち過ぎていて、品物を買ひあさるからインフレが起つておるのだ、何か国民に責任の相当部分が転嫁をされたといふふうに聞かえてならぬので、そこを少し大臣の見解を掘り下げて伺つておきたい、この二つです。

○福田内務大臣 まずあとのほうの話ですが、私は今日の異常物価高が国民の態度から來ておるのだ、そういうふうな理解はしておらないわけでありませう。これは海外的要因という問題もあるし、また国内における景気刺激策の施策、これが財政、金融両面においてとられたといふようなこともあつて、いろいろありますが、国民にその責任を押しつけるのだといふような気持ちは一切ありませんから、その辺はひとつ誤解のないようにお願いしたい、かように存じます。

それから第一の問題であります、これはいつ物価が鎮静しますか、あるいは安定しますかと云われまますが、私はそれは非常に当惑するのです。と申しますのは、これは汽車の時間表のやうにいつの何時になつたらこうなると、こういうふうには言える筋合いのものではありません。ですから、そこでそういうふうなお尋ねのしかただと非常に当惑しますが、私が申し上げたいことは、いま日本の社会、日本の経済情勢、これは非常に異常な事態だと思ひます。一億総投機心といふやうな気持ちになつておる。先にいけば物価は高くなる、そういうやうなことで、少し持ちだめをしてあげばそのほうが有利だ、こういうやうな気持ちになつてくる。家庭までがそういうやうな状態である。事業のほうはもちろんです。そういうやうな一つの大きな投機心理的な流れがある。こ

の流れの転換、これがとにかく非常に重大な問題である、こういうふうな考へておるわけでありませうが、この流れの転換はそう私は時間ばかりからない、こういうふうな思ふのです。もうこの兩三月といふか、そういううちには国民の経済に対する、あるいは社会に対する考へ方、受け取り方といふものが非常に違つてくる、またそうさせなければならぬ、こういうふうな考へております。

○山田(趾)委員 鎮静化の時期がいついつ來るといふことを答弁することに非常にちやうちよするし、ある意味では言ひにくい、もつと裏から言へばよくわからない、こういうことに私はなるのだと思ふ。その意味で、私と同じですね。よくわからない。しかし、やはりあなたは、金融、財政、経済の日本の國務大臣の中では中核的なお方ですから……。

国民はいまのやうに物価が狂亂することについて、日本の政治そのものにたいへんな不信を抱き始めておるのです。だから、私は、政府のおとりになる諸政策も、その意味ではかなりのあせりをお感じになつておると思ひます。その意味で、私もやはりこうした問題を審議する国政の場における一員として、国民に対しては共通の責任を私も感じます。しかし、私たちは政治といふもののヘゲモニーを直接持つておりませんだけに、やはりその中核であるあなたに對して、もつとやはり具体的に、当惑するといふことばだけでは国民は納得をしません。やはりこういう割増金付貯蓄を打ち出されたのも、ただ単なる一つの思ひつきであるといふことだけで私はこの法律を出しになつたものとは思ひたい、これがある意味では有効な一石となるといふ確信を持つてあなたの発想がこの法律になつたといふことを聞きますれば、やはり私はあなたには鎮静化をさせる時期的な確信もある、こういう立場を、法律を提案なさつた、あるいはこういうことを考へになつたあなたとしてお持ちだといふ気持ちを私は実は持つわけなんです。だから、そのことについて、かぜも十分なおらぬのにおいでになつて、そして努力いた

だいておるということに私感謝いたしますけれども、最近のインフルエンスはなかなかおりにくい、日本のインフルエンスはおりにくい、こういうことだけで当惑をなさつていたので私は困る。だから、ひとつきよりのあなたからは、やはりこの割増金付貯蓄の法案を出しになつたその背景は、インフレを鎮静化させていく側面的ではあるけれども一つの石を投じたのだ、こうおっしゃる限りは、そのことを国民に同意をお求めになる限りは、日本のインフレの鎮静はこの時期にはさせろ、こういう言明をしていただかないと、日本の国の政治をおあずかりになる中核的なあなたとしては、多少姿勢に欠けるのではないだらうか。当惑するといふことばではちよつと私にだけない気がするのをごさいます。そこをひとつ大臣、もつと詰めて、きょうはさつぱらにあなたに思つておられることを述べていただいて、国民の皆さんに理解を深めていただきたいと思います。

○福田内務大臣 私は、もう一刻も早くこの物価の異常事態、このやうな流れ、この転換をしなければならぬ、こういうふうな考へておるわけなんです。とにかく財政金融を通じて全面的に総需要抑制政策といふものが発動されてまだその時間もかかつておらない、その間に石油といふやうな異常な事態も発生しておる、こういう状態でありませう、私も、お話しのとおりたいへんあせつておるのです。あせつておりますが、先ほどから申し上げておりますとおり、大体もう峠に差ししかつてきておるのではないかと。この政策姿勢を推し進めますれば、まず先ほど申し上げたとおり、兩三月の間には私は非常に大きく流れを転換する、そういう時期が実現される、かように考へておるわけなんです。兩三月でとにかく流れは転換させる、こういう決意をやつておるわけなんです。

○山田(趾)委員 まあ大体三月ぐらいが一つの峠から下り坂に入つていく、こういう時期と大臣はおっしゃるわけですね。せんだつての本会議で田中総理も、大体七月ごろになつたら何とか鎮静化

の方向に手が足るだろう、こういうおっしゃり方をなさっておられる。いま大蔵大臣のおっしゃいました、いろいろ施策を積み重ねていって流れを変えたとおっしゃいますから、その具体的な流れの合流点が大体三月ごろから逐次下降し始める、こういうふうには私は受け取りたいと思います。

そこで、あなたのさっきのおことばの中に、日本のインフレを促進させていったという一つの背景には、非常に投機性を帯びたものが多くあったし、しかも、一億総投機というふうな立場におおられてインフレを促進させてきた、こういうふうなお話があったように私伺ったわけです。せっかくまでの大蔵委員会にしても、あるいは予算委員会にしても、本会議にいたしてもそうでございまして、大蔵なり大企業の過剰流動性というものが片側で非常に投機性を大きくのさばらせてしまつて、たいへんなインフレへの引き金となつてしまつた、こういう行き方が大きく指摘をされて、国としても金融財政政策の、特に金融政策のまずさといひますか、そういうことについては反省をされていたという部分があったように記憶いたしております。今回の割増金付貯蓄というのは、さっきからの議論の中で、国民の射幸心をあおるのではない、いまあなたのおことばにございまして一億総投機心をかり立てる、こういうものと全くうらはらではないか、こういうふうには私はいまお聞きしたわけです。

午前中からずっと議論の中で、割増金付貯蓄のこの制度というのは、インフレの鎮静化への働きはしない。むしろ零細な国民に射幸心をあおらして一獲千金の夢を追わせて、それが直接一つの犯罪行為に発展するとは言えないけれども、家庭の不和を増大させたり、国民の中の気持ちを非常に不安定なものにさせたりする、そういう役割りを果たしていくのじゃないか。全く射幸心の一語に尽きる。当せんをして賞金をもらうのも二%内外である。九八%が七分二厘五毛の金利はみな巻き上げられていく。この貯蓄債券を買った、貯蓄を一口いたした人たちの金利分だけを出し合つて、

そうしてそれできじ引きをやれ、政府はそれを奨励する、こういう点が強く指摘をされておりました。こういう射幸心をあおる、一億の投機心をあおりに立てる、その立場を強く今回は零細国民に求めおる、こういうふうな見解がしばしば述べられております。一体、これに対して大臣どのような考えでございませうか。

○福田田務大臣 国民が今日の異常事態のブローモーターであるというふうには私は考えませんけれども、やっぱりこの事態を克服するためには国民の協力も必要である、こういうふうには考えるわけです。国民の協力をどういうふうにしてかちうるか。大蔵省の担任する問題とすると、主としてどうしてもこれは貯蓄ということになる。貯蓄はいまこの異常な経済情勢の中においては非常に困難な問題なんです。そこでこの手この手といひますか、貯蓄手段の多様化ということも考えていかなければならぬ。

そこで、割増金の制度であります、私はとにかく短期決戦論という方針を打ち出しておるわけです。その短期決戦を進める、実現する、こういうためにはどうしたつてこれは道はきびしい道になる。総需要は抑制されます。こういうようなことになればどうしたつて経済的にはこれは鎮静化という方向に行くわけなんです。そういう少し暗いという用語があるかもしれませんけれども、沈みがちなこの社会情勢、経済情勢の中で、多少息抜きを面もあつていいのじゃないか。しかもそれが貯蓄へつながつていくというふうなことで、割増金付の定期預金という問題は、私はすなおに受けとめていただきますれば、ああ、これも一つの考え方であるかなあというふうには御理解を願えるんじゃないか、そういうふうには考えておるわけなんです。

とにかく、何としても貯蓄を通じて国民に御協力を願わなければならぬ。それには貯蓄手段というものを多様化しておく必要がある。魅力というものは、いろいろな角度から備えられたものである、ということが必要である。こういうふうには考え

まして、その一つといたしまして割増金付定期預金ということに着想したわけなんです。決してこれに射幸心をそそつて、そして逆に、貯蓄する人に迷惑を及ぼそうとか、あるいは苦しめようとか、そういうのじゃないかと、こういう先々の暗い世の中で、多少は明るい気持ちにもなつていただく。また、それが国の経済に對してしまつても御協力をしてくださるという結果につながるといふことになれば、これはまた私は一つの取るべき道ではあるまいか、そういうふうには考えておるわけでありませう。

○山田(駐)委員 せんだつての新聞にも出ておりましたが、恥ずかしいことですけれども、私や安倍委員長あたりの郷里の山口県下関で、自動車の運転手が某金融機関の女の人をうまく利用して、帳簿の改ざんをさせたり、あるいは公文書の偽造をしたりして、数億の金を男は引き出させた。そうして使つた金が、おもに競輪、競艇に多く使つてゐるのです。こうしたものは刑事犯罪を構成いたしまして、きびしく制裁を受けますので、事例としてはあるいは多くないんじゃないかと思ひます。

が、私はよく方々に出かけるわけですから、きょうはたいへん車がこんでいるなと思ひます。競輪、競艇をやつてゐる。そして夕方近く帰りが始まると、貧しい人々らしき服装した人々が、その競艇場、競輪場のおき地に吹き散らされてゐる古い車券なり競艇券を追つかけて回して、見てはさがしてゐる。その中にもしか当せんくじでも落ちちゃいないだろうか。それは一人や二人じゃないのです。何十人、何百人とそういう作業をしてゐる。私はそれを見まして、ほんとうに人生というものが、ときにはみずからさみしくなるような気がするのです。一日も早く、こうした一つの姿というものが、私たちの目の中から消えていくように、見ぬで済むような、そうした一つの社会を早くつくつきたいなあと思ひます。おそろくその人たちは、帰るときにどこかに寄つて一ぱいコップ酒をひっかけた給料を使ひもないんだらうし、おそろくもらつた給料を使ひ

果たして、家内に渡す金もあるいは使ひ果たしたのかもしれない。いろいろな悲劇、喜劇を、こうした賭博性を帯びた公營ギャンブルというものは持つてゐるのです。

今回のこの割増金付貯蓄というのは、二%程度の当たつた人は、これはうれしうれしいかもしれませう。しかし九八%の人たちは、わずか七百二十五円という金利を捨てたと思へば簡単だといふ、あるいは中川次官の申されたような、それに似たような軽い気持ちで見てもいい方もいるかもしれないけれども、しかし、そういう一つの風潮が積み重なつていきましたと、そこに何か一石投ぜられると、社会現象としては好ましくない現象にいつつも転化する要素を持つてゐるんじゃないだろうか、そういう気持ちで私はするわけです。しかも、この制度というのが有用な役を果たすとは思へないけれども、総需要抑制政策の一環を負うんだ、こういう気持ちをおっしゃることによつて、多少片目をつぶりかけて、うなずこうとするけれども、ふと私はやはり賛成できない気がする。

さっきから聞いておりました中で、大体この口数で一兆五千億ぐらい集まると試算されると銀行局長は申しておりました。そのうちの三分の一は都銀に集まる。総需要抑制政策、これの一番の中心は、零細な国民大衆のふところに求めるのじゃないかと、私はやはりたいへんな利潤をあけていってゐる大企業なり商社なり独占企業に求めるべきである。ところが、都市銀行に集まりました三分の一の五千億程度の金というのは、銀行はだれかに貸さなければ金利がかせげない、金利がかせげなければ、賞金の金利も出ない。そこにまた一つの、インフレ抑制とは違つた別のインフレ促進への役割りを果たす要素があるんじゃないか。しかも、それを政府が零細な大衆のふところから集めてきて、片側では射幸心をあふり立てて、集めた金をそのような方向に使はせてゐる、こういう私は心配があるわけです。その点、大臣いかがでございますしょうか。

○福田國務大臣 集まったその資金が、これはまた貸し出しに回ってインフレを刺激するのではあるまいか、そういうようなお話ですが、集まる金とそれからこれを使う問題、これはまた別に分けて考えられてよろしいかと思うのです。つまり貸し出しのほうは貸し出しのほうで、これは総需要抑制の金融的側面、その規制を完全に受けるわけでありませう。もし割増金付定期預金によるそれだけの資金の調達がない、こういうことになりますれば、あるいは必要に応じて日本銀行との間に借り貸しだ、あるいはオペレーションだということ、割増金付定期預金の預金があった場合と違つた結果が出てくる。そういうようなことを通じまして、金融機関を通ずる貸し出し、それは一応というか考え方として、完全に割増金付定期預金のその問題と切り離して考えられてしかるべきである。私も、割増金付定期預金が集まったから、それだけよけいに貸してよろしいんだというふうな行政指導はいけません。

○山田(社)委員 大臣のおっしゃること、わからないことはないのですけれども、それは預金と貸し付けとは別だとおっしゃれば、直截簡明なんですけれども、しかし、民間銀行が集める預金ですからね。銀行は自分の企業の収益率を高めるために、まあ三ペんに一ペんくらい、ちょっとぐらい政府の言うことを聞かぬとしかられるから、まあ何とかすれすれのところで、収益率を高めるために、いろいろと貸し付けワツクの問題等も含めて一生懸命操作をしておるのが、私は現実だと思つたのです。しかも、こうしたかなりの金が都市銀行に集まつていく。しかも、これが民間の中小に流れておる都市銀行の金は三四、五%ぐらいです。か、残りはほとんどみな大企業のはうに回つておる。しかも、大企業がまた手元資金をしっかりと持っている。こういう事情の中で、一番困つていけるのは中小零細企業なんです。だから、日本の預金と貸し付けは違うという立場から、そのような方向でなめていきますと、今回こうして集めた金が、第一の点では、これは国債として買

されていて、そしてこのような資金がつけられてやられるなら、総需要抑制政策の一環として私はあるいは賛成するでせう。しかし、そういうことになつていない。民間金融機関ベースでこの種の制度を受けてやるわけですから、やはりそこで集めた金が懸念なく総需要抑制政策の金融政策のほうに回つていくか、いくというんだつたら、ひとつ大企業のはうに回さず、制度金融を通して中小企業なりその他のほうに回していくという手だてが考えられないものだろうか、そういうことを考へてはいけないんだらうか、私は大きな疑問を持つわけですよ。

もう一つの点は、銀行はたいへんもうけていますね。たいへんもうけています。これは後ほどまた触れてみたいと思ひますけれども、この都市銀行、特にたくさんもうける都市銀行は、こうして集めてきた預金を、日銀から今日まで借りていますね、この日銀の返済分に充当する、こういう措置がとれないだらうか。

一つは、制度金融として中小企業の分に回していく、そういう一つの分野と、一つは都市銀行が日銀に返済をする資金に充当する、そういうふうなこの割増金付貯蓄が振り分けられていけば、私は、もつと国民の認識も、私たちの認識も、総需要抑制、インフレ鎮静化という方向については変わつてくると思つたのですけれども、そういう手だてというものはとることができないわけですか。

○福田國務大臣 お話の筋は大体わかりますが、結局、山田さんのおっしゃるようなことになるのです。銀行が日銀から借りておる。しかし一方、まあどのくらい割増金付定期預金が集まるか、これはなかなか見通しも明確にはいたがたいです。それから、これがよけいに集まるということになれば、結局、日本銀行から借りておる銀行につきましては、それだけ日本銀行へお返しすることでもできるし、あるいは借りなければやっていけなかつたような場合におきましては、借りぬでもやっていけるんだということになるわけですね。結局そういうことになつてくるわけですね。であります

から、この割増金付貯蓄、そういうものがよけいに集まつて、そしてその所期の効果をあげるということになれば、日本銀行を通ずるところの信用供与という面におきましては、それだけ信用供与の量をいつも減らし得ることになる、そういうことを期待しつつつこういう制度を御提案申し上げておるわけでございます。

○山田(社)委員 結果的には、よけい集まればそういうことが起こるかもしれない、こういうおっしゃり方なんですけれども、総需要抑制政策の一こまとしてお出しになるこの法案ですから、しかも、法律でお出しになるわけですから、ただ単に割増金付貯蓄をして国民に一つの刺激を与えていく、ときに期待感なり喜びというものを与えていくというふうな、何とない平常な状態で行なう割増金付貯蓄じゃない。今日の経済の現状に即応する緊急な臨時の措置として二年間の時限立法で行なうというのが立法の趣旨なんです。それから、せっかくこうしてお集めになった金は、その主題に即応できるような施策を政府みずからちゃんとお示しになる。よけい集まり過ぎたら結果的にはそうなるでせう、こういうものじゃなくて、私は国が積極的にその方向に一步踏み出して指導する。それが国民の期待するインフレ鎮静化への大きな踏み出しになるのだ。国民の協力も求める、大蔵省もその立場で、峠を越しかけて始めてきたインフレ鎮静化を一步でも早く進めていくのだという立場でそういう措置を明確にお示しになるというこののはうが、福田さんが積極的にインフレ収束に取り組んでおられるという結果はわかりませんよ、どうなるかわからぬけれども、少なくともその姿勢があるのかないのかということに国民は期待しておるのですから、そういうふうな集めた資金は都市銀行は日銀に戻せ、そういうふうな強力な指導をおやりになつていただきたい。よけい集まつたら結果的にはそうなるでせうという、これは山田に對するあなたの御答弁なら、ちやな私ですからそれで済むかもしれぬけれども、国民は真剣に見ておるのですから、やはり国

民にこたえてあげるために、そういう姿勢をひとつ明確にお示しただけませんか。

○福田國務大臣 貯蓄手段が多様化される、それに伴ひまして貯蓄が伸びるということになれば、それは結局、日銀からの貸し出し、そういうものを減らすことにもなる。それを日銀との貸借関係、それを割増金付定期預金の額とちゃんと結びつけて申し上げておるわけは、結局、日銀と金融機関との関係は、貸し出しばかりじゃないのです。借り貸しの関係だけじゃない。これは一番大きなのは何と云つてもオペレーションの関係です。それから、国債を売りました、買いました、その他の有価証券を買いました、売りました、こういう関係が非常に多い。いま日銀からの借り入れというものは非常に狭小になつてきておりまして、銀行によりましては、お話しのような金が割増金付貯蓄で集まつてきた、そう言うが、その貸し出しを返済するというようなそんな借り入れはしておりません、こういうような銀行もあるわけですから、そう狭く結びつけないで、広く市中に存在するところの流動性というものをいろんな手法をもつて回収していく、こういうことをねらいとし、やっておるということでも御理解をいただきたい、こういうふうな思ふのです。

総需要抑制政策といへば、申すまでもありません、財政と金融、これが両翼をなすわけですから、その金融的側面におきましては、決して集まった金をむだにする、こういうようなことはいけません。それが総需要抑制政策のなめどございまして、それが総需要抑制政策という中において、別に、別の総需要抑制政策という中においてこれをこなして、こういう考えでおります。

○山田(社)委員 あなたのお話、時間があまりありませんから、額面どおり受け取りまして、そういう私が申し上げたような趣旨が、確かにそういう層が広いと思ひますから、その中に十分生かされていくように、間違ひなく配慮をしていただきたいと思ひます。私、時間もございせんからあれですが、少し

大臣、金融機関に甘いんじゃないですか。私はそういう気がするのです。たとえば、いまの総需要抑制政策の中をずっと見ていったら、なぜ今日のインフレがこのような狂乱状態になってきたのか。この割増金付の制度が終戦直後でできてきたが、あの当時のインフレというのは、全く物不足のインフレです。いわゆる物を隠したり便乗値上げをさしたりするというインフレの本体は持っています。しかし、いまのインフレというのは、いわゆる便乗値上げをねらって、そこに利潤を求めて、品物を売らない、隠しておる、こういう状態というものは、ずいぶん摘発されておりますように、随所にあるわけです。

〔委員長退席、松本(十)委員長代理着席〕

だから、こういうふうなインフレの進行の度合いの中でだれが一番インフレの被害を多く受けているかといえば、これはもうおわかりのように、資産より負債率の少ない、いわゆる零細な金を貯金にしておる、こういう勤労者なりあるいは老人、退職者、身体障害者、母子家庭、年金生活者、こうした人たちが受ける被害というのが非常に大きいのです。零細な貯金をして、老後のことを考え、子供の教育のことを考え、雨漏りのする家を何とか直したい、こういうことで零細貯蓄をしている人たちの金利は、少なくとも物価に対応してマイナスをあらわしておるわけですね。こういう状態から、今日の日本の国民の中には、裁判で争おうとする空気まで出始めてきている。現実にはやられてゐる。この状態は、いろいろ金融政策上の問題はあらうとも、これ以上放置できないんじゃないか。

午前中も議論がございましたが、確かに四十八年前半、四十八年後半では、六分二厘五毛が七分二厘五毛になっております。金利は一%上がってききました。しかし、物価は二〇%をこえている。こういう状態のときに、国民の消費抑制をするために割増金付貯蓄に道を求める、射幸心をあふる。確かにそれはそれなりに、やけくそも手伝わ

て、何とかおれもひよつとしたら当たるかもしれないという夢のような期待感でこの募集に殺到する人はかなり多いと思う。しかし、その夢が破れたときにやけになるのですよ、人間の心理は。それは私は、安定した貯蓄性向を強めるといふものじゃないと思う。だから、国民の皆さんたちの中から、ほんとうに貯蓄を、国への協力、経済安定のために、インフレ克服のために積極的に貯蓄をするという気持ちをもつて、物価にプラスした金利政策をとることです。それしかないと思ふ。それはそれでよい。韓国でもインドネシアでもブラジルでも、物価を上回る金利政策をとって、ようやくあれだけの預金の吸収ができてきたわけですね。そういう例証があります。

きのう新聞をちょっと見ていましたら、金利の引き上げもお考えになつていられるようであります。きょう阿部議員のほうから銀行局長にも伺つておりました。中でうまく詰めがまだできていませんけれども、これは私は無理はないと思ふのです。私は今日の国民の貯蓄性向を高めるためには、やはり金利政策というものを、もっともつと思ひ切つて、重要なものとして扱つていかなくちゃならぬ時期にきているんじゃないか。それはいまの零細国民の人々に対する、ある意味では補償の措置なんです。それから、その補償の措置をすつかりしてあげながら貯蓄性向を高めるといふ立場を貫いていく、この立場をひとつお考えになつていただけないものだろうか。日本経済研究センターのデータをいま見ても、一―三月と四―六月、大体金利の上昇三・八%、年利一六%と出しております。それぐらい引き上げなければ零細国民は救済できないのだ。補償できない。前者のほうはそれ、後者のほうは貯蓄性向を高めて、インフレ鎮静化への金融政策の大事な柱としていく、こういう立場を両者かみ合せて考えていくならば、インフレが峠を越す時期に來たと大臣はおっしゃっている、この時期に、特に私は短期の預金金利についてしつかりお考えいただく。あなたは、両三月ごろからインフレが鎮静の度合いを強めていくめど

がつくとおっしゃる。それに対する間違わない前提の配置として、短期の預金金利を引き上げていく、こういう立場をおとりになることができないのだから。できないとすれば、どうしてできないのだから。私は実はその理由が知りたいわけなんです。しかし私は、大蔵大臣の気持ちの中には、決して私の申し上げることを全部否定はされていないと思ふ。そこに私は期待をして、預金金利の引き上げについて、大臣の見解を伺いたいと思ひます。

○福田国務大臣 山田さんのお話を承つておりますと、預金金利を短期的にスライド制をとつたらどうか、こういうことかと思ふのですが、スライド制にする、それは一体財源をどこに求めるのだ、こういう問題がすぐ起こってくるわけですね。その財源を金融機関の貸し出しに求めるかということになる、これはもう金利水準がずつと上がつてしまふわけですね。そういう問題もあります。また、これを今度それと政府が負担したらいけないか、こういうような考え方を持たれる人もあるわけですね。一体そんなに多額の負担を財政ができるか、こういう問題にもなってくる。そういう財源上の非常にむずかしい問題がありますと同時に、また預金というふうな国の経済の根幹をなす仕組みにスライド制が採用されたということになると、経済各般にスライド制という問題がまたつきまといて起こってくる、こういうことになつてくるわけですね。そういうことではたして経済の運営自体が動くのか動かないのか、こういう問題もある。そういうことを考えますと、これはスライド制、ちよつといい響きもするようでありまますが、そう簡単な問題じゃないのであります。

まあしかし、それは言うけれども、いま山田さんの御指摘のように、預金する人の気持ち、これは私もわからぬわけはありません。また特に金融所管の大蔵省といたしまして、預金する人の立場というものも十分考えなければならぬ、こういうふうに思ひますが、そういう預金者の立場を考

えましてどうするかということをお考えの場合には、やはり一刻も早くこの異常事態を抜け切る、そのための施策をとるんだ、これが私は一番の早道じゃないか、そういうふうなことを確信をいたしておるわけですね。ですから、産業界に対しても、あるいは国民に対しても、ずいぶんきびしい総需要抑制政策というものを示していただく。これでまだ十分であるということになれば、まだまだこれをまた強化するとか何とかいうことも考えなければならぬ。しかし、そういうきびしいというか、また暗いというか、そういう時期をなるべく一刻も早く断ち切る、そういう預金する人のお気持ちにこたえるということが、これは何となくいふようであるが、一番早道である、これが私の考え方の基本でございます。

しかし、まあそれは言つても、預金する人に何か報いる道はないかということにつきましては、私はこれはもう常時考へておるわけでありまして、考えがまとまり次第、それを実行に移すというふうになつていきたいと思います。

○山田(社)委員 大臣のお話、私の伺つたことに對して満足できるものじゃありません。ただ、財源をどうするのか。貸し出し金利を引き上げる方法も一つあるでしょう。あるいは政府が金利助成をするという立場もあるでしょう。あるいは銀行みずからが少し犠牲を受けるといふこともあつていいじゃないですか。

〔松本(十)委員長代理退席、委員長着席〕
いまの貸し出し金利の中には、一〇%をこえて一%近い貸し出し金利をとっている銀行だってありますよ。

さつきも話ございましたが、金融機関というのは好不況にかかわらずもうけている。いま私が言いました零細国民は、ほんとうに自分の生涯の生活設計を立てながら、あるいは子供の教育のことを考えながら、病気になることを考えながら貯蓄していく。日本の貯蓄性向が国際的に見て非常に高い、一位の水準を保つてきたというのは、銀行の調査はそれでよい。理由を大きく三つに

分けて、そこにしぼってあります。その貯蓄が、金利はおろか、元金まで目減りを始めている。これを救済していくという事は、早くインフレを鎮静させたいんだ、それまではしんぼうしてくれ、こういうふうな言い方では、国民大衆に対して国の政治が親切であるとは言えないのです。むしろ、国の政治の顔は、金融機関のほうに向いているのです。それじゃいけない。だから、預金金利も引き上げる。それは貸し付け金利が若干引き上がったって、貸し付けの金利、預金の金利双方が上がっていく、公定歩合も引き上げる、こういう状態が起これば、便乗値上げの時期を待つて在庫投資をしていくことがぐずれて、在庫投資をしておるより早く払い出したほうが企業に対するメリットが大きいと企業に判断をさせるのが、私はこうした場合の金融政策のてとしての大きな役割りであらうと思う。そういう立場で、広げてながめて金利政策というものはとられなければ、ただ財源がない——政府でもいと言ふ人もおるし、それは膨大な金額だ、貸し付け金利を引き上げる、それともいへんだ、こういうことだけでこの事実を目をおおておくという事は、私はいけないと思う。だから、貸し付け金利もあるいは公定歩合のほうも引き上げながら、銀行も、多少もうけ過ぎてる銀行ですから重荷を負つてもらつて、零細国民の目減りを補償してあげる、そして貯蓄性向を強めてあげる、これが私は金融政策のあり方であらうなと思う。

しかし、もう時間も過ぎてしまいましたので、私はここで大臣となお詰め合つて御意見を伺うという事はできませんけれども、ただ私は、きょう午前中話がいましましたが、自民党と財界、ここで相談がまとまりまして、国民協会の献金を四・一倍に引き上げる。その相談が始まつてきたのが去年の四月、下期九月から割り当てた金で取り立てる、七百五十一社のうちこれはひとつ新規二百三十九社を入れよう、こういう相談がまとまつたと新聞は報じております。自民党は橋本幹事長、そして植村経団連会長、財界首脳部、こ

ういうふうな報道されております。しかも二百三十九社の人たちは新規加入ですけれども、ずっと見てみたら、石油、大商社、鉄鋼、繊維、パルプ、石油化学工業、このインフレで大もうけをした人たちはみんなこの列に組み込まれていて、しかも土地、不動産会社は、三菱地所は四十四倍のふくらみ、総体的に不動産・土地会社は四三倍のふくらみでしょう。私の新聞を見まして直感しましたのは、何のことはない、業界、財界は便乗値上げやとして投機であられるだけインフレをあおつてもうけて、そのもうけた金を自民党と財界と分け取りをしておる。しかも、その中には銀行八業種、一月四千五百万、年間五億四千万という金額を銀行は納めます。大臣、たいへん銀行はもうかるのです。しかし、それに付記がしてあります。これは国民協会に出した表向きの金額で、これ以外に臨時寄付、臨時会費、こういうものを取り立てるから相当な金額になるであらう。

そんなつて武蔵さんが述べておりました、あなたの後援会に対するものもございましたね。私はきょうそこに触れようとは思いませんけれども、全体を合算するとたいへんな金額になる。国民はそれを見ますます政治不信を強めているのです。日本消費者連合会あたりは、持つていった金額だけ品物の値段を下げてくれ、物価を下げてくれ。私は、この意見というものは、理屈も何もない、いまの国民大衆が直感的に感じてゐることで、そのように述べられてゐるのだと思う。

きょうここで、自民党に対する政治献金の中身を私はどうしようというのじゃありません。こうした割増金付貯蓄をすることが総需要抑制の一石であるし、インフレ鎮静化の側面を持つんだ、こういう主張だけであつて、具体的に国民がインフレ鎮静化への足音を身近に聞けるような施策、そういうものに対しては、政府は何も知らぬという顔をしてゐる。そして裏側では、共同してもうけの分け取りをしてゐる。片一方の手はまっ黒によれておつて、片一方の白い手のほうを見せながら、インフレ鎮静化のために命をかけて政治転換、流れを変えるためにやつておるんだ、百万べんそういうことを言つてみたつて、国民はもう信じてませんよ。私は、インフレが日本の国民に与えたほんとうの大きな悲劇とともに、この政治不信をもたらしつたということこそ、政治家の端くれの一人としてもたえられない気持ちでゐるので

す。私は、今回の割増金の問題については、原則的に反対をします。もつと中身を詰めていつて、そして国民の目減り分をどうして補償してやるかという具体策を持ちながら貯蓄性向を強めていく、みんながほのほのとして喜び勇んで参加できる、そういう貯蓄政策をとつてもらふことを、私は福田さん、ほんとうにあなたにお願いします。そういう立場をどうか前向きで真剣に育てていただきますようにお願いをしまして、私は終わります。ありがとうございます。

○安倍委員長 小林政子君。割増金付貯蓄は、国民の消費支出を押えていくという貯蓄政策だけれども、この問題について先ほどからいろいろと質疑をいたしましたけれども、インフレ下の個人の購買力を、結局は国民の射幸心に訴えてその資金を吸収していくというふうな行き方について、私はやはりこれは納得をすることができません。先ほど答弁の中でも、射幸心を利用していいということとは言えないけれども、しかし物価鎮静という点で非常な措置なんだ、そういう状況のもとでつくられた貯蓄なんだ、こういうお話もございましたけれども、このようにしていま集まつた金が一体何に使われるのだらうか、そしてどこにそれが使われていくのだらうか、このことは国民が非常に大きな関心を持つてゐる問題でございます。ある人は、自分たちが苦勞していままで貯蓄をしていた、貯蓄をすればするほど自分の首を絞めるような結果になるのじゃないだらうか、いわゆる買い占めあるいはまた投機などにその金が流れていく、そういう可能性というものが非常に心配だということをおっしゃいますけれども、大臣、決してこの金が企業の買い占め資金に流れることはないのであると歯どめですね、この歯どめについて、やはりはっきりとこれをかけていくべきではないかというふうに思ひますけれども、その点について御意見を伺いたいと思ひます。

○福田田務大臣 いろいろな貯蓄手段を通じて金が金融機関に集まります。集まりますが、その金が経済秩序を乱すような、そういう使い方になつては困るので。そこで、総需要抑制政策の中において金融政策が非常に大事である、こういうことを申し上げておるわけでありまして、この上とも、総需要抑制政策につきましては厳重にこれを金融面からも進めていきたい、こういうふうに考えております。これは割増金付定期預金に限らず、ほかの貯蓄手段によつて集まつた金につきましても、そういう意味において厳重にこれを管理してまいりますから、御心配はおかけしないようにいたします。

○小林(政)委員 私は、いま大臣からそういう御答弁をいただきましたけれども、であるならば、少なくともいままで不当な価格のつり上げや、あるいはまた買い占めや売り惜しみや投機など、不当な暴利をあげていたというふうなことで、社会的にもその企業の反社会的な活動がいろいろ問題になつてゐるのに、こういう企業に対しては厳重な態度で臨むということ、これはもう当然のことだといふふうに思ひます。それと同時に、従来の系列融資、こういったようなものについても、歯どめの一つとして、やはりこれはやめるべきではないだらうか、このように思ひますし、また業種や業界あるいは個別企業などで便乗値上げを明らかに行なつてゐた、こういったところに対しては、やはり融資の面で個別に規制をすべきではないだらうか、あるいはまた手形の割引なども認めない、こういったようなことについて強い規制を行なうべきだといふふうに考えますけれども、この点について御意見を伺いたいと思ひます。

○福田田務大臣 大体そういう方向で考えておるのです。たとえば、商社につきましては、日本銀

行を通じて貸し出しワクを設定いたしましたして、そうしてこの資金の量を規制する、あるいは不動産産業に對しても同じようなことをいたしますとか、あるいは他の不要不急というふうな目されるような、特に投機的な商行為をしよう、こういうようなものに対する貸し出しを抑制するとか、きめこまかな措置を講じておるわけなんです。何か具体的に商社やその他の企業なんかで反社会的な行為がある、そういうものでいわゆる物質三法に触れるというような事態がありますれば、これは直ちに通報を受けることになっておまして、そういうものに対しては、金融上もそれぞれ適正なる措置を講ずる、こういうことも考えておる。

とにかく日本全体に存在する金は、いぶん大きゅうございしますものだから、全部が全部捕捉し切れないという面がありますから、極力、大蔵省が国家資金でありますから、これは政府資金というわけでないにいたしまして、これはもう国家経済を動かしている大事な金でございしますから、そういう金の使途につきましては、厳重にこれが乱に流れないように規制をしてまいりたい、かように考えます。

○小林(政)委員 いま具体的な便乗値上げとか、あるいはまた、この前も悪徳商法の見本などといわれるほどのいろいろな事態が問題になってきておりますけれども、これらの問題について、金融面から具体的な調査といたしまして、そういう企業についての実態調査、こういったようなものは、いま金融面を通じて具体的にどう規制していくかという点で、御調査をされたことがあるのかどうか、この点をまずお伺いをいたしたいと思ひます。

○福田(政)委員 まあ商社の活動の調査ということになると、大蔵省の所管じゃございせんものですから、商社自体の中へ立ち入っての調査はいたしませんけれども、金融機関が商社なりいろいろな大企業に對しましてどういう貸し出しをしているかということにつきましては、常時これを調

査いたしております。その調査を通じて、先ほど系列融資というか、そういう御指摘がありましたが、ある一社に片寄って金融が行なわれておりますとか、あるいはある企業に對しまして金融機関の実力以上の貸し出しをしているとか、そういうような点の目につくこともあるわけなんです。そういうことにつきましては、何らかの規制措置をとらなければならぬかと思つて、いま検討しておるところでもあります。

○小林(政)委員 私は、大蔵省が金融面を通じての系列融資等の実態といたしまして、どういふ実態になっているのか、こういう実態の調査を、まだしていないのであるならば、これは早急に調査をする、もししてあるのであれば、その調査の実態を具体的に委員会に報告をしてもらいたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○福田(政)委員 いま政府委員から……
○吉田(太)政府委員 これはいまこで口頭で申し上げるほうがむしろいいかと存じますので、都市銀行の大口貸し出しということがどうなつておるかということについて申し上げたいと思ひます。

大口貸し出しを、何をもちて大口貸し出しと考へるかということでございますが、一応、自己資本の二割をこえておる大口融資がどのくらいあるかということと申しますと、現在、全体として件数二十七件ございします。そのうち商社が二十四件で、その他が三件、かような形になっております。なお、その分布も、二十七件のうち非常に片寄つて高が大きいというものがございします。たとえば三〇%をこえるものが十二件ございまして、残りが二〇%から三〇%の貸し出しの状況であるということでございます。ただ、件数にして二十七件でございますが、実体の数としては、これが企業の数としてはもう少しございせん、九企業という状況になっておるわけでございます。企業数は十二企業でございます。

以上がその概要でございます。

○小林(政)委員 まあ具体的にどういふ調査をされていまこの企業の数などが出てきたのかという実態がよくわかりませんので、きょうは時間もありませんから、私はこの実態の中身を早急にひとつ委員会に提出をしていただきたい。このことを委員長にもお願いをいたしたいと思ひます。

○吉田(太)政府委員 この御報告につきまして、これは私のほうの検査等を通じて調べたものでございしますだけに、個別企業あるいは個別銀行の名前を出すということについては御容赦願ひたいと思ひます。しかし、できるだけその実態がわかるように、従来の慣例に従ひまして、まとめた計数として御提出させていただきますと思ひますが、特にお願いを申し上げます。

○小林(政)委員 私はその企業名をなぞ出せないかという点、これはやはり明らかにしていただきたいと思ひますし、企業の機密云々というようにことがとかくいろいろと問題になりますけれども、私はやはりそういう実態を明らかにすること、何ら企業の機密に関する問題ではないというふうな考へておりますし、委員長、その点ひとつ理事会でも取り扱ひを協議していただいて、ぜひ出してもらいたいと思ひます。

○安倍委員 小林委員に申し上げますが、従来の慣例等もありますので、理事会で取り扱ひについては協議したいと思ひます。

○増本委員 関連質問、一点だけ。
そこで、大臣、いまの大口貸し出しの実態で、これはやはり一つは、大臣の言われる水ぶくれの原因をつくつていく問題だ。こういうものを押えていく手だてですね。これをどうするかということとは非常に重大な問題だと思ふのです。企業数にして十二社でなければ、このほかにこれに接近している企業ということになりますとさらに多いでしようし、また業種別に見ると、たとえば最近の調査によりまして、石油関連とか鉄鋼などについては法人預金の取りくずしは依然としてあまりない、そして手元資金はまだある、こういう実態も報告されているわけですね。こういうもの

に對する、日銀を通じての個別のそういう企業、業種に對する積極的な窓口規制、貸し出しの規制というふうな手だてはどのようになつておるかと、その点だけ一点、ちよつとお伺ひしたいと思ひます。

○吉田(太)政府委員 もう御承知のとおり、日本銀行が中央銀行として取引し得る相手はすべて金融機関であるというたてまえになっております。したがしまして、その金融機関が個別の各企業に對する融資というものの對してコントロールし得ることは、きわめて間接的な形にならざるを得ないというのが実情でございます。その間接的なコントロールといたしまして、金融機関を指導してまず貸し出しの大ワクでワクをはめて、これ以上貸し出しをしてはいけないということをやつておるのがまず窓口規制でございます。

それとは別に、銀行が持ち込んでくる手形の割引の場合に、これは本来でございしますれば、日本銀行はその手形が中央銀行が持つにふさわしい資産であるかどうかということを判断をしてその手形を割り引く、あるいは担保にとるといふやり方をしておるわけですが、昨年からその担保の内容をいたしまして、二十二の企業に對して一定の限度を設けて、これ以上はいかに優良企業であつてもこの手形は割り引かない、あるいは担保にとらないという規制ワクをやつておるといふのが、現在の企業に對するコントロールでございます。あくまで中央銀行と個別銀行という形での取引を通じて、そういうことが限界があるということだと思ひます。

○増本委員 一つは、この二十二の業種別の内訳でいいですから、それをひとつ明らかにしていただきたい。
それからもう一つは、今度の場合でも二十四が商社である。大手商社をずっと見てみますと、都市銀行が大体筆頭株主になつておるわけですね。こういうところでゆるんでいないのかどうか。これは個別企業と商社との貸し出しの関係で、この点についてはもう日銀は何も入らないというよう

なことだけでいきますと、これはやはり国内では在庫の積み増しの資金に使われるとか、あるいはせんだっての一月二十三日の、まだ報告を受けていませんけれども、ああいうドル買いのような問題も起き、社会的な疑惑も生ずる。いろいろ問題が多いわけなんで、この辺のところの規制をどうするか。お願いと質問の二点で、私の関連質問を終わります。

○吉田(本)政府委員 まず手形の買入れ限度につきましては、商社はいわゆる十大商社が入っております。それと建設業が三企業、その他が製造業という形で、手形の買入れ限度をもうけております。

なお、これとは別に、商社に対する窓口規制という問題として、総ワクをきめまして、たとえば一月から三月までに九百何ガシを総ワクとして、これ以上商社に貸し増しをしてはいけないという指導を行なっております。

○小林(政)委員 ぜひその資料を提出をしていただきたいと思ひます。

それで、時間がありませんので先へ進みますけれども、割増金付預金を実施するということで、これはそれぞれの銀行では相当やはり具体的な問題として、いろいろ労働強化の問題などもつながらるわけですね。なぜかといへば、募集の時期が一月から三月月というきわめて限られた短期間に募集事務を行なうわけですから、したがって、その期間中に募集金額の消化やら、あるいはまたそれを売るときはかなければならない。こういふような問題等も出てまいりますし、大臣は現在、銀行の実態というふうなものについて詳しく御存じでしょうか。

○福田(本)大臣 大体承知しておるつもりであります。店の窓口は三時になると締めますが、しかし、ずいぶん仕事は残っております。職員がうちへ帰るなんというの思つたよりは早いわけじゃない。かなりよく働いておる、こういうふう認識しております。

○小林(政)委員 いまの御答弁で、三時に窓口は締まるけれども、早く帰るわけでもないようだというところで、早く帰るわけでもないようだということは、最近非常にたいへん仕事の量がふえてきている。そしてそのわりに人の数がふえてない。こういう中で、いろいろの問題が起つてきています。たとえば、消費者ローンなんか一つを見ましても、これはある都市銀行ですけれども、百十六種類ぐらいの取り扱いを行なっておりますし、また自動振替かえなども、何年か前に比べてもう十六倍にもふえてきています。こういうふうに非常に事務量がふえていると同時に、行員の場合には、実際には朝七時半ごろから出勤をいたしまして、夜も婦人も含めて八時、九時というふうなことになる。現実には、いまの仕事の処理をしていくためには、そのくらいの時間というのにはならなつてきている。こういうふうな中で、むしろ健康状態がおかされてきているというのが実態なんです。まさにぎりぎりの段階にきているというふうなことが私には言えると思ひます。こういう中で、特に若い婦人の方なんか、労基法違反というふうな、そういう問題等も発生をしておりますし、また頸腕症候群という、いわゆる職業病ですか、若いお嬢さんに行く前の娘さんが半身不随というふうな状況にまでなつてきているという件数も、非常にふえてきているのです。

大臣、私はこういうことを考えてみますと、いまの銀行の業務の実態というのから見て、人が足らない、そして仕事の量は非常にふえていて、あるいはまたぎりぎりの状態のところに来ているだけに、これはやはり人権問題にまでなつてきている、これが銀行のいまの実態です。こういう問題等をほんとうに解決をしないで、さらに仕事の量をふやしていくというふうなことに、大臣、どのようにお考えになりますか。私は、むしろその仕事の実態に見合った適切な人員の増というものを当然行政指導で行なうべき段階であるというふうな思ひますけれども、この点について意見をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○福田(本)大臣 金融機関の繁閑、これはその金融機関によつてずいぶん違いはあると思ひますが、割増金の定期を始めました、そこでまた非常な窮屈になるというふうにお考えになる銀行あるいは金融機関がありますれば、またそれぞれその金融機関は、どうしようかというふうもしてみるだらう、こういうふうな思ひます。割増金付定期預金の制度が始まりました、これをどの銀行もしなければならぬというわけじゃないのです。それから、する態様につきましても、これは銀行のお好みになる態様でけっこうです。こういうふうな考えておるわけでありまして、この法律が施行になりましたら銀行勤務者の仕事に非常に重加するのだというふうな考え方はいたしておりませんけれども、一般論としてみますれば、この割増金付定期預金というふうなものにかかわりなく、一般の金融機関の仕事が非常に窮屈になつてきておる、こういうふうなお話でありますれば、なお私も、その状況をつぶさにまた調査してみたいと思ひます。

○小林(政)委員 私がいま申し上げた実態というのは、いまだにそういう状態であるということでございます。その上にこの割増金が今後実施をされるというふうな実態になれば、一体これはどういふことになるのだらうかというふうに考えます。たとえば、抽せん番号の管理とか、賞金の支払いだとか、あるいはまた中途解約などのそういう複雑な事務も当然伴つて出てまいりますし、私はそういう点から考えても、非常にたいへんな状態になるのではないだらうか。銀行局長は、いまの銀行の状態というものを調査されたことがあるのかどうか。そして行政指導の面で、これらの問題等について何らかの措置をおとりになつたというふうなことがあるのかどうか。私はお聞かせを願ひたいと思ひます。

○吉田(本)政府委員 労働条件の問題につきましては、いろいろわれわれのほうもお話を伺つております。ただ、この問題につきましては、私どもも監督の立場にある者といひましては、あくまで労働

使の問題は労働基準法関係の法律によつて実施されるべきものであり、私どももいたしましては、労使双方のいずれの側にも関与せず、むしろ中立的に、公正に扱われるべきものであるという基本的な態度でやっております。ただ、銀行に働くべき方々ができるだけ気持ちよく働いていただくということは、これはあえて行政指導の対象であるというふうな問題ではなくて、当然経営者として考えるべきことであらうかと存じますので、私どもがあえて行政指導をするというふうなことに、本米、私ども監督の立場にある者としてむしろ望ましくない立場に入ること非常に配慮をしておるわけでございます。

もちろん、この割増金付貯蓄というものが、労働強化につながるかどうかという御懸念もあらうかと存じます。ただ、私ども、この募集にあたりましては、募集計画書の届け出を義務づけまして、万一の段階において、募集期間あるいはその他の点について無理がある、あるいは過当競争があるというふうなことでありますならば、そういう面からの指導をすることについてはやぶさかではございません。

○小林(政)委員 この問題の実態についてぜひひとつ調査をした上で、これは民間の企業の問題だから、労使の間で解決すればよいことであつて、特別行政指導の対象としてとか言うべきではない、こういうお話ですけれども、実際に人権問題にまでなつていようなぎりぎりのこの実態、一体、何時まで夜働いているのだらうか、あるいは個別割増金でもって、男子の従業員がその割増金を百五十万円消化しなければならぬ、婦人の従業員が百五十万円の消化を割り当てられている、あるいは夜もおそくまで残業している、あるいはまた駅前にチラシや何か持つていて、そしてその宣伝などに、預金集めのために行動している。こういうふうな実態というのについて、もっと真剣に、これは単なる労使の間の問題であつて云々ということではなくて、現在のこの

実態というものを調査すると同時に、その適切な解決策というようなものについて、当然、私は銀行局が措置をすべきであらうというふうに考えますし、その点について再度実態の調査を行なう、これはやるのかどうか、あるいはまた、個人に対する割り当てなどの過剰競争の状態を通じてのこれらの問題について、調査をなさるのかどうか。この点、明確にお答えをいただきたいと思ひます。

○吉田(大)政府委員 私どもは、金融機関に対して調査をいたします場合には、やはり銀行検査という方法をもつていたしますか、あるいは監督上の事情聴取というのがその手段、方法でございます。したがって、そういう労働条件の実態に関する調査ということになりますれば、それはおのずからたとえば労働基準監督署あるいは労働省を通じての調査という問題になるべきではないか、かように考えております。もちろんこの割増金付貯蓄というものの募集が、金融機関相互間の過当競争というような問題になりますれば、これは一つの金融秩序のみならず、社会的にも問題があることでございますので、その辺の角度からの注意というものは、十分今後ともやっていきたい、かように考えます。

○小林(政)委員 最後に、一言だけ……。私は、これらの実態等を全く無視して、そして割増金付貯蓄は直ちにやめなすべきだ、しかし、銀行がいやならやめなくてもいいのですという問題じゃなくして、その職場で働いている人たちのいまのまのようにならなくなっているような実態というものを無視して、このようなことを行なうべきではないし、またできない、このように思ひますけれども、その点を強く要求いたしまして、時間がありませんで、私の質問を終わりたいと思ひます。大臣、いかがですか。

○福田(大)政府委員 いま銀行局長からお答えしたとおり、この労働条件、こういうような問題になりますと、これはそちらのほうの役所に調べてもらひはかないのです。私のほうは、銀行行政が適正

であるかどうか、こういうことを銀行検査とか状況調査とか、そういう面でも調べるわけでございますが、お話を承っておりますと、労働条件が過酷に過ぎる、こういうような状態があるので調査せよ、こういうような御趣旨のようでありますが、そういうことでありますと、大蔵省としては、ちよつと発言とか調査とか、そういうことはいたしたい、こういうことに御了承いただきたいと思ひます。

○小林(政)委員 最後にもう一回、過当競争の問題が、相当ひどい形で行なわれておりますので、その点をぜひ調査をしていただきたいことを要望して、私の質問を終わります。

○安倍(大)政府委員 竹本一君。私は、最初にちよつと、三月に近づきまして、納税の時期ですから、税金の問題で、一つだけ簡単にお願いを兼ねてお伺いしておきたい。

それは、最近金融の引き締めの結果、中小企業の滞納が非常に多くなっていると思ふのです。新聞で一つ見たのですけれども、これは下谷の税務署管内での四月、五月の決済期を迎えた会社についてですけれども、所得がふえたけれども、手形をたくさんかかえ込んでおるとか、その他決済資金が要るとかいうような事情で、延納の手続をとつた者、また滞納をしておる者、特に滞納については、前年の十倍になっておるといふ。これは下谷税務署だけかどうかわかりませんが、おそらく一般的な傾向だろうと思ふのです。

そこで質問なりお願いなりということになるわけですけれども、これは大臣の短期決戦の結果でもあるし、それだけ資金が締まるということはある意味においては、けつこうなことだと思ふのです。しかし、それだからといって、一ぺんに、滞納であるから利子はこれだけだといったように、従来の考えのとおり機械的に適用していくということは、少し無理がありはしないか。そこで、何らか今回に限って、滞納、延納といったようなものについても、税法上、特別な考慮があり

得るのかないのか、その点だけひとつお伺いしておきたい。

○福田(大)政府委員 延納につきましては、これは一般の原則があるわけですから、その原則によつてこれをやっていくということになるかと思ひますが、まだ延納の要請が非常に多いのだとか、納税状況に変化が来るとか、そういう報告には接しております。きょうは国税庁来ておりませんから、よく伺ひまして、実情に適應するようにいたしたい、かように考えます。

○竹本(大)政府委員 要望ですけれども、いまの特別な金融情勢下というものを何とか考慮に入れて、適当な処置を考えていただきたいと思ひます。

次に、今回の割増金付貯蓄の問題でございますけれども、これは率直に申し上げまして、われわれから言つて、きわめて不愉快な法案である、また大蔵省としては、きわめて悪い、品の悪い法律であると思ふのです。だれの発想かはあまりせんさくする必要もないけれども、おそろしく感じの悪い法律だと思ふのですが、これで一体どのぐらひの貯蓄をふやそうということをお考へになつておるか。

それから、もう一つあわせて、時間がないからですが、この間もちよつと申したのですけれども、銀行の力の弱いところは、こういう考え方に従つて思ひ切つたことをやるといふ資金的基礎がないと思ふのです。たとえば相互銀行その他の場合には、やはり全国を一つのプールにしてやらなければならぬということになるのではないかと申うのですけれども、プールした場合、北海道がたくさん買つて、沖縄が少しも買わなかったというのに、沖縄のほうにばかり資金が行つたなどというふうなことになる、銀行的なベースからいうと、たいへんおかしいものになる。しかし、それはうまく分けていくのだ、こう言うても、それじゃそれこそ富くじ性を失つてしまうというところで、実際問題として非常に無理がある。その二つをお伺いしたい。

○吉田(大)政府委員 まず最初に、どのぐらひの資金がこれで集まるであらうかという問題は、正直に申しまして、私も全く推定の域を出ない性質のものでございます。ただ、一つの手がかりをいたしましては、私も金融機関からいろいろ伺ひたいこととやつてみたいという計画が参つておりますので、それを基礎として積算をいたしました方法がございまして、それによりますと、都市銀行は五千億から六千億ぐらひを一年間で吸収しようと考えておられるわけでございます。もちろんこれには重複がございまして、したがって、これが資金の純増であるというわけにはいかないと思ひますが、そういうふうに聞いております。それから、もう一つ具体的な計画として現在聞いておりますのは、農協が全国を八ブロックに分けて、二十三の単位で農協の割増金付貯蓄という一つの商品をつくるというふうな計画が進んでおられるように聞いております。これが大体千五百億ぐらひではなからうか、かように考えます。

地方銀行、相銀、信金が現在まだ寄り寄り協会の階で協議しておりますので、具体的な数字はわかりませんが、この辺を基礎として推定いたしますと、大体一兆から一兆五千億ぐらひが総体の資金の額ではなからうか。

この中で、たとえば六カ月定期でございますと、一回半年貯蓄が終わりますと、その次にまたそれを振りかえて次の六カ月というふうなこともあらうかと思ひますし、それからほかの定期預金を振りかえるというののも多少はあらうかと思ひますので、純増がどのぐらひになるかということとはわかりませんが、大台としてはその程度のもではなからうか。爆発的に売れるということではない、そういうふうなものではなからうか。この数字というものを別に引き直してみますと、個人の持つてある定期預金の増加額の約二割ぐらひの数字に当たるわけでございます。それからまた結論としても同じでございますが、六カ月定期預金の残高の二割ぐらひという数字にこれが該当いたします。したがって、普通であればそのぐ

らいてはなからうか。場合によっては、非常に爆発的にこれが売れるということがあらうかとも思いますが、いまのところはそんなことではなからうかと考えております。

なお、いまお説のように非常に地域的に当たりはずれのアンバランスがあるのではなからうかということは、正直申し上げて、地方銀行でございいますとか相銀、信用金庫の中でも、いろいろそういうことを懸念しておるようでごさいますして、ブロックを分けるときに、できるだけそういうことを配慮したいというように聞いております。

○竹本委員 二割、一兆円ぐらいの金を集めるといふことになれば、大蔵省が魅力を感じるのも少しわかりやすいけれども、しかし、いづれにしても、これは大臣、私は今日のあるいは今後の日本の経済運営の根本というものは、やはり原点に立ち返って、勤儉貯蓄ということではなければならぬ。したがって、やはりほんとうの意味の本格的な貯蓄を奨励していく、貯蓄心を増強していくということから考えて、これはむしろマイナスであることは私はどうしても感じます。むしろ、そういうことをしなくても、たとえば、私は特に最近思っているのですけれども、預金の金利をまず一〇%ぐらい上げたらどうか。

大蔵省の調査で見ましても、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、それぞれの国が、平均のものもあるし特別なものもあるのですけれども、一五、六%ぐらいまでいったのがある。一〇%以上のものが相当あります。そういうことで、先ほども御議論がありましたけれども、銀が三四%、消費者物価が二〇・四%ですか、二〇、三〇というけたで、大体ドイツのこれこれ四倍でしよう、アメリカの二倍だというように物価が上がっているときに、アメリカでやっている金利よりもさらに低い預金金利ということ自体が、矛盾しておると思うのです。そういう意味で、いまのアメリカでも八・三七五という数字があがっているし、イギリスの場合なんか一六%、ドイツも一五%のものあれば一〇%のものもあるという。

したがって、ドイツと比較しますならば、ドイツの四倍物価が上がっている状態、これがいつまでも長く続いても困りますが、そういうときにドイツよりも安い、せいぜい七・二五%程度の金利ということ自体に、非常に政治的な大きなアンバランスがあると思うのです。

そういう意味で、大臣にお伺いしたいのは、日本の物価上昇も考慮しながら、また諸外国における金利水準が非常に引き上げられておるといふことも考慮しながら、さらに言うならば、貸し出し金利についても、これは少し考えなければならぬと思うのです。と申しますのは、日本の預金の金利を下げる、それから貸し出し金利も下げるというものは、大臣が批判をされておる高度経済成長政策の亡霊が残っていると思うのです。やはり金利は下げて、そして間接金融を大いに増強して、これで設備投資主導型高度経済成長をやるうといつてやってきたわけだ。そこで、高度経済成長政策を批判して福祉国家を建設しようということになれば、金利政策のあり方も従来とは変わらなければならぬ。それが何も変わっていないじゃないか。そういう意味で、政策の大きな転換からいっても、よその国の物価水準との比較からいっても、金利水準、貸し出し金利の水準からいっても、この辺で日本の金利水準について再検討を加えて、預金についてはたとえば一〇%の預金の金利を認めるといふようなことになれば、へたな富くじをやって刑法違反みたいなことをやらなくても、堂々たる貯蓄奨励ができると思えますが、金利水準について再検討をされる御意思はありますか。

○福田田務大臣 金利水準という問題は、これはなかなかむずかしい問題でございまして、預金だけの見地からいいますれば、もとより預金金利の高いほうがいいに違いないけれども、しかし、その与える広範な影響というものを考えますと、そう無条件で預金の金利の引き上げが妥当であるという結論にならないのです。預金の金利を引き上げることになりますれば、どうし

てもこれは国債の金利なんかに影響をしてくるわけですね。金利体系全体に影響する問題です。そういう際に、財政上の立場というものも考えなければならぬ。財政上金利引き上げの影響をすなおに受け入れてしまうということになりますれば、今度はそっちからのインフレ対策問題をどうするのだ、こういう問題にもなる。またわが国では郵便貯金という問題もあるわけですね。郵便貯金は御承知のように集まった金を資金運用部を通じて、これは政策金融に使っている。そっちの金利、これを一体どうするのだ、こういうような問題もあります。これもまた財政に大きくかぶってくる。

そういうようなことで、どうも簡単に結論を下すわけにはいかないのですが、いまアメリカだとか西ドイツだとかそういうほかの国の話もありましたが、ほかの国でも預金の金利につきましても、たとえばアメリカにおきましては、なるほど法人の大口金利は非常に高うございまして、しかし、小口の貯蓄性預金に高うございまして、五%とか六%とか、そういう非常に低利のものでもあります。西ドイツにおきましても、やはり法人の大口預金金利は高うございしますが、個人の一年ものの貯蓄、そういうものは七%である。そういうような状態でありまして、決してわが国の貯蓄性定期預金の金利が低い、こういう状態ではないのです。

しかし、わが国におきましては異常な物価状態でありますので、そういう状態下において預金者の気持ちを考えてなければならぬということは、常に私も考えておりました。何か他の施策との整合性、こういうものが貫けるならば、何とか考えなければならぬかなとしようと思っております。ところであります、そういうことでいい着想がありますれば、私はこれをどうしどし実施していく、そういう考えでございませう。

○竹本委員 金利水準あるいは金利体系全体に影響のある問題だというのは、大臣のおっしゃる通りだと思っております。しかし、それならば、た

とえば年末、ボーナス預金を集めたのを一%上げたというところで、とにかいまでは過剰流動性を吸収するという至上命令があるんですから、若干ある意味においては無理をして少しプラスを出さない、それだけの政策効果をあげることができない。一%上げたのもそういう意味でありまして、その点は検討される場合に考慮に入れていただきたい。

それから第二に、アメリカはいまお話がありましたように一六%、これはイギリスにしても一六%のものあれば六%のものもあります。これは小口のほうは、小口の貯蓄性預金ということを押えておる。しかしながら、その他の大口のほうは、大体自由金利みたいなものでしょう。それで、アメリカの自由主義経済の原則からいえば、自由にして、自由にしたから競争もあるし、いろいろ条件があつて高い金利が出た。これは私はむしろアメリカ、ドイツの立場のほうが筋が通っていると思うのです。ところが、日本のように、一方では自由経済という、一方では発想の転換という、一方ではまた押えてみたり押えなかつたりする。一体どれが本筋がよくわからない。だから私は、いまは発想の転換、福祉社会の建設ということが日本の政策の大きな目標になっているわけですから、それに合ったように再検討してもらふべきではないか。これは卑見を述べて御検討をひとつわづらわしいと思います。

最後に、もう一つだけでございますが、いま私は預金のスライド制ということも考えているわけですが、そういう点に関連しながら一言だけ大臣に伺いたいのは、政策の一番大きなねらいというのは、大臣も言っておられると思うのですけれども、やはり物価の安定ではないかと思うのです。総需要の抑制、短期決戦、大体大臣の言っておられることも私も賛成ですが、その根本は物価の安定である。したがって、大蔵省の財政金融政策、それらは物価の安定ということが至上命令だと私は思いますが、大臣の御答弁でこれを確認してもらいたいと思うのです。いかがですか。

